

日本司法支援センター 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項

法人名	日本司法支援センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第4期）
	中期目標期間	平成30～令和3年度

2. 評価の実施者に関する事項

日本司法支援センター評価委員会

3. 評価の実施に関する事項

令和3年7月5日に開催した日本司法支援センター評価委員会第67回会議において、日本司法支援センター理事長・監事その他担当者からのヒアリングを実施した。

4. その他評価に関する重要事項

特になし。

日本司法支援センター 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B : 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		B	B	B
評定に至った理由	項目別評定では、一部の項目にA又はC評定があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評定が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評定を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評定とした。			
2. 支援センター全体に対する評価				
支援センター全体の評価	<p>常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上（項目1－2）については、常勤弁護士1人当たりの事件処理件数は基準を下回っているものの、他方で、難易度が「高」とされている未配置地方事務所への常勤弁護士の新規配置を達成したほか、事件処理件数には必ずしも反映されない部分で常勤弁護士が大きな役割を果たすなどした。</p> <p>事務所の存置等（項目1－4）については、復興状況、需要等を勘案し、関係機関等とも協議の上で、令和2年度末をもって5つの被災地出張所を廃止するなど、組織運営の合理化が適切に実施されている。</p> <p>関係機関等との連携強化（1－5）について、外国人在留支援センター（フレスク）内に国際室を設置したことは、新たな取組として評価できる。</p> <p>法教育事業（項目2－7）については、全ての地方事務所において一般市民向けの法教育企画を計画・実施するとともに、新たな取組としてYouTube動画を作成するなど、法教育事業の更なる充実に努め、企画回数、参加人数を見ても、新型コロナウイルス感染症が拡大する困難な状況の中でも十分な実績を上げている。</p> <p>民事法律扶助業務（項目2－8）については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数は前年度より減少しているものの、特定援助対象者法律相談援助については前年度より件数を増加させたほか、新たな指定相談場所として福祉機関等を指定するなど、高齢者・障がい者を対象とした司法アクセスの拡充、支援の充実等に積極的に取り組んでいる。</p> <p>国選弁護等関連業務（項目2－9）については、対象事件の拡大に伴い、被疑者国選弁護事件の受理件数が高い水準で推移し、かつ、新型コロナウイルス感染症拡大による業務への影響があったにもかかわらず、24時間以内における指名通知の割合が前年度に引き続き約99.9%という極めて高い水準を維持している。</p> <p>適切な犯罪被害者支援・援助の実施（項目2－11）については、関係機関等と連携を進めながら、DV等被害者に対して適切な支援に取り組み、DV、ストーカー及び児童虐待のいずれにおいても前年度を上回る相談援助を実施したほか、精通弁護士の確保・紹介について十分な実績を上げている。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目3－13）については、効率化係数が織り込まれた予算額の範囲内で効率的な予算執行を達成した。</p> <p>自己収入の獲得等（項目4－17）については、寄附について必要な周知を行うなどして、一定水準以上の収入を確保している。</p> <p>民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－18）については、多様な回収策を着実に実施し、前年度を上回る高い債還率を実現するとともに、債還滞納率を減少させている。</p> <p>情報セキュリティ対策（項目5－22）については、関係規程や体制を整備するなどして、脅威の特質に対応した研修等を含めた情報セキュリティ対策を適切に実施している。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－23）については、様々な媒体を利用した多様な広報活動に積極的に取り組み、幅広い層へ向けた適切かつ効果的な広報活動が実施されており、ホームページのページビュー数が順調な増加傾向にあり、前年度比で10%以上も増加している。</p> <p>その他の項目についても、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響がある中、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も続くと思われるため、それを踏まえた工夫をするなどして、業務が停滞することのないよう留意し、十分な成果を上げることを期待したい。</p>			
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。			

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項

(項目別評定で指摘した課題、改善事項)

職員の採用及び配置等（項目1－2）については、中期目標の指標である常勤弁護士1人当たりの事件処理件数が減少し続けており、実効性のある改善策が求められる。また、常勤弁護士の業務量の把握や業務実績に対する評価に關し、事件処理件数だけではなく、今後は、司法ソーシャルワークを含む司法アクセスの障害の解消という役割への貢献度として、関係機関等との各種会議等への出席や福祉機関への情報提供等件数、さらには、出張法律相談件数や特定援助対象者法律相談援助件数等を指標の一部とすることも検討に値するほか、事件処理件数を基準とするにしても、当該事件の属性や労力等を反映させるなど、常勤弁護士が果たした役割を適切に評価できるような工夫を期待したい。

一般契約弁護士・司法書士の確保（項目1－3）については、弁護士数・司法書士のいざれにおいても、全体数の増加幅に比して契約人数の増加幅が小さく、とりわけ、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が小さいことについては、原因及びその改善策の検討を期待したい。

事務所の位置等（項目1－4）については、総合法律支援の理念を後退させることのないよう、今後は、新規の設置等に向けた具体的な検討を行い、その結果が示されることを期待したい。

関係機関等との連携強化（項目1－5）については、地方協議会に關し、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンライン形式だけでなく、アンケート形式によることも認めたにもかかわらず、2地方事務所で開催できていない上、開催回数も前年度を下回っている。また、地方公共団体、福祉機関等に対する業務説明についても、減少傾向が顕著であり、平成30年度比で約39%も減少している。これらの点については、改善が強く求められる。

適切な情報提供の実施（項目2－6）については、コールセンター対応件数が前年度比11%以上、件数にして4万5000件以上減少しているところ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務縮小期間だけでなく、年間を通じてほぼ毎月件数が減少していることに鑑みれば、業務縮小以外の要因も十分考えられるところであり、その解明・分析、対応策等の検討が期待される。

適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施（項目2－11）については、潜在的なニーズに対応するとともに、被虐待児やその周囲の方々による支援センターへのアクセスを促進するためには、支援センターの名称や業務についての認知度を上げることが重要であり、令和3年度以降においては、そのための更なる取組に期待したい。

情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）の効率化に向けた取組状況（項目3－14）については、応答率がやや伸び悩んでいるものとうかがわれる上、1コール当たりの運営経費についても大幅に増加していることから、これらの点について、改善が求められる。

業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－23）については、業務認知度及び名称認知度については、いざれも近年伸び悩んでいることがうかがわれ、その点について検討・改善に期待したい。YouTube動画を利用した広報・周知活動は、有用であると思料されるため、今後も、対象とする利用者層を検討とともに、動画の内容等を工夫するなどし、積極的に活用されることを期待したい。

その他改善事項

特に記載すべき事項はない。

4. その他事項

監事等からの意見

特に記載すべき事項はない。

その他特記事項

特に記載すべき事項はない。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別調書No.
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項						
1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	B	B	B		1-1
2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上 【難易度：高】	C	C	B or C		1-2
3	一般契約弁護士・司法書士の確保	B	B	B		1-3
4	事務所の存置等 【重要度・難易度：高】	B	B	B		1-4
5	関係機関等との連携強化	B	C	C		1-5
II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
6	適切な情報提供の実施	A	A	A or B		2-6
7	法教育事業	A	A	A		2-7
8	民事法律扶助業務 【重要度：高】	A	B	B		2-8
9	国選弁護等関連業務	A	A	A		2-9
10	司法過疎対策業務	B	B	B		2-10
11	適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施 【重要度：高】	B	B	A		2-11
12	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	B	B	B		2-12
III. 業務運営の効率化に関する事項						
13	一般管理費及び事業費の効率化 【重要度：高】	B	B	B		3-13
14	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	A	B	B or C		3-14
15	民事法律扶助業務	B	B	B		3-15
16	国選弁護等関連業務	B	B	B		3-16
IV. 財務内容の改善に関する事項						
17	自己収入の獲得等 【難易度：高】	B	B	B		4-17
18	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 【重要度・難易度：高】	A	A	A		4-18
19	財務内容の公表	B	B	B		4-19
V. その他業務運営に関する重要事項						
20	業務運営の体制維持	B	B	B		5-20
21	内部統制の確実な実施	B	B	B		5-21
22	情報セキュリティ対策 【重要度：高】	B	B	B		5-22
23	業務内容の周知を図る取組の充実 【重要度：高】	B	B	B		5-23
24	報酬・費用の立替・算定基準	B	B	B		5-24

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標 (参考指標)	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事課主催研修 (実施人数)		—	171人	131人	135人		(参考情報) 平成29年度：221人 総常勤職員数（常勤弁護士を除く。）：749人 (令和3年3月31日現在)

年度評価 1－1 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上</p> <p>職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量の変動について的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。</p> <p>職員の能力の向上のため、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、視聴覚教材の配付等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。</p>
中期計画	<p>I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上</p> <p>(ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>(イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組に適切に対応するため、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。</p>
年度計画	<p>I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上</p> <p>(ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、今後の増加が見込まれる外国人対応を含む既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>(イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、研修内容の見直しを進めつつ、OJT及び採用年次、経験年数に応じた階層別研修を実施し、各階層の職員に求められる業務知識の修得及び職員の能力向上を図る。</p> <p>また、上記研修の実施に当たっては、視聴覚教材の配付及びe-ラーニング等の効率的な方法についても検討・実施する。</p>

主な評価指標	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
1 採用	評定	B	評定	B
(1) 選考	評定に至った理由			
職員の採用選考に当たっては、多肢択一式問題や事務処理能力検査、適性検査のほか、面接を複数回実施した。面接の実施に際しては、本部事務局長、部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任といった幅広い役職の者を面接員に選任するとともに、地方事務所から事務局長も面接員に選任することで、多角的な視点から受験者の能力及び適性を判断した。	【採用・配置】 令和2年度においては、受験者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、一部オンラインによる試験を導入したほか、令和元年度に引き続き中途採用試験等を実施することで、多くの受験者の中からの採用選考を行い、的確な採用を行った。また、女性活躍とワークライフバランス推進のため、令和元年度に導入した、育児・介護、配偶者の転勤及びその他の理由により中途退職した元常勤職員を再採用する「ジョブリターン制度」に基づき、退職時に同制度利用の有無を確認し、所属長の意見を提出させる取組を継続した。			
令和2年度においては、利便性を向上することで多くの受験者を集め、かつ、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、筆記試験及び一次面接をオンラインにて実施した。	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 なお、従前の多様な職員選考方法や研修等に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、新たにオンラインを活用するなど、職員の選考や能力向上のために柔軟に対応した点は評価できる。			
(2) 採用実績	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 なお、従前の多様な職員選考方法や研修等に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、新たにオンラインを活用するなど、職員の選考や能力向上のために柔軟に対応した点は評価できる。			
卒業後5年間（厚生労働省告示では卒業後3年間）を新卒採用の対象者とする運用を継続し、333名から選考した13名を採用した。	ワークライフバランスの推進や働きやすい職場環境の実現のため、「ジョブリターン」制度、「転勤特例制度」、「ジョブポスティング」制度等の更なる活用に期待したい。			
さらに、新卒採用（二次募集）及び中途採用試験も実施し、247名から選考した2名を採用した。	ワークライフバランスの推進や働きやすい職場環境の実現のため、「ジョブリターン」制度、「転勤特例制度」、「ジョブポスティング」制度等の更なる活用に期待したい。			
有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員を登用するため、当該有期契約職員の所属部署における管理監督者（本部課室長、地方事務所事務局長等）による評価等を行い、有期契約職員26名から選考した3名を登用した。	一般職員の配置については、総合法律支援の充実に向けた体制整備及び提供するサービスの更なる向上に配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点も踏まえて人事異動を行った。また、令和2年度から、職員の働きやすさ確保を目的とした転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする「転勤特例制度」、職員が積極的に能力を発揮できる場を提供することによる組織の活性化などを目的とした「ジョブポスティング制度」を導入した。			
(3) 女性活躍とワークライフバランスの推進	一般職員の配置については、総合法律支援の充実に向けた体制整備及び提供するサービスの更なる向上に配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点も踏まえて人事異動を行った。また、令和2年度から、職員の働きやすさ確保を目的とした転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする「転勤特例制度」、職員が積極的に能力を発揮できる場を提供することによる組織の活性化などを目的とした「ジョブポスティング制度」を導入した。			
中途退職した元常勤職員を、一定の要件のもとで再採用する「ジョブリターン制度」を継続した。	一般職員の配置については、総合法律支援の充実に向けた体制整備及び提供するサービスの更なる向上に配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点も踏まえて人事異動を行った。また、令和2年度から、職員の働きやすさ確保を目的とした転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする「転勤特例制度」、職員が積極的に能力を発揮できる場を提供することによる組織の活性化などを目的とした「ジョブポスティング制度」を導入した。			
2 配置				
(1) 令和3年4月期の広範な人事異動（149名）の実施に向け、以下の点を考慮した。				
・各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等				
・業務の平準化及び事務手続の合理化				

年度評価 1-1 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上

<ul style="list-style-type: none"> ・総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上 <p>(2) 職員の働きやすさを確保するため、未就学児の育児をしている職員や親族の介護等をしている職員を対象として、転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする「転勤特例制度」を導入した。</p> <p>(3) 職員が積極的に能力を発揮できる場を提供し、ひいては組織全体を活性化することを目的として、特定の業務を担当する職員を、職員の中から広く募集する「ジョブポスティング制度」を導入した。</p>	<p>以上から、所期の目標を達成したものと考える。</p> <p>【研修等】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で集合研修の実施ができなかつたため、急きよ、オンライン研修といった新たな手法を導入し、新規採用者研修、ステップ・アップ研修、ブラッシュ・アップ研修、3級昇格者・合格者研修及びマネジメント基礎研修を行った。一部の研修については、DVD教材を作成・配布し、確認テストを実施するなど、研修の目的・内容に応じて適切な実施方法を選択した。</p>	
<p>3 研修等</p> <p>階層別研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン研修及びDVD研修を実施するとともに、職員の育成について、OJTやメンター制度を活用するなどした。また、オンラインを活用したテーマ別研修を実施したり、外部研修に参加するなどして、職員の質の向上を図った。</p> <p>(1) 階層別研修（オンライン研修及びDVD研修）</p> <p>以下の研修を実施し、延べ135名が受講した。</p> <p>ア 新規採用者研修</p> <p>イ ステップ・アップ研修：採用後3年目の職員を対象</p> <p>ウ ブラッシュ・アップ研修：採用後7年目の職員を対象</p> <p>エ 3級昇格者・合格者研修：3級昇格者（地方事務所係長又は本部主任クラス）及び3級合格者を対象</p> <p>オ マネジメント基礎研修：4級昇格者及び4級合格者を対象</p> <p>(2) OJT</p> <p>「OJTハンドブック」を改訂し、それに基づくOJTを実施した。</p> <p>(3) メンター制度</p> <p>ア 「メンター要綱」の作成</p> <p>イ オンラインによるメンタ一面談の実施</p> <p>(4) テーマ別研修・説明会の実施</p> <p>以下のテーマにつきオンライン研修・説明会を開催した。</p> <p>ア 財務会計研修：3回実施</p> <p>イ 民事法律扶助説明会：1回実施</p> <p>(5) 中核を担う人材の育成</p> <p>以下の外部研修に職員が参加した（派遣又はオンライン受講）。</p>	<p>職員の育成については、職場の上司・先輩等が、新規採用者に対し、仕事に必要な知識やノウハウ等を計画的・継続的に伝えることを可能にするため、「OJTハンドブック」を改訂し、同ハンドブックに基づく効果的なOJTの実施に取り組んだ。上司以外の先輩職員が、新規採用者の悩みの相談に乗り、問題解決のサポートを行うメンター制度の充実を図るため、「メンター要綱」を新たに策定し、また、オンラインによる面談を実施するなど、新規採用者の精神面でのサポート体制の充実に取り組んだ。</p> <p>また、オンラインを活用し、全国の職員を対象としたテーマ別研修・説明会を実施することにより、業務に関するより深い知識の習得及び理解の向上に努めた。</p> <p>外部研修への派遣については、新型コ</p>	

<p>ア 人事行政研究所研修：職員3名（派遣）</p> <p>イ 総務省統計研究研修：職員4名（オンライン）</p> <p>ウ 国家公務員等研修会：職員1名（オンライン）</p> <p>エ 国立公文書館公文書管理研修Ⅰ：職員30名（うち派遣4名、オンライン26名）</p> <p>オ 国立公文書館公文書管理研修Ⅱ：職員8名（オンライン8名）</p>	<p>ロナウイルス感染症の影響で実施されないものもあったが、実施されたものについては積極的に参加を促し、支援センターの中核となる職務を担う人材の育成を図った。</p> <p>以上のとおり、年度を通じて職員の業務知識の習得及び能力向上に適切に取り組んだと言え、所期の目標を達成したものと考える。</p>	
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上		
当該項目の重要度、困難度	【難易度：高】常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報)
常勤弁護士 1人当たりの事件処理件数	前年度比 3 %増加	総件数：39件 扶助件数：23件 国選件数：12件 有償件数：3件	43件(10.2% 増) 26件 13件 3件	34件(20.9% 減) 19件 11件 3件	30件(11.8% 減) 16件 11件 3件		平成29年度：常勤弁護士数215名、総計8,456件、扶助5,111件、国選2,606件、有償739件。 平成30年度：常勤弁護士数198名、総計8,618件、扶助5,182件、国選2,645件、有償791件。 平成31／令和元年度：常勤弁護士数201名、総計6,952件、扶助3,847件、国選2,328件、有償777件 令和2年度：常勤弁護士数194名、総計5,994件、扶助3,111件、国選2,242件、有償641件 ※常勤弁護士数には、養成常勤弁護士等を含む。 ※左記扶助件数・国選件数・有償件数については、小数点以下を切り捨てたため、合計と総件数は一致しない。 ※扶助件数・国選件数について根拠資料を見直したため、基準値を含めた数値は平成30年度の業務実績報告書と一致しない。
(参考) 常勤弁護士数	採用数 (うち新スキーム)	21名 (18名)	15名 (14名)	25名 (23名)	24名 (21名)		※ 期末総数は、3月末日時点の人数である。

年度評価 1－2 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上

	退職者数 期末総数	38名 215名	32名 198名	22名 201名	31名 194名		
--	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標	<p>第3・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図るとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助への対応を含め、常勤弁護士が各種法律事務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士 1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。
中期計画	<p>I・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。</p> <p>(ウ) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどに留意する。</p>
年度計画	<p>I・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、広域での説明会等を通じ、常勤弁護士の活動内容や魅力、充実した研修を受講できること等を積極的に周知するとともに、司法修習生のみならず、法曹実務経験のある弁護士を対象とした求人広告等も行うことで、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する取組を進める。なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とする現行水準を維持する。</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切かつ効率的に実施できる体制となるよう、常勤弁護士の配置人数の適正化を図るため、引き続き、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、その配置人数の変更・調整を行う。さらに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握方法や常勤弁護士の効率的な業務実施体制についての検討を進める。また、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域については、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、配置に向けた協議をするなど、常勤弁護士の配置に向けた取組を続ける。</p> <p>(ウ) 常勤弁護士が、民事法律扶助事件や裁判員裁判対象事件を含む国選弁護等関連事件に適切に対応し、司法ソーシャルワークにも適切に取り組めるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどし、より実践的な研修を実施する。</p> <p>また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るブロック別研修や実務トレーニー・実務トレーナー研修等を積極的に活用し、常勤弁護士の全体的な能力の向上を図り、支援センターの中核になって職務を行う人材を育成する。</p> |
|--|--|

主な評価指標	常勤弁護士の配置及び能力の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料4、5、31、32、33、36】				
1 採用	評定	C	評定	B
(1) 常勤弁護士採用のための就職説明会の開催、採用案内の周知等 ・司法修習生、司法試験合格者等に採用案内等を配布 ・本部主導の常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する就職説明会をオンラインで開催（合計5回） ・支援センターホームページ、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマガジン等に法曹経験者向けのものを含む就職情報を常時掲載 ・弁護士会や法科大学院主催の就職説明会に参加して業務説明を行い、採用案内等を告知（弁護士会は合計6回、法科大学院は1回）	評定に至った理由	評定に至った理由	評定に至った理由	
(2) 常勤弁護士への関心を高めるためのエクスターンシップ実習生の受入れ、法科大学院生を対象とした説明会の開催等 ・本部主導による法科大学院からのエクスターンシップ実習生の受入れ 各地の法律事務所において6校の法科大学院から合計9名の法科大学院生を受入れ ・本部主導による法科大学院生を対象とした説明会の開催（合計12回（法科大学院での現地開催1回、オンライン開催11回）） ・大学や法科大学院において、常勤弁護士による講義を実施（合計10回） ・大学生や高校生向けイベントに参加し、常勤弁護士の業務を説明（1回） ・司法研修所の選択型実務修習企画については、司法研修所が、新型コロナウィルス感染症の影響及び政府・自治体の対処方針等を踏まえ、第73期司法修習生の選択型実務修習（全国プログラム）を全面的に取りやめたため、実施されなかつた	1 常勤弁護士の採用及び配置人数の維持 常勤弁護士の採用及び配置人数に関し、学生に向けた常勤弁護士の魅力等の周知活動や、司法修習生に向けた就職説明会を継続的に実施するなどしたことで、十分な資質の認められる24名（前年度比1名減）の採用に至った。なお、退職者数は31名（前年度比9名増）であったため、常勤弁護士の配置人数は194名（前年度比7名減）となり、前年度に比して微減となってはいるものの、これは、令和2年度の採用に関する事が新型コロナウイルス感染症対策に配慮した方法（オンライン方式等）を用いて実施せざるを得ず、例年と比較して制限の多い状況であったことによるものであり、このような厳しい状況の中でも、広報活動の工夫等により、採用人数をおおむね維持することができた。	常勤弁護士の活動に対する認識・理解を関係機関と共有し、配置に向けた地道な取組を継続的かつ粘り強く行った結果、令和2年10月、地方事務所併設型の兵庫法律事務所が開設され、新たに常勤弁護士が配置されるに至った。地方事務所併設型の法律事務所の新規開設（未配置地方事務所への新たな常勤弁護士の配置）は、平成25年の大阪法律事務所の開設以来であり、この点に関しては、高い評価を与えることができる。		
(3) 広報の強化による常勤弁護士の活動内容・採用に関する認知度向上 ・常勤弁護士の業務内容を周知するリーフレットを作成し、支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」に掲出 ・常勤弁護士採用パンフレットの改訂 ・支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」の更新 ・法テラス（公式）Twitterによる採用イベントの告知	2 兵庫地方事務所への新規配置 常勤弁護士の配置人数の適正化を図るための取組を継続しながら、常勤弁護士の配置の必要性の検討を継続的に続けてきた結果、令和2年10	また、常勤弁護士の採用については、近年、司法試験合格者や司法修習修了者が減少傾向にあるにもかかわらず、就職説明会をはじめとする様々な取組を行った結果、司法修習修了直後の者を21名採用するに至ったものであり、司法修習修了者に占める割合を年々上昇させている。加えて、法曹経験者も3名採用していることからすれば、採用活動及びその成果についても、評価に値するものである。 さらに、常勤弁護士の経験等に応じたきめ細やかな研修を実施してい		

年度評価 1－2 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上

<p>令和元年度末比：7名減</p> <p>ウ 事務所ごとの配置人数の検討</p> <p>前記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な常勤弁護士の配置を継続しており、適正な配置人数については検討を続けている。</p> <p>(2) 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握等</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析するとともに、事件の平均単価及び費用に係るデータを収集した。</p> <p>以上の方針により把握・収集した情報やデータを基に事務所ごとの収支を試算した。</p> <p>(3) 大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備</p> <p>大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備の方策を検討し、令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の担い手となった。</p> <p>3 研修等</p> <p>(1) 実践的な研修等の実施</p> <p>以下の業務研修を実施した（合計22回）。</p> <p>ア 養成中の常勤弁護士に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新任業務研修：新たに採用した常勤弁護士に対し、支援センターの各業務の解説をしたり、留意すべき事項についての講義を行うほか、利用者等とコミュニケーションを円滑に図るためにビジネスマナーや傾聴スキルを習得させる研修 ② 定期業務研修：刑事事件・民事事件に関する基本的な技術習得を目的とした書面起案等の演習を行う研修 ③ 赴任前業務研修：支援センターの法律事務所への赴任に当たり、各業務の解説、業務実施及び事務所運営に当たって留意すべき事項を再確認する研修 <p>イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 赴任4年目業務研修（令和元年度延期分）：民事事例研究演習、刑事事例研究演習、情報交換会等 ② 赴任1年目業務研修：民事実務研修、常勤弁護士としての基礎知識、意見交換会等 ③ 赴任2年目業務研修：民事（労働）演習、刑事演習等 	<p>もっとも、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、常勤弁護士は、司法ソーシャルワーク活動等を活発に行い、各地のニーズに応じた役割を果たした。また、令和2年7月豪雨の被災者法律相談援助の実施に当たり、体制整備の方策を検討するとともに、同相談援助の担い手となり、被災者支援にも尽力した。</p> <p>5 評定</p> <p>以上のとおり、年度計画に定めた常勤弁護士の採用、配置等の項目において、新規配置や若手の支援制度の拡充に向けた取組をしたことなど、評価すべき点もあるものの、上記4の理由により評価対象となる指標に不足が生じたことは否定できないため、評定はCとした。</p>	<p>規配置を達成したことや、採用実績についても回復傾向にあって成果を上げていることのほか、常勤弁護士の活動について見ると、事件処理件数には必ずしも反映されない部分での貢献度が大きいことなどを踏まえ、総合的に判断すれば、所期の目標を達成したものと認めて差し支えなく、「B」との評価が相当であると判断した。</p> <p>なお、常勤弁護士の業務量の把握や業務実績に対する評価については、事件処理件数だけではなく、今後は、常勤弁護士に期待される司法ソーシャルワークを含む司法アクセス障害の解消という役割への貢献度、さらには、出張法律相談件数や特定援助対象者法律相談援助件数等を指標の一部とすることなども検討に値するほか、事件処理件数を基準とする指標を取り入れるに当たっても、当該事件の属性や労力等を反映させるなど、常勤弁護士が果たしている役割を適切に評価できるような工夫がなされることに期待したい。</p>
---	--	---

<p>④ 赴任4年目業務研修：民事事例研究演習、刑事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント・ヒヤリハット等</p> <p>ウ 裁判員裁判に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 裁判員裁判事例研究研修：量刑判断における基本問題・争点、類型証拠開示請求、殺意の有無、正当防衛 ② 裁判員裁判専門研修：類型証拠開示、主張関連証拠開示、整理手続に付されていない事件における証拠開示 <p>エ その他の研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ブロック別研修：全国を9つのブロック（北海道・東北、関東A、関東B、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分け、各ブロックにおいて講義・講演を策定して実施 ② 全国経験交流会：全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告し、現制度の在り方や問題点、大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備、今後の課題等について議論を深めた ③ 外国人労働者に対する法的支援研修：技能実習生の支援、外国人労働事件（解雇無効と未払賃金を中心）をテーマとして実施 ④ 在留外国人に対する法的支援研修：在留外国人が抱える法律問題への対応やそれらの法律問題が在留資格に与える影響等をテーマとして実施 <p>(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用</p> <p>ア 前記(1)アないしウの研修の企画・実施、研修受講者によるアンケート結果に基づく研修内容等の見直しを随時実施</p> <p>イ 裁判員裁判弁護技術研究室による、常勤弁護士が受任している個別の裁判員裁判を含む刑事事件に関する指導・助言を実施</p> <p>ウ 常勤弁護士業務支援室による、常勤弁護士が受任している個別の民事・家事事件等に関する指導・助言を実施</p> <p>エ 常勤弁護士業務支援室による、養成中の常勤弁護士が個別の事件で起案した書面の添削・講評を実施</p> <p>オ 常勤弁護士業務支援室による、赴任1年目の常勤弁護士及び1人事務所に赴任している常勤弁護士に対するフォローアップ（電話かけプログラム）を実施</p> <p>カ 常勤弁護士業務支援室により、必要に応じて、赴任1年目の常勤弁護士等が赴任する法律事務所を訪問しての支援を実施</p> <p>(3) 常勤弁護士の外部派遣研修</p>		
--	--	--

法務省研修（大臣官房司法法制部）：1名（約8か月間）

(4) メンター制度導入に向けた準備

養成期間満了後1年目及び2年目の常勤弁護士並びにこれらと同程度の法曹実務経験年数の常勤弁護士を対象に、シニア常勤弁護士が担当制で支援を行うメンター制度を、令和3年度に導入できるよう準備を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上		
当該項目の重要度、困難度	【難易度：高】常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報)
常勤弁護士 1人当たりの事件処理件数	前年度比 3 %増加	総件数：39件 扶助件数：23件 国選件数：12件 有償件数：3件	43件(10.2% 増) 26件 13件 3件	34件(20.9% 減) 19件 11件 3件	30件(11.8% 減) 16件 11件 3件		平成29年度：常勤弁護士数215名、総計8,456件、扶助5,111件、国選2,606件、有償739件。 平成30年度：常勤弁護士数198名、総計8,618件、扶助5,182件、国選2,645件、有償791件。 平成31／令和元年度：常勤弁護士数201名、総計6,952件、扶助3,847件、国選2,328件、有償777件 令和2年度：常勤弁護士数194名、総計5,994件、扶助3,111件、国選2,242件、有償641件 ※常勤弁護士数には、養成常勤弁護士等を含む。 ※左記扶助件数・国選件数・有償件数については、小数点以下を切り捨てたため、合計と総件数は一致しない。 ※扶助件数・国選件数について根拠資料を見直したため、基準値を含めた数値は平成30年度の業務実績報告書と一致しない。
(参考) 常勤弁護士数	採用数 (うち新スキーム)	21名 (18名)	15名 (14名)	25名 (23名)	24名 (21名)		※ 期末総数は、3月末日時点の人数である。

年度評価 1－2 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上

	退職者数 期末総数	38名 215名	32名 198名	22名 201名	31名 194名		
--	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標	<p>第3・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図るとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助への対応を含め、常勤弁護士が各種法律事務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士 1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。
中期計画	<p>I・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。</p> <p>(ウ) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどに留意する。</p>
年度計画	<p>I・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、広域での説明会等を通じ、常勤弁護士の活動内容や魅力、充実した研修を受講できること等を積極的に周知するとともに、司法修習生のみならず、法曹実務経験のある弁護士を対象とした求人広告等も行うことで、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する取組を進める。なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とする現行水準を維持する。</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切かつ効率的に実施できる体制となるよう、常勤弁護士の配置人数の適正化を図るため、引き続き、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、その配置人数の変更・調整を行う。さらに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握方法や常勤弁護士の効率的な業務実施体制についての検討を進める。また、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域については、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、配置に向けた協議をするなど、常勤弁護士の配置に向けた取組を続ける。</p> <p>(ウ) 常勤弁護士が、民事法律扶助事件や裁判員裁判対象事件を含む国選弁護等関連事件に適切に対応し、司法ソーシャルワークにも適切に取り組めるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどし、より実践的な研修を実施する。</p> <p>また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るブロック別研修や実務トレーニー・実務トレーナー研修等を積極的に活用し、常勤弁護士の全体的な能力の向上を図り、支援センターの中核になって職務を行う人材を育成する。</p> |
|--|--|

主な評価指標	常勤弁護士の配置及び能力の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料4、5、31、32、33、36】				
1 採用	評定	C	評定	C
(1) 常勤弁護士採用のための就職説明会の開催、採用案内の周知等 ・司法修習生、司法試験合格者等に採用案内等を配布 ・本部主導の常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する就職説明会をオンラインで開催（合計5回） ・支援センターホームページ、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマガジン等に法曹経験者向けのものを含む就職情報を常時掲載 ・弁護士会や法科大学院主催の就職説明会に参加して業務説明を行い、採用案内等を告知（弁護士会は合計6回、法科大学院は1回） (2) 常勤弁護士への関心を高めるためのエクスターンシップ実習生の受入れ、法科大学院生を対象とした説明会の開催等 ・本部主導による法科大学院からのエクスターンシップ実習生の受入れ 各地の法律事務所において6校の法科大学院から合計9名の法科大学院生を受入れ ・本部主導による法科大学院生を対象とした説明会の開催（合計12回（法科大学院での現地開催1回、オンライン開催11回）） ・大学や法科大学院において、常勤弁護士による講義を実施（合計10回） ・大学生や高校生向けイベントに参加し、常勤弁護士の業務を説明（1回） ・司法研修所の選択型実務修習企画については、司法研修所が、新型コロナウィルス感染症の影響及び政府・自治体の対処方針等を踏まえ、第73期司法修習生の選択型実務修習（全国プログラム）を全面的に取りやめたため、実施されなかつた (3) 広報の強化による常勤弁護士の活動内容・採用に関する認知度向上 ・常勤弁護士の業務内容を周知するリーフレットを作成し、支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」に掲出 ・常勤弁護士採用パンフレットの改訂 ・支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」の更新 ・法テラス（公式）Twitterによる採用イベントの告知	評定に至った理由	評定に至った理由	日本司法支援センター評価委員会による評価	
1 常勤弁護士の採用及び配置人数の維持 常勤弁護士の採用及び配置人数に関し、学生に向けた常勤弁護士の魅力等の周知活動や、司法修習生に向けた就職説明会を継続的に実施するなどしたことで、十分な資質の認められる24名（前年度比1名減）の採用に至った。なお、退職者数は31名（前年度比9名増）であったため、常勤弁護士の配置人数は194名（前年度比7名減）となり、前年度に比して微減となってはいるものの、これは、令和2年度の採用に関する事が新型コロナウイルス感染症対策に配慮した方法（オンライン方式等）を用いて実施せざるを得ず、例年と比較して制限の多い状況であったことによるものであり、このような厳しい状況の中でも、広報活動の工夫等により、採用人数をおおむね維持することができた。	2 兵庫地方事務所への新規配置 常勤弁護士の配置人数の適正化を図るための取組を継続しながら、常勤弁護士の配置の必要性の検討を継続的に続けてきた結果、令和2年10	常勤弁護士の採用については、近年、司法試験合格者や司法修習修了者が減少傾向にあるにもかかわらず、就職説明会をはじめとする様々な取組を行った結果、司法修習修了直後の者を21名採用して司法修習修了者に占める割合を年々上昇させており、法曹経験者も3名採用しており、これらの採用活動及びその成果は、一定程度評価に値する。 また、常勤弁護士の配置については、継続的な取組を行った結果、令和2年10月に地方事務所併設型の兵庫法律事務所が開設され、新たに常勤弁護士が配置されるに至った。この点については、未配置事務所解消への一歩であり、評価に値する。 さらに、常勤弁護士の経験等に応じた研修やテーマ別研修が充実しており、常勤弁護士の能力向上への取組も適切に実施されているものと認められる。	しかしながら、中期目標の指標と定められている常勤弁護士1人当たりの事件処理件数については、大きく減少していた前年度から更に減少し、実効性のある改善策を見いだす	

<ul style="list-style-type: none"> ・「スタッフ弁護士フェイスブックページ」に随時記事を投稿し、その投稿について法テラス（公式）Twitterにより告知 ・前記サイト及びフェイスブックページの案内チラシを作成し、説明会等で配布 	<p>(4) 総合評価のための面接の実施 日本弁護士連合会の協力を得て、支援センター職員としての資質ばかりでなく、弁護士としての資質にも着目した採用面接を実施</p>	<p>(5) 内定者へのフォローアップ体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成中の常勤弁護士による「養成スタッフ日記」を内定者にメール送信 ・フォロー担当の常勤弁護士を選定 ・内定者交流会をオンラインで開催（1回） 	<p>(6) 新規採用者の確保 以上の取組により、63名の応募者の中から、総合法律支援に意欲的な24名を新規採用</p>
<p>司法修習修了直後の者：21名</p>		<p>法曹経験者：3名</p>	
<p>2 配置</p>		<p>(1) 常勤弁護士の配置</p>	
<p>ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証 事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性を検証するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて、常勤弁護士の配置等について地方事務所執行部からヒアリングした。</p>	<p>民事法律扶助事件数や国選弁護事件数のほか、司法ソーシャルワークをはじめとする各地における常勤弁護士の各種役割（例として、令和2年度は、常勤弁護士が地方公共団体その他の団体と連携して合計783件の会議（地方協議会含む）に参加した）等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。</p>	<p>イ 配置人数等 令和2年度末時点における配置人数：194名</p>	<p>月、これまで未配置であった兵庫地方事務所に法律事務所を開設するに至り、常勤弁護士を配置して業務を開始した。</p>
<p>3 資質の向上</p>		<p>常勤弁護士の能力向上のために各種研修を実施するとともに、赴任1年目及び1人事務所に赴任する常勤弁護士に対するフォローアップも充実させた。</p>	<p>また、養成期間満了後1年目及び2年目の常勤弁護士並びにこれらと同程度の法曹実務経験年数の常勤弁護士を対象に、シニア常勤弁護士が担当制で支援を行うメンター制度の導入に向けた準備を行った。</p>
<p>4 常勤弁護士の活動等</p>		<p>さらに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響下における法的サービス提供のための体制整備についても、研修のテーマとするなどして検討を行った。</p>	<p>前年度に継いで、常勤弁護士の事件処理件数は減少したが、その理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、従前ののような面談での法律相談が困難となったことや、常勤弁護士が取り扱う事件のうち多くの割合を占める自己破産申立事件が、全国的に減少したことなどが考えられる。</p>
<p>ことでも困難な状態にあると言わざるを得ない。そうすると、常勤弁護士が、事件処理件数には必ずしも直接結びつかない司法ソーシャルワークや、大規模災害対応等を積極的に行っており、それらを表す一つのデータである出張法律相談件数や特定援助対象者法律相談援助件数を見ると、常勤弁護士が果たした役割が大きいことを考慮しても、厳しい評価をせざるを得ない。</p>	<p>以上からすれば、所期の目標を達成したとは認められないため、「C」と評価せざるを得ない。</p>	<p>なお、常勤弁護士の業務量の把握や業務実績に対する評価については、事件処理件数だけではなく、今後は、司法ソーシャルワークを含む司法アクセス障害の解消という役割への貢献度、さらには、出張法律相談件数や特定援助対象者法律相談援助件数等を指標の一部とすることなども検討に値するほか、事件処理件数を基準とする指標を取り入れるに当たっても、当該事件の属性や労力等を反映させるなど、常勤弁護士が果たしている役割を適切に評価できるような工夫がなされることに期待したい。</p>	

<p>令和元年度末比：7名減</p> <p>ウ 事務所ごとの配置人数の検討</p> <p>前記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な常勤弁護士の配置を継続しており、適正な配置人数については検討を続けている。</p> <p>(2) 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握等</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析するとともに、事件の平均単価及び費用に係るデータを収集した。</p> <p>以上の方針により把握・収集した情報やデータを基に事務所ごとの収支を試算した。</p> <p>(3) 大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備</p> <p>大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備の方策を検討し、令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の担い手となった。</p> <p>3 研修等</p> <p>(1) 実践的な研修等の実施</p> <p>以下の業務研修を実施した（合計22回）。</p> <p>ア 養成中の常勤弁護士に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新任業務研修：新たに採用した常勤弁護士に対し、支援センターの各業務の解説をしたり、留意すべき事項についての講義を行うほか、利用者等とコミュニケーションを円滑に図るためのビジネスマナーや傾聴スキルを習得させる研修 ② 定期業務研修：刑事事件・民事事件に関する基本的な技術習得を目的とした書面起案等の演習を行う研修 ③ 赴任前業務研修：支援センターの法律事務所への赴任に当たり、各業務の解説、業務実施及び事務所運営に当たって留意すべき事項を再確認する研修 <p>イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 赴任4年目業務研修（令和元年度延期分）：民事事例研究演習、刑事事例研究演習、情報交換会等 ② 赴任1年目業務研修：民事実務研修、常勤弁護士としての基礎知識、意見交換会等 ③ 赴任2年目業務研修：民事（労働）演習、刑事演習等 	<p>もっとも、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、常勤弁護士は、司法ソーシャルワーク活動等を活発に行い、各地のニーズに応じた役割を果たした。また、令和2年7月豪雨の被災者法律相談援助の実施に当たり、体制整備の方策を検討するとともに、同相談援助の担い手となり、被災者支援にも尽力した。</p> <p>5 評定</p> <p>以上のとおり、年度計画に定めた常勤弁護士の採用、配置等の項目において、新規配置や若手の支援制度の拡充に向けた取組をしたことなど、評価すべき点もあるものの、上記4の理由により評価対象となる指標に不足が生じたことは否定できないため、評定はCとした。</p>
---	--

<p>④ 赴任4年目業務研修：民事事例研究演習、刑事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント・ヒヤリハット等</p> <p>ウ 裁判員裁判に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 裁判員裁判事例研究研修：量刑判断における基本問題・争点、類型証拠開示請求、殺意の有無、正当防衛 ② 裁判員裁判専門研修：類型証拠開示、主張関連証拠開示、整理手続に付されていない事件における証拠開示 <p>エ その他の研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ブロック別研修：全国を9つのブロック（北海道・東北、関東A、関東B、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分け、各ブロックにおいて講義・講演を策定して実施 ② 全国経験交流会：全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告し、現制度の在り方や問題点、大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備、今後の課題等について議論を深めた ③ 外国人労働者に対する法的支援研修：技能実習生の支援、外国人労働事件（解雇無効と未払賃金を中心）をテーマとして実施 ④ 在留外国人に対する法的支援研修：在留外国人が抱える法律問題への対応やそれらの法律問題が在留資格に与える影響等をテーマとして実施 <p>(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用</p> <p>ア 前記(1)アないしウの研修の企画・実施、研修受講者によるアンケート結果に基づく研修内容等の見直しを随時実施</p> <p>イ 裁判員裁判弁護技術研究室による、常勤弁護士が受任している個別の裁判員裁判を含む刑事事件に関する指導・助言を実施</p> <p>ウ 常勤弁護士業務支援室による、常勤弁護士が受任している個別の民事・家事事件等に関する指導・助言を実施</p> <p>エ 常勤弁護士業務支援室による、養成中の常勤弁護士が個別の事件で起案した書面の添削・講評を実施</p> <p>オ 常勤弁護士業務支援室による、赴任1年目の常勤弁護士及び1人事務所に赴任している常勤弁護士に対するフォローアップ（電話かけプログラム）を実施</p> <p>カ 常勤弁護士業務支援室により、必要に応じて、赴任1年目の常勤弁護士等が赴任する法律事務所を訪問しての支援を実施</p> <p>(3) 常勤弁護士の外部派遣研修</p>		
--	--	--

法務省研修（大臣官房司法法制部）：1名（約8か月間）

(4) メンター制度導入に向けた準備

養成期間満了後1年目及び2年目の常勤弁護士並びにこれらと同程度の法曹実務経験年数の常勤弁護士を対象に、シニア常勤弁護士が担当制で支援を行うメンター制度を、令和3年度に導入できるよう準備を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	一般契約弁護士・司法書士の確保		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
民事法律扶助契約弁護士数	(参考指標)	—	23,371人	23,740人	24,028人		(参考情報) 平成29年度：22,346人
民事法律扶助契約司法書士数	(参考指標)	—	7,440人	7,453人	7,500人		(参考情報) 平成29年度：7,294人
国選弁護人契約弁護士数	(参考指標)	—	29,297人	30,160人	30,897人		(参考情報) 平成29年度：28,585人
国選付添人契約弁護士数	(参考指標)	—	15,177人	15,501人	15,886人		(参考情報) 平成29年度：14,867人
被害者参加弁護士契約弁護士数	(参考指標)	—	5,250人	5,440人	5,570人		(参考情報) 平成29年度：5,038人
DV等被害者法律相談援助契約弁護士数	(参考指標)	—	1,882人	1,953人	2,097人		(参考情報) 平成29年度：1,716人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>
中期計画	<p>I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施及び刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求ることにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>
年度計画	<p>I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士並びにDV等被害者法律相談援助の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求ることにより一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。</p>

主な評価指標	一般契約弁護士・司法書士の確保						
支援センターの業務実績・自己評価							
業務実績	自己評価						
業務実績等報告書（資料編）：【資料17、18、20、21、35、48、49】							
1 民事法律扶助契約弁護士及び民事法律扶助契約司法書士の確保	評定	B	評定	B			
日本弁護士連合会が実施した講習会に、民事法律扶助業務（特定援助対象者法律相談援助を含む。）及び震災法律援助業務の資料を提供し、両業務の周知及び利用の促進を図った。48地方事務所において、弁護士会・司法書士会と連携しつつ、支援センターの業務に関する説明会や協議会を実施したほか、未開催の地方事務所においても、地方協議会の開催などを通じて、民事法律扶助契約弁護士及び民事法律扶助契約司法書士の確保や両業務の制度に対し、より深い理解を求めるための取組を実施した。	評定に至った理由	説明会や協議会等を実施するなどして、弁護士会・司法書士会と適切な連携関係を築き、各種契約弁護士数・司法書士数を着実に増加させている。					
→民事法律扶助契約弁護士数：令和3年4月1日時点 24,028名 (令和2年4月1日時点から288名増加)							
民事法律扶助契約司法書士数：令和3年4月1日時点 7,500名 (令和2年4月1日時点から47名増加)							
2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保	評定に至った理由	説明会や協議会等を実施するなどして、弁護士会・司法書士会と適切な連携関係を築き、各種契約弁護士数・司法書士数を着実に増加させている。					
全地方事務所において、国選弁護等関連業務の周知のための説明会や協議会（弁護士会との共催を含む。）を開催したり、同業務周知のための説明資料の配布を行うなどして、同業務制度の周知を行った。	本部及び全地方事務所において、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関と連携しつつ、説明会や協議会・意見交換を実施したり、説明資料を配布するなどして、一般契約弁護士・司法書士の確保を図った結果、民事法律扶助契約弁護士、民事法律扶助契約司法書士、国選弁護人契約弁護士、国選付添人契約弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士、DV等被害者法律相談援助弁護士の契約者数がいずれも令和元年度より増加した。						
→国選弁護人契約弁護士数：令和3年4月1日時点 30,897名 (令和2年4月1日時点から737名増加)	また、地方事務所において民事法律扶助業務に関する講習会を実施したほか、説明会や協議会も複数回にわたり実施し、さらに、国選弁護等関連業務や犯罪被害者支援業務についても、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した形式で研修、説明会及び協議会を実施し、各制度を周知してより深い理解を求ることで、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図った。						
国選付添人契約弁護士数：令和3年4月1日時点 15,886名 (令和2年4月1日時点から385名増加)	以上から、所期の目標を達成したものと考える。						
3 被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者法律相談援助契約弁護士の確保							
(1) 日本弁護士連合会との協議の場において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、被害者参加人のための国選弁護制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。							
→被害者参加弁護士契約弁護士数：令和3年4月1日時点 5,570名 (令和2年4月1日時点から130名増加)							

うち女性弁護士数：令和3年4月1日時点 1,278名

(令和2年4月1日時点から39名増加)

(2) 日本弁護士連合会との協議の場において、同連合会の犯罪被害者支援委員会委員、両性の平等委員会委員及び子どもの権利委員会委員に対し、DV等被害者法律相談援助の運用状況を説明するとともに、DV等被害者法律相談援助契約締結に向けての協力要請を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、DV等被害者法律相談援助制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。

→DV等被害者法律相談援助契約弁護士数：令和3年4月1日現在2,097名

(令和2年4月1日時点から144名増加)

うち女性弁護士数：令和3年4月1日現在727名

(令和2年4月1日時点から40名増加)

4 サービスの質の向上

(1) 民事法律扶助業務

前記1の講習会や説明会、協議会において、依頼者への制度説明、適切な事件管理と報告の徹底を求めるなどし、民事法律扶助制度に対し、より深い理解を求めてることで弁護士・司法書士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするよう努め、サービスの質の向上を図った。

(2) 国選弁護等関連業務

ア 研修、協議会、説明会等の実施

45の地方事務所（支部を含む。）において、延べ125回、刑事弁護に関連した研修、協議会、説明会等を実施した（弁護士会等との共催を含む。）。その内容としては、新規登録弁護士を対象とした国選弁護・付添制度の研修や裁判員裁判の弁護活動に関する説明会、休日国選業務に関する協議会などであった。

イ 報酬請求に関する規程等の周知

諸規程の正確な理解が的確な報告と過誤事案の防止にとって重要であるため、全地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対して、改訂後の報告書様式のホームページ掲載箇所の案内、「国選弁護報酬及び費用についての基本的な説明」の配布、通訳料・翻訳料の取扱いに関する各改正、いわゆるATM窃盗事案における特別成果加算に

係る取扱変更等についての周知を行った。

(3) 犯罪被害者支援業務

全地方事務所において、犯罪被害者に対する法的支援を適切かつ充実したものとするため、被害者参加人のための国選弁護制度及びDV等被害者法律相談援助並びにこれらの制度に関連する法律業務につき、集合形式での実施のほかオンラインによる開催や書面での意見聴取・資料配布等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した形態で、以下の取組を実施した。

- ① 弁護士会主催の説明会、協議会等への参加
- ② 地方事務所主催の説明会、協議会等の実施
- ③ 地方事務所・弁護士会共催による研修、説明会、協議会等の実施

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	事務所の存置等		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不斷の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。 【難易度：高】事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要があり、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
出張所数	(参考指標)	—	10か所	10か所	10か所		(参考情報) うち7か所が被災地出張所 平成29年度：11か所（うち7か所が被災地出張所）
扶助・国選対応地域事務所数	(参考指標)	—	4か所	3か所	3か所		(参考情報) 平成29年度：4か所
司法過疎地域事務所数	(参考指標)	—	35か所	34か所	34か所		(参考情報) 平成29年度：35か所

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・2(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行うとともに、特に、出張所・扶助国選対応地域事務所・司法過疎地域事務所については、以下の見直しを進める。なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、具体的な検討過程を明らかにする。</p> <p>ア 地方事務所と地理的に近接する出張所については、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。</p> <p>また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。</p> <p>イ 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。</p> <p>ウ 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置趣旨に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。</p>
中期計画	<p>I・2(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不断に検討し、必要な見直しを進める。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。</p> <p>ア 出張所</p> <p>地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。</p> <p>また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。</p> <p>イ 扶助・国選対応地域事務所</p> <p>当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。</p> <p>ウ 司法過疎地域事務所</p> <p>常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、その設置趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、統廃合を含めた見直しを進める。</p> <p>なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。</p>

年度計画	<p>I・2(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、その存置・移設・設置の必要性について検討し、必要な見直しを進める。</p> <p>ア 出張所</p> <p>地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しに向けた検討を行う。</p> <p>また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえながら、必要な見直しを進める。</p> <p>イ 扶助・国選対応地域事務所</p> <p>扶助・国選対応地域事務所を設置した地域における一般契約弁護士の増加状況や、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、常勤弁護士の業務量や事務所の維持コスト等を踏まえつつ、その存廃について検討する。</p> <p>ウ 司法過疎地域事務所</p> <p>常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域については、実働弁護士数だけでなく、当該地域の実働弁護士1人当たりの人口、法律事務取扱業務量、一般契約弁護士による民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、更には当該地域に設置された司法過疎地域事務所における業務量や採算性等を踏まえ、その存廃について検討する。</p> <p>また、上記要素等を踏まえて地域の需要の有無を分析し、需要が見込まれる地域の地方事務所等に働きかけるなどしてその要望を吸い上げた上で、法務省及び日本弁護士連合会等と協働して新規設置に取り組むとともに、その検討過程を明らかにする。</p>
------	---

主な評価指標	事務所の業務実施体制の見直しに向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料5】				
1 出張所	評定	B	評定	B
地方事務所と地理的に近接する出張所については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等を把握・分析し、組織運営を合理化する方向での見直しに向けた検討を行った。また、被災地出張所については、関係機関等との協議を継続し、震災特例法が令和3年3月31日限りで効力を失うことも踏まえ諸事情を検討した結果、同日をもって5出張所（南三陸出張所、山元出張所、東松島出張所、大槌出張所及び二本松出張所）を廃止した。	評定に至った理由	出張所については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等の把握・分析に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所の執行部と協議を行うなどして、必要な見直しに向けた検討を行った。被災地出張所については、被災地におけるニーズや復興の状況等諸事情を総合勘案し、関係機関等とも協議の上で検討を重ねた結果、5出張所を廃止するに至った。扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所については、関係機関の意見を聴取した上で、本部で諸要素を総合勘案した結果、新規設置や統廃合は行わなかった。	出張所については、業務量、需要等を分析するなどして必要な見直しに向けた検討を行うとともに、被災地出張所については、復興状況、需要等を勘案し、関係機関等とも協議の上で、令和2年度末をもって5出張所を廃止したものであり、組織運営の合理化が適切に実施されている。	
2 扶助・国選対応地域事務所	評定	B	評定	B
扶助・国選対応地域事務所の設置基準を踏まえ、設置可能性のある地域について、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性、既存の事務所の統廃合の当否等といった要素も含めて、支援センター本部で総合勘案した結果、令和2年度中の新規設置や統廃合は行わなかった。	評定に至った理由	扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所については、関係機関の意見を聴取した上で、新規設置や統廃合に向けて検討したことが認められる。	以上からすれば、所期の目標を達成したものと認められる。	
3 司法過疎地域事務所	評定	B	評定	B
(1) 設置・存置等についての検討	評定	B	評定	B
司法過疎地域事務所の設置基準を踏まえ、設置可能性のある地域について、法務省及び日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性、既存の事務所の統廃合の当否等といった要素も含めて、支援センター本部で総合勘案した結果、令和2年度中の新規設置や統廃合は行わなかった。	評定に至った理由	常勤弁護士の配置人数については、司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づき、業務量等に応じた必要な人数を配置できるように見直し、これに応じた配置を進めている。	以上から、所期の目標を達成したと考える。	なお、出張所・地域事務所については、総合法律支援の理念を後退させることのないよう、今後も引き続き、新規の設置等に向けた具体的な検討を行い、その結果が示されることを期待したい。
(2) 常勤弁護士の配置人数についての検討	評定	B	評定	B
司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づいて、常勤弁護士の配置人数の見直しを行い、各事務所の業務量等に応じた配置を進めた。	評定に至った理由			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	関係機関等との連携強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成30年度の合計回数：94回 平成31／令和元年度の合計回数：75回 令和2年度の合計回数：57回
各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	49地方事務所	48地方事務所	—	(参考情報) 令和2年度の合計回数：618回 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定めていない。
地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する	1,000回以上	1,000回以上	1,013回	716回	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・3 関係機関等との連携強化</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体と極めて密接な連携が必要であることに鑑み、関係機関連絡協議会及び地方協議会の開催等により、関係機関等との連携強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。 ・地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する。
中期計画	<p>I・3 関係機関等との連携強化</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との間の極めて密接な連携が必要であることに鑑み、本部においては関係機関連絡協議会を開催し、地方事務所においては地方協議会や業務説明を実施するなどし、関係機関等との連携強化を図る。</p>
年度計画	<p>I・3 関係機関等との連携強化</p> <p>(1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>(2) 各地方事務所において、地方協議会（これに代わる取組を含む）を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知する。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫し、特に議題については、改正総合法律支援法に基づく法的援助等の更なる周知・運用方法の改善や、自然災害対応など、支援センターにおける新たな業務や昨今の問題を踏まえたものとする。また、参考となる取組・事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>加えて、各地方事務所において、関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方協議会とは別に、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を実施し、特に、電話等法律相談など新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する取組について、積極的に関係機関へ業務説明を行う。</p>

主な評価指標	関係機関等との連携強化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料37、38、39】	評定	C	評定	C
1 関係機関連絡協議会の開催 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した（オンライン形式により1回開催）。	評定に至った理由		評定に至った理由	
2 地方協議会の開催 (1) 開催状況 全国の48地方事務所において合計57回開催した。 (2) 開催に当たり工夫した点等 地方協議会の開催に当たっては、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るべく、連携先となる福祉機関・団体を中心に参加を呼びかけるとともに、支援センターにおける業務や昨今の問題をテーマとした。 (主な協議会のテーマ) <ul style="list-style-type: none">・司法ソーシャルワークについて（39回）・特定援助対象者法律相談援助について（35回）・高齢者・障がい者対策について（28回）・DV等被害者法律相談援助について（13回）・外国人対応について（6回）・自然災害対応について（4回） 開催形式についても、従来の会場集合形式に加え、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、複数の地方事務所においてオンライン形式で開催したほか、業務説明用の資料やアンケートを関係機関・団体等に送付し、関係機関・団体の意見の把握に努めるなど、意見交換が活発に行われるよう工夫を行った。 また、実施結果及び聴取した意見等を踏まえて、新たな連携の在り方を検討した。 (3) 参考となる取組・事例の共有 これらの各地の取組・事例については、支援センター内のグループウェアに掲載し、参考となる事例を全国で共有した。	本部において、関係機関連絡協議会を1回開催し、最高裁判所等に対して支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議した。 48地方事務所において、地方協議会を1回以上開催し、その回数は合計57回であった。地方協議会の開催に当たっては、司法ソーシャルワーク及び特定援助対象者法律相談援助に重点を置くとともに、高齢者・障がい者対策、DVなど昨今の問題を踏まえた議題とするなど工夫し、制度説明以外にも各業務の活用事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関との更なる連携強化を図った。また、各地の取組については支援センターのグループウェアに掲載して、参考となる事例を全国の地方事務所にも共有した。 地方公共団体、福祉機関・団体に対して実施した業務説明の実施回数は618回にとどまったが、支援センターの利用の仕方や福祉と司法の連携のメリット等についてわかりやすく解説したYouTube動画やチラシを作成するなど、新型コロナウイルス感染症対策として様々な媒体を利用した業務説明の体制を充実させ、これまでの関係機関との連携を生かして支援センターの業務の周知を図った。		地方協議会については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンライン形式だけでなく、アンケート形式によることも認めたにもかかわらず、2地方事務所で開催できていない上、開催回数も前年度を下回っており、この点は、低い評価とならざるを得ない。 また、地方公共団体、福祉機関等に対する業務説明についても、新型コロナウイルス感染症拡大による影響があったとはいえ、減少傾向が進んでおり、平成30年度比で約39%も減少している。この点については、前年度の評価委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響があることを想定して開催方法等を検討することと指摘されていたことを踏まえれば、厳しい評価とならざるを得ない。 他方、外国人在留支援センター内に設置された本部国際室においては、同一フロア内に関係機関が同居している利点を活用して、それら関係機関と積極的かつ緊密な連携を行っていることが認められる。 以上のとおり、国際室の設置や取組等、一定程度評価できる点はある	

<p>3 関係機関・団体との連携について</p> <p>(1) 業務説明の実施状況</p> <p>関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方協議会とは別に、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を全国で812回（うちオンライン57回）実施し、そのうち、地方公共団体、福祉機関・団体に対する業務説明は618回（うちオンライン41回）であった。</p> <p>また、上記812回のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する取組に関するものは、95回（うちオンライン4回）であった。</p> <p>(2) 様々な媒体を利用した業務説明体制の充実</p> <p>ア 支援センターのホームページに「新型コロナウイルス感染症に関する取組」に関するチラシを掲載するとともに、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークに依頼して、福祉関係者等が多く利用する同ネットワークのホームページ「困窮者支援情報共有サイト」に前記チラシへのリンクを設定することにより、前記取組を周知した。</p> <p>イ 全国社会福祉協議会に依頼して、同協議会が発信しているメールマガジンに前記アのチラシに関する情報を掲載することにより、福祉関係者宛てに周知した。</p> <p>ウ 支援センターの利用の仕方や福祉と司法が連携するメリットについて、分かりやすく解説した法テラス（公式）YouTubeチャンネル掲載用の動画を作成した。なお、同動画については、令和3年度から、関係機関に対する業務説明等への活用を見込んでいる。</p> <p>(3) 被災者法律相談援助の周知等</p> <p>令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助に関しては、被災各県の地方事務所において、地方公共団体、弁護士会等の関係機関からの問合せに対する制度説明や協議等を随時行ったほか、地方公共団体や関係機関主催のイベントにおいて被災者法律相談援助を周知したり、地方公共団体を訪問してチラシの配布を依頼するなど、これまでの連携を生かして迅速な被災者支援を行った。</p> <p>(4) 地方事務所における関係機関との連携促進に向けた取組</p> <p>地方事務所における関係機関との連携を促進するため、本部において、DV被害に対する支援について内閣府男女共同参画局との間で組織的な連携・協力を進めることを確認した。</p>	<p>令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助については、これまでの関係機関・団体との連携を生かした迅速な支援を行った。</p> <p>外国人在留支援センター（フレスク）内に設置された本部国際室において、運営協議会や各種の検討会、勉強会等を通じてフレスク入居機関との連携を深めたほか、外国人支援者に対しても支援センターの業務を周知するなどし、外国人支援に関する連携強化を図った。</p> <p>このように、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、オンライン形式の活用など、従来とは異なる取組により地方協議会や業務説明を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する取組に関する業務説明も95回実施した。これらに加え、次年度以降の業務説明体制の充実を図り、フレスクでの連携強化も進めたが、2地方事務所において地方協議会を開催することができなかつたことを踏まえると、なお改善を要するものと考えた。</p>	<p>ものの、地方協議会の開催が不十分であることに加え、業務説明の開催回数の減少傾向が顕著であることからすれば、所期の目標を達成できおらず、改善を要するものと言わざるを得ない。</p>
---	---	--

4 国際室設置とフレスク入居機関等との連携強化

令和2年7月の外国人在留支援センター（フレスク）の開業に合わせて、フレスク内に本部国際室を設置した。フレスク内には外国人の在留を支援するために多数の機関が入居しており、国際室設置により出入国在留管理庁をはじめとする各機関との連携が強化された。具体的には、週1回の運営協議会で各機関の相談対応状況やイベント情報を共有するとともに、必要に応じて相談対応事例の検討会や所管法令の勉強会を開催したり、他機関主催のセミナーに講師を派遣したりすることにより、フレスク入居機関の業務に対する相互理解を深め相談対応に役立てた。

また、出入国在留管理庁が新型コロナウイルス感染症対策として設置した電話相談窓口（FRESCヘルプデスク）に寄せられる様々な相談のうち、法律問題や生活問題を抱える相談者について積極的に引継ぎを受けるなどして、連携を図った。

さらに、全国の外国人支援者向けにオンラインセミナー（全4回）を試行し、支援センターの業務を様々な現場で外国人支援に携わる人々に周知するとともに、これらの人々の法的支援に関する知識獲得に貢献した。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-6	適切な情報提供の実施
当該項目の重要度、困難度	関連する政策評価・行政事業レビュー

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度の調査結果：4.14
利用者満足度調査における評価	5段階評価で平均4以上の評価の維持	4	4.4	4.4	4.3		(参考情報) 平成29年度の調査結果：4.14
コールセンターの対応件数	(参考指標)	—	362,709件	395,100件	349,533件		(参考情報) 平成29年度：339,344件
多言語対応件数	(参考指標)	—	3,949件	4,725件	5,260件		(参考情報) 平成29年度：3,163件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>利用者やニーズの多様化に対応するため、多様な方法での情報提供を実施するとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。</p> <p>情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。</p> <p>また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。
中期計画	<p>II・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア 利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。</p> <p>イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携が可能であるという特性をいかした業務の在り方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。</p>
年度計画	<p>II・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア ホームページ等を活用した情報提供や、増加する外国人利用者に対応するための多言語情報提供サービスの充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登載する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映することでFAQの充実を図る。</p> <p>イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを構築するなどして、その連携を強化する。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士に繋げたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決に繋がる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組の試行を継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。</p>

主な評価指標	情報提供業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料46】	評定	A	評定	A
支援センターの情報提供業務は、コールセンターと地方事務所において、日々多数の問合せに対応している。令和2年度のコールセンターの対応件数は、349,533件であり、新型コロナウイルス感染症対策による業務縮小等（※）の影響により、前年度より45,567件減少した。一方、地方事務所の対応件数は202,211件であり、前年度より1,878件増加した。	評定に至った理由		評定に至った理由	
(※) 業務縮小として具体的には、4月20日から6月13日まで段階的に、①オペレーターの出勤人数を通常時の50%～80%に減らし、②話中転送、代表転送、夜間対応、土曜対応を中止した。	<p>利用者の多様なニーズに対応するため、FAQの文言・構成の見直しを継続した。また、社会情勢の変化に対応した情報や関係機関の情報を入手するなどし、FAQや関係機関のデータベースを随時追加修正するなどした。特に、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症への対応ではQ&Aの作成・更新と情報提供を行うとともに、令和同豪雨の被災者に対しては法テラス災害ダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）による対応体制の整備を速やかに行うなど、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。</p> <p>外国人のニーズへの対応として、外国人在留支援センター（フレスク）内に設置した本部国際室において、フレスク入居機関との同席相談を行ったり、地方自治体や地方事務所からの相談・問合せに対応し、また、必要に応じて居住地における法律相談につなぐなど、早期の問題解決に寄与した。多言語情報提供サービスについては、対応言語数を更に増やし、外国人のニーズ拡大に適切に対応した。</p> <p>情報提供担当者に対しては、第三者による客観的評価の結果を踏まえ、電話応</p>		<p>中期目標の指標となっている利用者満足度調査において、5段階評価のものについて平均4.3、3段階評価のものについて平均2.9といずれも高い水準を維持している。</p> <p>また、ホームページ上のFAQや関係機関データベースを頻繁に更新するなどして、利用者の多様なニーズに応えるとともに、社会情勢の変化や大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大等にも迅速に対応した。さらに、多言語情報提供サービスについては、対応言語を1言語追加して10言語としつつ、対応件数についても前年度から更に増加させたほか、外国人在留支援センター（フレスク）内に国際室を設置するなど、外国人に対する情報提供等の支援を充実させた。</p> <p>以上の取組及び成果は、高く評価される。</p> <p>情報提供業務の中核をなすコールセンター対応件数については、前年度から11%以上、件数にして4万5000件以上減少しているところではあるが、これについては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務縮</p>	
1 利用者の多様なニーズへの対応	(1) 災害や新型コロナウイルス感染症に関する取組			
	<p>令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症への対応では、ホームページ上に特設ページを開設し、Q&Aを掲載するなどして速やかに情報提供を行うとともに、同豪雨の被災者に対しては法テラス災害ダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）による対応体制の整備を速やかに行うなど、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。</p>			
	(2) 外国人のニーズへの対応			
	ア 国際室での取組			
	<p>外国人在留支援センター（フレスク）内に設置した本部国際室では、外国人に特化して面談及び電話による情報提供を行った（多言語情報提供サービスを利用した242件を含む令和2年7月1日から令和3年3月31までの対応実績は654件であった）。同一フロアに多数の機関が同居している利点を生かすべく、弁護士を配置し、必要に応じて東京出入国在留管理局や東京労働局等との同席相談にも対応し、相談者が抱える複合的な問題を可能な限りワンストップで支援できるように努めている。</p>			
	<p>地方自治体等の外国人相談・支援窓口や地方事務所職員からの相談・問合せにも隨時対応し、外国人相談者の早期の問題整理に寄与した。フレスクに電話をかけてきた地方の外国人相談者については、国際室にて喫緊で必要なアドバ</p>			

イスを伝えた上で居住地における法律相談につないだり、本人の同意を得た上で相談内容や在留資格に関する情報を地方事務所に引き継ぐなどして、個別のニーズに合った対応を心掛けた。

外国人の法的支援に必要な知識を持った弁護士を全国に増やして外国人相談者のニーズに適切に応えるべく、常勤弁護士向けに外国人支援研修を3回開催した。さらに、同研修を、元常勤弁護士やフレスク入居機関職員による受講を可能にし、各地における外国人相談対応体制の充実に努めた。

イ 多言語による情報提供

外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施した。同サービスが「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」の一つであることから、対応言語を追加し（インドネシア語）、令和3年1月から10言語に対応している。

- ・多言語対応件数 5,260件（令和元年度：4,725件）

また、「新型コロナウイルス感染症Q&A」及び「身近なトラブルQ&A」リーフレットを多言語で作成し、ホームページに掲載した。

（3）FAQの追加更新・活用

FAQをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。

- ・データベース上のFAQの継続的な随時更新及び件数増加
- ・「よく利用されるFAQ」1,107件をホームページ上で継続公開
- ・令和2年7月豪雨の災害の発生を受け、FAQを基に新たな被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載。また、被災地の現状に鑑み、リーフレットを作成し、被災自治体に配布
- ・新型コロナウイルス感染症の発生を受けて作成したQ&Aをホームページ上に掲載し、随時更新
 - 令和2年7月豪雨Q&Aページ閲覧人数：5,212人
 - 新型コロナウイルス感染症Q&Aページ閲覧人数：82,161人
- ・令和2年度は離婚や労働に関するFAQ、民法改正に関するFAQについて、業務経験の少ない職員でも適切なFAQを選択できるようFAQの見直しや、法律相談をちゅうちょしている方がその必要性を理解できるフレーズを追加する等の見直しを継続

<令和2年度FAQ更新等件数>

- ・新規投入件数：137件

対等に関する対処方法につき、音声ログのフィードバック等、実効的な研修を実施した。また、民法改正等に対応して更新したFAQを配布して研修を実施した。さらに、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターにおける資力要件確認やコールセンターへの電話の転送等を行うことにより、サービスの質の向上を図った。加えて、地方事務所の情報提供専門職員に対する研修、意見交換会も実施し、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。

福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる取組の継続に加えて、4か所の地方事務所・支部において生活上のトラブルを抱える利用者を福祉機関等に取り次ぐなどの連携モデルを構築し、双方向の連携による取組の試行結果を全国の地方事務所に共有するとともに、面談によるきめ細やかな情報提供の効果的な方法を検討した。

利用者満足度調査では、コールセンターにおけるアンケートで4.8、地方事務所におけるアンケートで4.4といずれも高水準を達成し、全体平均でも4以上の評価を得た。また、外国語話者に対するアンケートでは、令和元年度に引き続き3段階評価で2.9という高水準を達成した。

なお、コールセンターの対応件数は減

小が一定程度影響したと思われる。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大する困難な状況下にあたため、コールセンター対応件数については相当程度減少したものの、中期目標の指標となっている利用者満足度調査については目標を上回る高い成果を上げるとともに、利用者のニーズや社会情勢に柔軟に対応しながら多様な手段を用いるなどして工夫を凝らし、質の高い情報提供業務を継続して実施したと認められることからすれば、所期の目標を上回る成果を上げたものと評価できる。

<p>・更新件数（利用のないFAQの登録抹消等を含む。）：775件 (なお、これらを含むFAQ登録総件数：5,153件（うち震災関連555件）)</p> <p>(4) 関係機関データベースの更新・追加 データベースをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関データベースの継続的な更新及び新規登録 ・「相談窓口検索」のホームページ上の継続公開 <p><令和2年度関係機関データベース更新等件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に追加した関係機関の窓口件数：約163件 ・データベースの更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。） ：約5,299件 (なお、これらを含む関係機関登録件数：約22,000件) 	<p>少しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策による業務縮小等の理由によるものであり、やむを得ない側面があったと考えている。一方で、メールによる情報提供件数は58,339件と前年度比8,862件増となったほか、ホームページの新型コロナウイルス感染症Q&Aページの閲覧人数は82,161人となり、新型コロナウイルス感染症の影響に即した方法による情報提供については、実績が増加している。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	
<p>2 質の高いサービスの維持・向上</p> <p>(1) 情報提供担当者のサービスの質の向上</p> <p>ア 社会福祉士資格等を有する職員の配置と第三者による客観的評価の活用 福祉機関等との連携を模索する方針から、令和元年度に引き続き、全国に社会福祉士資格等を有する職員を配置できるよう採用に努めた。</p> <p>また、第三者による客観的評価に基づき、コールセンターのオペレーターに対し個別に指導を行うとともに、当該評価による指摘を踏まえ、コールセンターや本部における研修計画・内容の充実に努めた。</p> <p>イ 研修等 FAQ・関係機関データベースからの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施した。</p> <p>また、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースへの対応の検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、外国籍住民が多い地域に所在する地方事務所の情報提供専門職員に対して、外国人の法的支援に関するオンライン研修を実施するなどし、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。</p> <p>ウ 法改正等への対応 コールセンターでは、民法改正等に伴い、FAQが作成・更新されたため、</p>		

<p>これを迅速にオペレーターの研修を利用して周知を図った。</p>		
<p>(2) 最適な支援への橋渡し</p> <p>利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、地方事務所のナビダイヤルによる振分機能の導入、地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、資力要件確認サービスの実施、話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）等をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）するなど、コールセンターを一層活用することにより、情報提供業務を効率的に運用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターにおける資力要件確認サービス対象事務所数 ：64地方事務所（支部・出張所を含む（被災地出張所を除く））全て (令和元年度64地方事務所（支部・出張所を含む）) ・コールセンターにおける資力要件確認サービス件数 ：37,275件（令和元年度15,496件） ・ナビダイヤル振分機能導入事務所数：22地方事務所（支部・出張所を含む） ・話中転送及び無応答転送対象事務所数 ：38地方事務所（支部・出張所を含む） (令和元年度56地方事務所（支部・出張所を含む）) ・話中転送及び無応答転送件数：27,493件（令和元年度80,604件） ・内線転送件数：8,947件（令和元年度14,653件） ・メールによる情報提供件数：58,339件（令和元年度：49,477件） 		
<p>3 地方事務所の特性を生かした取組</p> <p>福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる従前の取組に加えて、4か所（長野、阪神、滋賀、青森）の地方事務所・支部において、法的トラブル以外の生活上の問題を抱える支援センターの利用者を自立相談支援機関や地域包括支援センター等の福祉機関等に取り次ぐ取組の試行を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か所の事務所における取次件数：46件（令和元年度：52件） <p>また、上記4事務所の取組方法を全国の地方事務所に共有するとともに、地方事務所の特性である面談によるきめ細やかな情報提供を効果的に実施する方法についても10か所（神奈川、長野、新潟、阪神、滋賀、富山、鳥取、宮城、函館、香川）</p>		

<p>の地方事務所・支部において試行を継続した。</p> <p>4 アンケート調査の実施</p> <p>利用者満足度調査の結果、平均で4.3の評価を獲得した。</p> <p>(1) ホームページにおけるアンケート (満足度：5段階評価) 3.8（令和元年度：3.9） 対象者：地方事務所等、コールセンター、メールによる情報提供の利用者 調査手法：ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート 調査内容：職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況</p> <p>(2) コールセンターにおけるアンケート (満足度：5段階評価) 4.8（令和元年度：4.7） 対象者：コールセンター利用者 調査手法：情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施 調査内容：オペレーターの対応についての満足度</p> <p>(3) 地方事務所等におけるアンケート (満足度：5段階評価) 4.4（令和元年度：4.5） 対象者：面談による情報提供を受けた利用者 調査手法：情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度</p> <p>(4) 多言語情報提供サービスにおけるアンケート (満足度：3段階評価) 2.9（令和元年度：2.9） 対象者：多言語情報提供サービスを利用した英語、韓国語、ネパール語、タイ語話者のうち、アンケートへの協力に了承した者 調査手法：情報提供直後に通訳業者の聴き取りによるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度</p>		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-6	適切な情報提供の実施
当該項目の重要度、困難度	関連する政策評価・行政事業レビュー

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度の調査結果：4.14
利用者満足度調査における評価	5段階評価で平均4以上の評価の維持	4	4.4	4.4	4.3		(参考情報) 平成29年度の調査結果：4.14
コールセンターの対応件数	(参考指標)	—	362,709件	395,100件	349,533件		(参考情報) 平成29年度：339,344件
多言語対応件数	(参考指標)	—	3,949件	4,725件	5,260件		(参考情報) 平成29年度：3,163件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>利用者やニーズの多様化に対応するため、多様な方法での情報提供を実施するとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。</p> <p>情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。</p> <p>また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。
中期計画	<p>II・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア 利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。</p> <p>イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携が可能であるという特性をいかした業務の在り方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。</p>
年度計画	<p>II・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア ホームページ等を活用した情報提供や、増加する外国人利用者に対応するための多言語情報提供サービスの充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登載する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映することでFAQの充実を図る。</p> <p>イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを構築するなどして、その連携を強化する。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士に繋げたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決に繋がる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組の試行を継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。</p>

主な評価指標	情報提供業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料46】	評定	A	評定	B
支援センターの情報提供業務は、コールセンターと地方事務所において、日々多数の問合せに対応している。令和2年度のコールセンターの対応件数は、349,533件であり、新型コロナウイルス感染症対策による業務縮小等（※）の影響により、前年度より45,567件減少した。一方、地方事務所の対応件数は202,211件であり、前年度より1,878件増加した。	評定に至った理由		評定に至った理由	
（※）業務縮小として具体的には、4月20日から6月13日まで段階的に、①オペレーターの出勤人数を通常時の50%～80%に減らし、②話中転送、代表転送、夜間対応、土曜対応を中止した。	<p>利用者の多様なニーズに対応するため、FAQの文言・構成の見直しを継続した。また、社会情勢の変化に対応した情報や関係機関の情報を入手するなどし、FAQや関係機関のデータベースを随時追加修正するなどした。特に、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症への対応ではQ&Aの作成・更新と情報提供を行うとともに、令和同豪雨の被災者に対しては法テラス災害ダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）による対応体制の整備を速やかに行うなど、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。</p> <p>外国人のニーズへの対応として、外国人在留支援センター（フレスク）内に設置した本部国際室において、フレスク入居機関との同席相談を行ったり、地方自治体や地方事務所からの相談・問合せに対応し、また、必要に応じて居住地における法律相談につなぐなど、早期の問題解決に寄与した。多言語情報提供サービスについては、対応言語数を更に増やし、外国人のニーズ拡大に適切に対応した。</p> <p>情報提供担当者に対しては、第三者による客観的評価の結果を踏まえ、電話応</p>		<p>利用者満足度調査において、5段階評価のものについて平均4.3、3段階評価のものについて平均2.9といずれも高い水準を維持している。また、ホームページ上のFAQや関係機関データベースを頻繁に更新するなどして、利用者の多様なニーズに応えるとともに、社会情勢の変化や大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大等にも迅速に対応した。さらに、多言語情報提供サービスについては、対応言語を1言語追加して10言語としつつ、対応件数を前年度から増加させたほか、外国人在留支援センター（フレスク）内に国際室を設置するなど、外国人に対する情報提供等の支援を充実させた。</p> <p>他方で、情報提供業務の中核をなすコールセンター対応件数については、前年度から11%以上、件数にして4万5000件以上減少しているところ、これについては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務縮小の影響が一定程度あると思料されるところではあるが、業務縮小期間だけでなく、年間を通じてほぼ毎月件数</p>	

イスを伝えた上で居住地における法律相談につないだり、本人の同意を得た上で相談内容や在留資格に関する情報を地方事務所に引き継ぐなどして、個別のニーズに合った対応を心掛けた。

外国人の法的支援に必要な知識を持った弁護士を全国に増やして外国人相談者のニーズに適切に応えるべく、常勤弁護士向けに外国人支援研修を3回開催した。さらに、同研修を、元常勤弁護士やフレスク入居機関職員による受講を可能にし、各地における外国人相談対応体制の充実に努めた。

イ 多言語による情報提供

外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施した。同サービスが「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」の一つであることから、対応言語を追加し（インドネシア語）、令和3年1月から10言語に対応している。

- ・多言語対応件数 5,260件（令和元年度：4,725件）

また、「新型コロナウイルス感染症Q&A」及び「身近なトラブルQ&A」リーフレットを多言語で作成し、ホームページに掲載した。

(3) FAQの追加更新・活用

FAQをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。

- ・データベース上のFAQの継続的な随時更新及び件数増加
- ・「よく利用されるFAQ」1,107件をホームページ上で継続公開
- ・令和2年7月豪雨の災害の発生を受け、FAQを基に新たな被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載。また、被災地の現状に鑑み、リーフレットを作成し、被災自治体に配布
- ・新型コロナウイルス感染症の発生を受けて作成したQ&Aをホームページ上に掲載し、随時更新
 - 令和2年7月豪雨Q&Aページ閲覧人数：5,212人
 - 新型コロナウイルス感染症Q&Aページ閲覧人数：82,161人
- ・令和2年度は離婚や労働に関するFAQ、民法改正に関するFAQについて、業務経験の少ない職員でも適切なFAQを選択できるようFAQの見直しや、法律相談をちゅうちょしている方がその必要性を理解できるフレーズを追加する等の見直しを継続

<令和2年度FAQ更新等件数>

- ・新規投入件数：137件

対等に関する対処方法につき、音声ログのフィードバック等、実効的な研修を実施した。また、民法改正等に対応して更新したFAQを配布して研修を実施した。さらに、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターにおける資力要件確認やコールセンターへの電話の転送等を行うことにより、サービスの質の向上を図った。加えて、地方事務所の情報提供専門職員に対する研修、意見交換会も実施し、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。

福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる取組の継続に加えて、4か所の地方事務所・支部において生活上のトラブルを抱える利用者を福祉機関等に取り次ぐなどの連携モデルを構築し、双方向の連携による取組の試行結果を全国の地方事務所に共有するとともに、面談によるきめ細やかな情報提供の効果的な方法を検討した。

利用者満足度調査では、コールセンターにおけるアンケートで4.8、地方事務所におけるアンケートで4.4といずれも高水準を達成し、全体平均でも4以上の評価を得た。また、外国語話者に対するアンケートでは、令和元年度に引き続き3段階評価で2.9という高水準を達成した。

なお、コールセンターの対応件数は減

が減少していることに鑑みれば、業務縮小以外の要因も十分考えられるところであり、その解明・分析、対応策等の検討が期待される。

以上のとおり、コールセンター対応件数については相当程度減少したものの、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、利用者のニーズや社会情勢に柔軟に対応しながら多様な手段を用いるなどして工夫を凝らし、質の高い情報提供業務を実施したことからすれば、所期の目標を達成したものと認められる。

※コールセンター対応件数の減少をどのように評価するかは悩ましいところです。コロナ禍の中、業務縮小により一定程度減少したもの、それだけでは説明がつかない部分があることは事実ですし、減少幅がやや大きすぎる感があります。また、仮に、減少についてやむを得ない面があったとしても、「減少はしたがマイナス評価まではせずに、Bにとどめる」ことが可能なのであって、それを超えてA評価とすることには疑問なしとはしません。

<p>・更新件数（利用のないFAQの登録抹消等を含む。）：775件 (なお、これらを含むFAQ登録総件数：5,153件（うち震災関連555件）)</p> <p>(4) 関係機関データベースの更新・追加 データベースをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関データベースの継続的な更新及び新規登録 ・「相談窓口検索」のホームページ上の継続公開 <p><令和2年度関係機関データベース更新等件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に追加した関係機関の窓口件数：約163件 ・データベースの更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。） : 約5,299件 (なお、これらを含む関係機関登録件数：約22,000件) 	<p>少しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策による業務縮小等の理由によるものであり、やむを得ない側面があったと考えている。一方で、メールによる情報提供件数は58,339件と前年度比8,862件増となったほか、ホームページの新型コロナウイルス感染症Q&Aページの閲覧人数は82,161人となり、新型コロナウイルス感染症の影響に即した方法による情報提供については、実績が増加している。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	
<p>2 質の高いサービスの維持・向上</p> <p>(1) 情報提供担当者のサービスの質の向上</p> <p>ア 社会福祉士資格等を有する職員の配置と第三者による客観的評価の活用 福祉機関等との連携を模索する方針から、令和元年度に引き続き、全国に社会福祉士資格等を有する職員を配置できるよう採用に努めた。</p> <p>また、第三者による客観的評価に基づき、コールセンターのオペレーターに対し個別に指導を行うとともに、当該評価による指摘を踏まえ、コールセンターや本部における研修計画・内容の充実に努めた。</p> <p>イ 研修等 FAQ・関係機関データベースからの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施した。</p> <p>また、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースへの対応の検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、外国籍住民が多い地域に所在する地方事務所の情報提供専門職員に対して、外国人の法的支援に関するオンライン研修を実施するなどし、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。</p> <p>ウ 法改正等への対応 コールセンターでは、民法改正等に伴い、FAQが作成・更新されたため、</p>		

<p>これを迅速にオペレーターの研修を利用して周知を図った。</p>		
<p>(2) 最適な支援への橋渡し</p> <p>利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、地方事務所のナビダイヤルによる振分機能の導入、地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、資力要件確認サービスの実施、話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）等をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）するなど、コールセンターを一層活用することにより、情報提供業務を効率的に運用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターにおける資力要件確認サービス対象事務所数 ：64地方事務所（支部・出張所を含む（被災地出張所を除く））全て (令和元年度64地方事務所（支部・出張所を含む）) ・コールセンターにおける資力要件確認サービス件数 ：37,275件（令和元年度15,496件） ・ナビダイヤル振分機能導入事務所数：22地方事務所（支部・出張所を含む） ・話中転送及び無応答転送対象事務所数 ：38地方事務所（支部・出張所を含む） (令和元年度56地方事務所（支部・出張所を含む）) ・話中転送及び無応答転送件数：27,493件（令和元年度80,604件） ・内線転送件数：8,947件（令和元年度14,653件） ・メールによる情報提供件数：58,339件（令和元年度：49,477件） 		
<p>3 地方事務所の特性を生かした取組</p> <p>福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる従前の取組に加えて、4か所（長野、阪神、滋賀、青森）の地方事務所・支部において、法的トラブル以外の生活上の問題を抱える支援センターの利用者を自立相談支援機関や地域包括支援センター等の福祉機関等に取り次ぐ取組の試行を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か所の事務所における取次件数：46件（令和元年度：52件） <p>また、上記4事務所の取組方法を全国の地方事務所に共有するとともに、地方事務所の特性である面談によるきめ細やかな情報提供を効果的に実施する方法についても10か所（神奈川、長野、新潟、阪神、滋賀、富山、鳥取、宮城、函館、香川）</p>		

<p>の地方事務所・支部において試行を継続した。</p> <p>4 アンケート調査の実施</p> <p>利用者満足度調査の結果、平均で4.3の評価を獲得した。</p> <p>(1) ホームページにおけるアンケート (満足度：5段階評価) 3.8（令和元年度：3.9） 対象者：地方事務所等、コールセンター、メールによる情報提供の利用者 調査手法：ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート 調査内容：職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況</p> <p>(2) コールセンターにおけるアンケート (満足度：5段階評価) 4.8（令和元年度：4.7） 対象者：コールセンター利用者 調査手法：情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施 調査内容：オペレーターの対応についての満足度</p> <p>(3) 地方事務所等におけるアンケート (満足度：5段階評価) 4.4（令和元年度：4.5） 対象者：面談による情報提供を受けた利用者 調査手法：情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度</p> <p>(4) 多言語情報提供サービスにおけるアンケート (満足度：3段階評価) 2.9（令和元年度：2.9） 対象者：多言語情報提供サービスを利用した英語、韓国語、ネパール語、タイ語話者のうち、アンケートへの協力に了承した者 調査手法：情報提供直後に通訳業者の聴き取りによるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度</p>		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2-7	法教育事業						
当該項目の重要度、困難度				関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する	100回以上	100回	148回	135回	—		(参考情報) 令和2年度の合計回数：100回 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定めていない。
一般市民向け法教育企画への参加人數を前年度同水準とする	4,000人以上	4,000人	6,828人	7,956人	—		(参考情報) 令和2年度の合計参加人数：5,425人 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定めていない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・1(2) 法教育事業</p> <p>法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業の内容及び目標を具体的に定めた上で、法教育事業の充実を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する。 ・一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする。
中期計画	<p>II・1(2) 法教育事業</p> <p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業は一般市民を対象とするものと位置付け、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて一般市民向け法教育事業を実施する。</p>
年度計画	<p>II・1(2) 法教育事業</p> <p>支援センターが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、具体的な取組内容や方法に関する計画を策定する。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえて、同感染症に係る問題に直面した社会や国民生活の状況に応じた内容、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等を検討しつつ、感染防止及び感染対策に十分配慮した上で、各地の実情に応じて、若年層や高齢者を対象とする企画、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施するよう努める。</p>

主な評価指標	法教育に資する情報の提供等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料47】	評定	A	評定	A
1 具体的な取組内容や方法に関する計画の策定 令和元年度と同様、支援センターが取り組むべき法教育事業とは、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした取組であると定めた。 具体的な取組としては、令和元年度と同様、一般市民向けのシンポジウム、イベント、講演、講座等を実施することとしたが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえて、年度途中に年度計画を変更し、同感染症に係る問題に直面した社会や国民生活の状況に応じた内容とともに、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等を検討しつつ、感染対策に十分配慮した上で実施する計画とした。 本部においては、法教育事業に関するホームページでの情報発信、地方事務所が法教育企画を立案する際の参考とするための法教育教材などの資料の共有に重点的に取り組むことも計画した。	評定に至った理由		評定に至った理由	
2 法教育事業の取組 (1) 法教育事業の実施状況 全地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士等による学校における出前授業等のほか、具体的な事例を取り入れるなどして法的問題への対応能力の向上につながるような業務説明を実施した（合計100回。参加人数5,425人）。それらの実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮した企画とするなど、各地において工夫を凝らしながら、法教育事業の充実を図った。 ・オンラインセミナー等の企画 22件 令和2年度に地方事務所が実施した一般市民向けの取組のうち、図書館や大学等との共催による取組については、令和3年度以降も引き続き力を入れて取り組んでいきたいと考えている。これらの取組は、そのほとんどが共催先の施設を会場とした企画であり、広報活動についても図書館や大学側の協力を得られること	法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、支援センターの法教育事業を、主に一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、これに沿った実施計画の策定・実施に取り組んだ。 全地方事務所において、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど各地において工夫を凝らしながら、一般市民向け講演会等を多数回実施し、法教育事業の充実を図った。 これらの取組により、令和2年度の一般市民向け法教育企画における実施回数は100回、参加人数は5,425人であった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数等の見通しを立てることが困難であったことから、年度途中で実施回数及び参加人数の目標を定めない計画に変更したもの、結果的には、変更前の目標（実施回数100回以上、参加人数4,000人以上）を達成する実績を上げることができた。		一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めるという目的の下、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、オンラインセミナー等を活用するなどして工夫を凝らしながら、全ての地方事務所において、一般市民に向けて開かれた法教育企画を計画・実施するとともに、新たな取組として、YouTube動画を作成するなど、法教育事業の更なる充実に努めているものと認められる。 法教育企画の実績を見ても、実施回数は100回、参加人数は5425人に上っており、新型コロナウイルス感染症が拡大する困難な状況であったことに鑑みれば、この実績は高く評価されるべきものである。 以上からすれば、所期の目標を上回る成果を上げたものと認められる。	
	これは、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインセミナー等の企画の試行を進める等、新たな取組も開始することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況の中において		なお、知識や社会経験の乏しさゆえに法的トラブルに巻き込まれやすい若年層や外国人を対象とした法教育企画の更なる充実を期待したい。	

<p>多く、一定の参加人数を見込むことができることから、当センターの課題でもあった若年層を意識した法教育事業として位置付けている。</p> <p>一方で、超高齢社会の中で、相続や成年後見制度等の法教育の重要性が増していることから、高齢者を対象とする企画についても引き続き行っている。</p> <p>【主な実施例】 (石川)</p> <p>名称：いじめ防止について 実施内容：弁護士による講話 参加者：一般市民（高校生） 参加人数：196名</p> <p>(宮崎) 名称：「相続が争族にならないために！～家族円満のための終活準備～」 実施内容：弁護士による解説と法テラス職員による寸劇 参加者：一般市民 参加人数：35名</p> <p>(香川) 名称：「だまされない！！消費者被害・特殊詐欺への対応法」 実施内容：弁護士による法律講座 参加者：一般市民（老人クラブの地区サロンでの開催） 参加人数：41名（2回開催の合計人数）</p> <p>(愛媛) 名称：「ブラックバイトと法律問題」 実施内容：大学の授業の1コマを用いた法的トラブル解説 ※パワーポイント動画を用いた講義 参加者：一般市民（大学生） 参加人数：287名（2回開催の合計人数）</p> <p>(函館) 名称：SNSとスマホなどの携帯端末の安全な利用について 実施内容：大学の情報科学授業の1コマを用いた法的トラブル解説 ※YouTubeによる限定動画配信を用いた講義 参加者：一般市民（大学生） 参加人数：300名</p>	<p>も、試行錯誤ながら、企画回数及び参加人数のいずれにおいても高い水準を達成したものであって、良い成果を得られたものと考える。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	
---	--	--

(2) 法教育事業に関するホームページでの情報発信

支援センターのホームページ上に、法テラスが行う法教育についての説明や地方事務所が実施を予定する法教育イベントの告知、イベント実施後の報告を掲載した。

(3) 法教育実施事例集の作成と共有

法教育事業に関する計画に従い、地方事務所において、法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所が令和2年度に実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」の最新版を本部で作成し、地方事務所に共有した。今後も最新の事例を取りまとめ作成していく予定である。

(4) 法教育教材の共有

地方事務所で実施する一般市民向け法教育での利用素材として、本部において1本3分程度の動画を4本製作し（「法テラスの利用法」・「債務整理」・「離婚手続」・「養育費」）、法テラス（公式）YouTubeチャンネルにて公開する準備をした（公開は令和3年4月7日から）。また、地方事務所において、法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所で実施した講演・講座等の法教育教材の一部を、他の地方事務所に共有している。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-8	民事法律扶助業務		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】改正総合法律支援法により新たに追加された特定援助対象者法律相談援助及び司法ソーシャルワークは、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象に実施するものであり、超高齢社会の到来を迎えることを踏まえると、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる	中期目標期間を通じて増加	6,941件	6,941件	6,584件	5,240件		
連携を契機とした巡回・指定相談場所相談件数	(参考指標)	—	2,468件 ※	2,671件	1,282件		(参考情報) ※ 前記「福祉機関との連携を契機とした法律相談援助件数」の内数
連携を契機とした出張相談件数	(参考指標)	—	1,373件 ※	1,357件	1,372件		(参考情報) 平成29年度：1,131件 ※ 同上
特定援助対象者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	570件	668件	743件		(参考情報) 平成29年度（1月24日～3月31日）：122件
平成30年7月豪雨に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	12,905件	5,677件	—		(参考情報) 平成30年度は平成30年7月14日から平成31年3月31日まで

							令和元年度は平成31年4月1日から令和元年6月27日まで
令和元年台風第19号に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	—	16,285件	19,042件		(参考情報) 令和元年度は令和元年10月18日から令和2年3月31日まで 令和2年度は令和2年4月1日から令和2年10月9日まで
令和2年7月豪雨に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	—	—	4,077件		(参考情報) 令和2年度は令和2年7月14日から令和3年3月31日まで
震災法律援助実施件数	(参考指標)	—	代理：216件 書類：0件 法律相談： 54,765件	代理：100件 書類：36件 法律相談： 50,944件	代理：678件 書類：4件 法律相談： 47,101件		(参考情報) 平成29年度：代理：219件 書類：29件 法律相談：53,433件
電話等相談援助	(参考指標)	—	—	—	40,788件		(参考情報) 令和2年度は令和2年5月11日から令和3年3月31日まで

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標	第4・2 民事法律扶助業務
	<p>福祉機関等との連携を強化し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、全国的な取組として司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障害者をはじめ、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する適切な援助を行う。</p> <p>また、より身近で利用しやすいものとなるよう、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。なお、これらの実施に当たっては、司法修習を修了した者による社会還元を含む弁護士による公益活動との連携をも図るものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。

中期計画	<p>II・2 民事法律扶助業務</p> <p>(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実</p> <p>福祉機関等との連携について多角的に検討し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、第3期中期目標期間において支援センターの新たな取組と位置付けた司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>(2) 利用者の利便性の向上</p> <p>民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。</p>
年度計画	<p>II・2 民事法律扶助業務</p> <p>(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実</p> <p>改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を通じた法的支援の実施状況を把握し、担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、司法書士の更なる活用を促進するなどして、実施体制の更なる充実を図る。</p> <p>また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を周知する。</p> <p>さらに、地方公共団体、福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定するほか、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>(2) 利用者の利便性の向上</p> <p>民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や増加する外国人利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会と連携・協議しつつ検討を行い、指定相談場所相談の活用や、タブレット型通信端末を利用した通訳方式の導入などの方法により、相談体制の充実を図る。</p> <p>本年10月9日まで実施される令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）の被災者に対する被災者法律相談援助について、引き続き万全を尽くすとともに、新たに自然災害が発生した場合に備えて、同援助等の実施結果を把握する。</p>

主な評価指標		民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし		評定	B	評定	B
1 高齢者・障がい者等に対する支援の充実		評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) 法的支援の実施体制の充実		<p>令和2年度における「福祉機関等との連携を契機とした相談件数」の総数は前年度より1,344件減少したが、これは、新型コロナウイルスに感染した場合にリスクが高い高齢者・障がい者が利用を控える傾向にあったことによるものと考えられる。</p> <p>しかし、こうした状況下においても、特定援助対象者法律相談援助は前年度よりも75件増加したほか、指定相談場所に指定した地方公共団体、福祉機関・団体は前年度よりも13か所増加した。データの整備を含め、地域戦略を全国の地方事務所で実施する体制の整備を更に進めたことは、今後、高齢者・障がい者の司法アクセスに関する課題を効果的・効率的・持続的に解決していくに当たり、重要な意義を有する。</p> <p>弁護士会・司法書士会など関係機関と連携・協力しながら、専門相談の充実を図るとともに、専門相談を標準とするか否かにかかわらず、相談内容に配慮した相談運営を行ったほか、通信端末を利用した通訳方式を導入するなど、利用者の利便性の向上に努めた。</p> <p>被災者法律相談援助においても、令和元年台風第19号に継続して対応するとともに利用促進の方策について協議・検討した。</p>		<p>達成目標に掲げられている「福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数」については、前年度より減少しているものの、これは、同相談の主な対象が新型コロナウイルス感染症に感染した場合にリスクが高いとされている高齢者・障がい者であるために、その利用が控えられる傾向にあったことによるものと考えられ、一定程度減少することはやむを得なかったといえる。</p> <p>このような状況においても、福祉機関等からの申入れによって高齢者等を援助する特定援助対象者法律相談援助については、前年度より件数を増加させたほか、新たな指定相談場所として福祉機関等を指定するなど、高齢者・障がい者を対象とした司法アクセスの拡充、支援の充実等に積極的に取り組んでおり、評価に値する成果を上げたものと認められる。</p> <p>このほか、通信端末を利用した通訳方式による法律相談や専門相談など、多様なニーズに即した施策に取り組んだほか、被災者に対する援助や電話等による法律相談を実施した</p>	
<p>ア 地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る支援センター内外の資源を的確に把握した上で、関係機関との連携のもと、地域の司法アクセスに関する課題を効果的・効率的・持続的に解決していく取組（以下「地域戦略」という。）を、全国の地方事務所において開始した。また、司法アクセスに関する地域のニーズを的確に把握するための資料として、令和元年度より整備を始めた「地図で見る民事法律扶助」（市町村別の民事法律扶助における人口当たりの件数を地図を用いて可視化したもの）等の客観的データについて、令和2年度も整備を進めた。</p> <p>イ 組織内のノウハウ共有によって地域戦略の実施を促進するため、各地方事務所が策定した解決策・行動計画の共有、地域戦略に携わる地方事務所の執行部・常勤弁護士・常勤職員を対象とした意見交換会の開催（参加人数117名、全4回開催）、研修の実施、活動事例を紹介する支援センター内部のニュースレターの発行（全4回）を行った。</p> <p>ウ 日本弁護士会連合会及び日本司法書士会連合会と定期的に協議を実施し、「地図で見る民事法律扶助」や平成29年度に開始した特定援助対象者法律相談援助の実施状況を共有するとともに、担い手となる弁護士・司法書士の確保に努めた。また、利用実績の多い地方事務所へヒアリングを実施し、その結果をもとに利用促進の方策について協議・検討した。</p>					
(2) 地方公共団体、福祉機関・団体への周知					
<p>ア 全国社会福祉協議会が国から受託して実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」のカリキュラム検討委員及び講師として常勤弁護士を派遣した。</p> <p>イ 権利擁護支援の方針を決定するケース会議に各地の常勤弁護士が参加することを通じて、支援センターが実施する各種支援の内容を周知した。</p>					
(3) 連携を契機とした法律相談援助の実施					
<p>ア 連携を契機とした法律相談援助を計5,240件実施した。</p> <p>イ 前記アの実施件数のうち、巡回・指定相談場所相談によるものは計1,282件</p>					

<p>であった。また、指定相談場所に指定した地方公共団体、福祉機関・団体は、前年度より13か所増え、計257か所に達した。</p> <p>ウ 前記アの実施件数のうち、出張相談は計1,372件であった。そのうち、特定援助対象者法律相談援助は計743件であった。</p>	<p>もに、令和2年7月豪雨においても、日本弁護士連合会、災害発生地の弁護士会・司法書士会と連携して迅速に援助をスタートさせ、約9か月間で4,077件の相談実績をあげた。</p>	<p>業務説明等のためのYouTube動画を作成するなど、社会情勢等の変化にも迅速かつ柔軟に対応する姿勢が見受けられ、これらの点も評価に値する。</p>
<p>2 利用者の利便性の向上</p> <p>(1) 専門相談の実施</p> <p>ア 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、20地方事務所（支部・出張所を含む。）（令和元年度17地方事務所（支部・出張所を含む。））においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。</p> <p>イ 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる体制を取ったほか、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うなどの取組を実施した。</p> <p>ウ 増加する外国人利用者のニーズに応じて、自治体と相談窓口等に関する協議を行い、自治体の外国人相談実施施設を指定相談場所に指定するなどした。また、通信端末を利用した通訳方式を導入して、相談体制の充実を図った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、面談による法律相談の実施が困難となつたことから、その代替手段を迅速に創設すべく、業務方法書を改正した上で、電話等相談援助を創設し、40,788件の実績をあげた。また、福祉と司法の連携のメリット等についてわかりやすく解説したYouTube動画やチラシを作成した。</p> <p>以上のことから、福祉機関等との連携を契機とした相談件数は前年度より減少したもの、所期の目標はおおむね達成したものと考えられることから、自己評価をBとした。</p>	<p>以上からすれば、所期の目標を達成したものと認められる。</p>
<p>(2) 被災者法律相談援助の実施</p> <p>令和元年台風第19号に被災者法律相談援助が適用され、令和2年度に引き続き対応した結果、適用開始（令和元年10月18日）から令和2年10月9日までの相談実施件数は35,327件となった。</p> <p>また、令和2年7月豪雨にも被災者法律相談援助が適用されたところ、令和元年台風第19号の場合と同様に、日本弁護士連合会・災害発生地の弁護士会・司法書士会と迅速に連携した結果、円滑に実施することができた。適用開始（令和2年7月14日）から令和3年3月31日までの相談実施件数は4,077件に及んでいる。</p>		
<p>3 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者、相談担当者等の感染リスクを回避するため、全国的に面談による法律相談を縮小・中止せざるを得ず、これに代</p>		

わる相談の仕組みを求められたことから、関係機関の協力を得て迅速に業務方法書を改正し、令和2年5月から「音声及び動画による法律相談援助（電話等相談援助）」を実施した。適用開始（令和2年5月11日）から令和3年3月31までの相談実施件数は40,788件となった。

また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、対面での業務説明の実施を控える代わりに、オンラインによる業務説明会を実施したほか、支援センターの利用の方法や福祉と司法が連携するメリットについて、分かりやすく解説した法テラス（公式）YouTubeチャンネル掲載用の動画を作成した。さらに、法的支援が新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に至った方へのセーフティネットとして機能することを説明した分かりやすいチラシを、支援センターのホームページに掲載し、厚生労働省や全国社会福祉協議会を通じて福祉関係者へ周知を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-9	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度：99.9%
被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする	全地方事務所・支部 (61地方事務所)	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%		(参考情報) 平成29年度：99.9%
被疑者国選弁護事件の受理件数	(参考指標)	—	78,780件	80,145件	76,073件		(参考情報) 平成29年度：63,839件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・3 国選弁護等関連業務</p> <p>刑事訴訟法の改正に伴い被疑者国選弁護事件が大幅に増加することも踏まえ、各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。</p> <p>裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。</p> <p>また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。
中期計画	<p>II・3 国選弁護等関連業務</p> <p>(1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大及び指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。</p> <p>(2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。</p> <p>(3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。</p>
年度計画	<p>II・3 国選弁護等関連業務</p> <p>(1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護の対象事件拡大後の受理件数の増加への対応状況及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。</p> <p>(2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。</p> <p>(3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。</p>

主な評価指標	国選弁護等関連業務に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価	評定	A	
業務実績等報告書（資料編）：【資料29、50】	評定に至った理由	評定	A	評定に至った理由
1 迅速かつ確実な選任態勢に関する関係機関との協議 全地方事務所・支部において、指名通知が困難になるおそれがある特殊事案への対応、新型コロナウイルス感染症の影響により事務所閉鎖等が発生した場合における国選弁護人等の指名通知業務の継続等を議題として、裁判所及び弁護士会等との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議会を1回以上実施した。 その延べ回数は448回（令和元年度492回）（個別事件に関する協議含む。）に及んだ。	全地方事務所・支部において、指名通知までの適切な目標時間が設定されており、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知に至っている。 特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、対象事件の拡大によって受理件数が高い水準を維持している上、新型コロナウイルス感染症の影響への対応が求められたにもかかわらず、24時間以内における指名通知の割合が前年度に引き続き約99.9%という極めて高い水準を維持することができたところ、これは、日々の指名通知業務を各地の地方事務所において着実かつ適切に実施したことに加え、全地方事務所・支部と裁判所等の関係機関との間で実施された協議会等の成果と運用の確実な定着によるところが大きい。	全地方事務所（支部を含む）において、国選弁護人等の指名通知がおおむね設定された目標時間内に実施されているところ、そのうち、特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、対象事件の拡大によって受理件数が高い水準で推移し、かつ、新型コロナウイルス感染症拡大による業務への影響があつたにもかかわらず、24時間以内における指名通知の割合が前年度に引き続き約99.9%という極めて高い水準を維持している。これは、全地方事務所（支部を含む）において、裁判所等の関係機関との間で協議会等を実施した成果等によるものと認められ、高く評価できる。		
2 裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間（指名通知）の目標時間の設定・実施 (1) 目標時間の設定（全地方事務所・支部） 被疑者国選弁護事件：原則数時間以内、遅くとも24時間以内に設定 被告人国選弁護事件：原則24時間以内、遅くとも48時間以内に設定 国選付添事件：原則数時間以内、遅くとも48時間以内に設定 (2) 目標時間の実施状況 全地方事務所・支部において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内の指名通知の実施を達成した。 なお、被疑者国選弁護事件における指名通知業務は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下においても継続して行い、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件について指名通知請求当日に指名通知を実施した結果、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は約99.9%であり、前年度と同様の高い水準を維持することができた。	さらに、刑事弁護等に関連した研修、協議会等も全国的に多数回開催し、国選弁護人等契約弁護士への知識付与を行っている。 以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。	また、45の地方事務所（支部を含む）において、延べ169回にわたり、刑事弁護に関連する研修等を実施するなど、迅速な指名通知のための取組だけでなく、国選弁護等の質の向上にも積極的に取り組んだ。		
3 刑事弁護に関する関係機関との連携・協力、協議等の実施 45の地方事務所・支部において、刑事弁護に関連した研修、協議会ないし説明会の場を設け（弁護士会等との共催含む。）、その延べ回数は125回に及んだ。開催	年度評価 2-9 国選弁護等関連業務	以上からすると、所期の目標を上回る成果を上げたものと認められる。		

された研修等は、捜査段階の弁護活動に特化したもの、裁判員裁判における法廷弁護の技術に関するもの、控訴審の弁護活動に関するものなどがあった。

また、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に刑事弁護等に関する各種の協議を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-10	司法過疎対策業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
巡回法律相談件数	(参考指標)	—	1,553件	1,121件	971件		(参考情報) 平成29年度：1,044件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・4 司法過疎対策業務</p> <p>司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策について、関係機関等との連携を含め、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。</p>
中期計画	<p>II・4 司法過疎対策業務</p> <p>司法過疎地域事務所を設置していない地域において、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携や巡回相談の実施など、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。</p>
年度計画	<p>II・4 司法過疎対策業務</p> <p>司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策として、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用など、効率的かつ効果的な方策を検討する。</p>

主な評価指標	司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策	評定	B	評定	B
常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過疎地域での巡回法律相談を継続して実施するとともに、利用者の属性に着目した法的サービスの提供として、福祉機関・弁護士会及び支援センターとの間で締結した協定に基づく司法過疎地域の福祉施設における生活困窮者向けの巡回法律相談や、精神科病院に入院されている方など、支援センター事務所から必ずしも遠い場所で生活しているわけではないが支援センター事務所まで法律相談に赴くことが難しい方を対象とした巡回法律相談なども継続して実施した（巡回法律相談件数：令和元年度1,121件、令和2年度971件）。	評定に至った理由	従前に引き続き、関係機関・団体との協定に基づく生活困窮者向けのものをはじめとする巡回法律相談を実施するとともに、巡回法律相談を開催していた関係機関・団体の施設を指定相談場所として法律相談を実施するなど、関係機関・団体との連携を深めながら、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。	関係機関・団体と連携し、類型的にニーズが高い地域・場所等における巡回法律相談を継続して実施したほか、従前巡回法律相談を実施していた34か所の施設等を新たに指定相談場所とし、恒久的に法律相談を実施することが可能な場所を増加させるなどしたものであり、所期の目標を達成したものと認められる。	これらを踏まえれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、面談相談の実施が難しい状況が続く中においても、所期の目標を達成したものと考える。
前年度より巡回法律相談件数は減少したが、これは、関係機関・団体と連携し、これまで巡回法律相談を実施していた施設等を指定相談場所としたことによって恒常に法律相談を実施する場所が増加し、その分巡回相談件数が減少したこと（指定相談場所の数：令和2年1月31日時点619か所、令和3年1月31日時点653か所）や、新型コロナウイルス感染症の影響により、面談相談が控えられたことが原因と考えられる。	このように、巡回法律相談を活用するとともに、関係機関・団体と連携することにより、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。	なお、巡回法律相談については、上記のとおり、関係機関・団体との連携の実践であるとともに、指定相談場所の増加の契機にもなるものであることに鑑み、引き続き、各地域の実情に応じたニーズを的確に調査するなどし、これまで実施してきた地域・場所等に限らず、新たな地域・場所等においても積極的に実施されることを期待したい。		

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-11	適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】改正総合法律支援法により新たな法律相談援助が追加されたほか、第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度：3,736人
精通弁護士を前年度以上とする	前年度以上	3,736人	3,723人	3,781人	3,869人		(参考情報) 女性の精通弁護士数：936人（令和元年度 896人） 全精通弁護士数：3,869人（令和元年度 3,781人）
全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する	全地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所		
DV等被害者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	809件	832件	983件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・5(1) 適切な支援・援助の実施</p> <p>第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応すべく、支援センターにおける対応事例の分析、犯罪被害者等のニーズのくみ上げ等を行うとともに、これを踏まえた業務の改善、職員への周知等を実施し、犯罪被害者支援に携わる職員の能力向上を含めた適切な支援体制を整備する。</p> <p>弁護士会、警察等の関係機関等と連携し、改正総合法律支援法に基づくストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法律相談援助をはじめ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な援助を実施する。</p> <p>各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を適切に紹介できる態勢を整備する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精通弁護士数を前年度以上とする。 ・全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する。
中期計画	<p>II・5(1) 適切な支援・援助の実施</p> <p>ア 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。</p> <p>イ 改正総合法律支援法に基づくDV等被害者に対する新たな法律相談援助を適切に実施するとともに、経済的に余裕のない犯罪被害者がその後の手続を希望した場合には、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、弁護士会、警察等の関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が実施できる体制を整備する。</p> <p>ウ 弁護士会等と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保し、とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、地方事務所単位で複数名確保できるよう努める。</p>
年度計画	<p>II・5(1) 適切な支援・援助の実施</p> <p>ア 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止の方策等の研修を実施する。</p> <p>イ DV・ストーカー・児童虐待が重大な社会問題化していることを踏まえ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援を実施するため、改正総合法律支援法施行後の状況を検証しつつDV等被害者に対する法律相談援助を適切に実施する。特に、潜在化しやすい児童虐待に関して、児童虐待担当窓口を置くなどし、関係機関との連携を強化するとともに、当事者及びその支援者に対する制度周知の徹底に取り組む。さらに、経済的に余裕のない犯罪被害者が希望した場合には民事法律扶助制度を利用できるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との連携関係の維持・強化を図る。</p> <p>ウ 弁護士会等の関係機関と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努め、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、全地方事務所で複数名確保する。</p>

主な評価指標	犯罪被害者支援業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価	評定	A	
業務実績等報告書（資料編）：【資料34】	評定に至った理由	評定	A	評定に至った理由
1 犯罪被害者等のニーズの把握と職員の質の向上				
(1) 犯罪被害者等や関係機関・団体からの意見聴取等	犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体との連携の維持・強化を図り、犯罪被害者等からのニーズを把握する取組や職員研修を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響下のニーズに応えるべく、DV等被害者法律相談援助における電話等による法律相談を開始するなどして、DV、ストーカー及び児童虐待のいずれにおいても前年度を上回る相談援助を実施することができたほか、本部及び地方事務所において、弁護士会等関係機関に対し、同援助をはじめとする犯罪被害者支援制度等の業務説明や制度周知に努め、連携の維持・強化を図った。また、DV等被害者に対する法律相談援助の適切な実施を図るために、内閣府担当部署と連携強化を再確認するとともに、弁護士会をはじめとする関係機関に援助の実施状況を共有し意見交換を行った。	評定に至った理由	支援センターにおける犯罪被害者支援においては、他の支援団体をはじめとする関係機関等との連携を契機とする場合が多く想定されるため、それら関係機関等との連携の維持・強化がとりわけ重要であるところ、それを十分に意識した取組が積極的に実施されている。	支援センターにおける犯罪被害者支援においては、他の支援団体をはじめとする関係機関等との連携を契機とする場合が多く想定されるため、それら関係機関等との連携の維持・強化がとりわけ重要であるところ、それを十分に意識した取組が積極的に実施されている。
また、地方事務所において、業務改善の参考とするため、犯罪被害者等からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、弁護士会等の関係機関との間で、情報交換・事例検討を行った。	また、近年において迅速な支援の重要性が特に指摘されているDV等被害者に対する支援については、それらに着目した関係機関との協力体制の構築・強化に努めているほか、支援が行き届きにくい児童を対象としては、小中学校や図書館等にポスターやポケットカードを配布するなどして、支援センターの周知に取り組むとともに、被虐待児への初期対応技術に関する研修等を実施するなどしている。これらの取組により、DV、ストーカー及び児童虐待のいずれにおいても前年度を上回る相談援助を実施することができており、それら実績を含め、高い評価に値する。			
(2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等	児童虐待の被害者対応を適切に行うため、本部において、近隣地方事務所から研修員を募った上で、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を実施した。	児童虐待の被害者対応を適切に行うため、本部及び地方事務所において、近隣地方事務所からオンラインによる参加を募った上で、神奈川県担当課長を講師とする「かながわ犯罪被害者サポートステーション」及び「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター『かならいん』」における支援に関する研修を実施した。また、同研修における講義を録画したDVDを作成した上、それを全国の地方事務所へ配布し、全国の職員が受講する環境を整えた。	特に児童虐待への対応を強化するため、DV等被害者法律相談援助制度の概要を分かりやすく記載したポスター等を作成し、小中学校を中心とした関係機関に掲示・配布を依頼するなどして更なる制度周知に取り組むとともに、児童虐待に特化した職員研修を実施した。	さらに、精通弁護士の紹介に関する業務を見ても、精通弁護士の全体
性犯罪・性暴力被害者に対する支援を適切に行うため、神奈川地方事務所において、近隣地方事務所からオンラインによる参加を募った上で、神奈川県担当課長を講師とする「かながわ犯罪被害者サポートステーション」及び「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター『かならいん』」における支援に関する研修を実施した。また、同研修における講義を録画したDVDを作成した上、それを全国の地方事務所へ配布し、全国の職員が受講する環境を整えた。	本部・コールセンターへ寄せられた犯罪被害者等からの意見等を本部関係課室、コールセンター及び地方事務所の間で共有し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を検討した。	人事課主催の階層別研修において、犯罪被害者支援業務に関する講義を行い、二次的被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を配布し、注意喚起を行うとともに、本部及び地方事務所職員が犯罪被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修等へ54回参加した（本部14回、地方事務所（支部含む）40回）。		

<p>2 関係機関との連携とDV等被害者法律相談援助の適切な実施等</p> <p>(1) 関係機関との連携</p> <p>ア 本部における取組</p> <p>日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会、両性の平等委員会及び子どもの権利委員会との定期会議を開催し、DV等被害者法律相談援助に関する支援をテーマに意見交換を実施した。</p> <p>警察庁主催の都道府県・政令指定都市犯罪被害者支援会議への出席、日本弁護士連合会主催の犯罪被害者支援全国経験交流集会への出席等、関係機関との連携強化に努めた。</p> <p>深刻化するDV被害に対し、内閣府男女共同参画局担当部署と改めて組織的に連携・協力して対応することを確認し、全国の「配偶者暴力相談支援センター」を中心とした都道府県関係部署と地方事務所との連携・協力体制強化の足掛けかりとした。</p> <p>イ 地方事務所における取組</p> <p>弁護士会をはじめとする関係機関に対し、犯罪被害者支援に関する各種援助制度を含む支援センターの業務説明を行い、必要に応じて協議や意見交換を行った。</p> <p>(2) DV等被害者法律相談援助の適切な実施等</p> <p>支援センターでは、児童虐待についても法律相談援助を行っていることを児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカードの作成・配布に努めているところ、その一環として、神奈川県、栃木県、長野県及び石川県内の全小中学校及び公立図書館等合計2,987施設に掲示・配布を依頼するなど、制度の周知に取り組んだ。</p> <p>地方事務所において、それぞれ対応する弁護士会と定期的に協議を行いDV等被害者法律相談援助の実施状況を共有し、また、本部においては、日本弁護士連合会と協議を実施するなどして、同援助の適切な実施への協力を求めた。</p> <p>DV等被害者法律相談援助の相談方法について、新型コロナウイルスの感染防止に配慮し、令和2年5月11日から電話等による相談を開始した。</p> <p>令和2年度援助実施件数：983件（DV841件、ストーカー121件、児童虐待21件）</p> <p>3 精通弁護士紹介態勢の整備</p>	<p>加えて、犯罪被害者からの要望の多い犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、全地方事務所において複数名確保した上、精通弁護士数全体の数を見ても、前年度より88名増加しており、紹介に要した日数は、2.1営業日となり、前年度より0.5日短縮することができた。</p> <p>以上から、新型コロナウイルス感染症の影響下においても状況やニーズに合わせた方策を実施することにより、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	<p>数を増加させるとともに、前年度まで引き続き、全ての地方事務所において女性の精通弁護士を複数名確保したほか、紹介に要した日数も短縮するなど、十分な成果を上げているものと認められる。</p> <p>以上からすれば、所期の目標を上回る成果を上げたものと認められる。</p> <p>なお、潜在的なニーズに対応するとともに、被虐待児やその周囲の方々による支援センターへのアクセスを促進するためには、支援センターの名称や業務についての認知度を上げることが重要であり、令和3年度以降においては、そのための更なる取組に期待したい。</p>
---	---	--

犯罪被害者支援に精通している弁護士数は3,869名となった（令和元年度より88名増加）。また、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士を全ての都道府県において複数名確保し、その合計数は計936名となった（令和元年度より40名増加）。

精通弁護士紹介は、本年度を通じて1,252件（令和元年度は1,355件）、精通弁護士紹介までに要する平均日数は2.1業務日となった。

コールセンターと共同で、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介に至るケースを基に、地方事務所職員を対象とした二次的被害防止のためのロールプレイ研修を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-12	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度：100% 令和2年度の請求中、新型コロナウイルス感染症による影響により通常とは異なる判断を要する請求を除いた支給割合は、99.4%
2週間以内の支給割合を前年度同水準とする	前年度と同水準	100%	99.9%	99.0%	97.9%		(参考情報) 平成29年度：100% 令和2年度の請求中、新型コロナウイルス感染症による影響により通常とは異なる判断を要する請求を除いた支給割合は、99.4%
請求件数	(参考指標)	—	3,111件	2,818件	2,758件		(参考情報) 平成29年度：2,685件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
中期計画	<p>II・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。</p>
年度計画	<p>II・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。</p>

主な評価指標	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料57】				
1 裁判所等との連携	評定	B	評定	B
裁判所及び法務省と情報を共有し、迅速かつ適切な支給ができるよう、事前の支給見込額の照会に対応したり、請求書提出後に追加の事情聴取が必要な案件については受付後に速やかに裁判所に対応を依頼したりするなどの工夫により、書類の追完等が必要な案件であっても当初の請求から2週間以内に旅費を支給できるよう努めた。	評定に至った理由	裁判所や法務省と情報共有を行い、連携を深めながら制度周知を図るなどして、適切な旅費等支給に取り組んだ。 事務フローヤマニュアルを見直すなどし、全請求の97.9%について、請求の受理からおおむね2週間以内に支給することができた。新型コロナウイルス感染症の影響により通常とは異なる判断をする請求を除いた請求については、99.4%についておおむね2週間以内に支給することができており、同感染症の影響下においても高い割合での支給を行うことができた。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	評定に至った理由	自己評価書の「B」であるとの評価結果が妥当であると確認できた。
2 支給実績				
(1) 請求件数と支給額				
令和2年度における請求件数は2,758件、支給額は1732万181円であった（令和元年度の請求件数は2,818件、支給額は1928万2333円）。				
(2) 請求の受理からおおむね2週間以内の支給割合				
引き続き毎月3回の送金日を設け、全請求の97.9%について請求の受理からおおむね2週間以内の支給（2週間を超えた直近の送金日に支給することを含む）を達成した。				
前年度より支給割合が下がった理由は、GoToトラベルを利用した旅行や、移動時のオフピークを考慮した宿泊など、新型コロナウイルス感染症の影響により通常とは異なる判断をする請求（40件）が見られ、旅費等の算定に係る特段の事情等の判断に時間を要したためであり、これらの請求を除いた請求についてのおおむね2週間以内の支給割合については、99.4%と依然として高い水準を維持した。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3-13	一般管理費及び事業費の効率化						
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。				関連する政策評価・行政事業レビュー		
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (令和2年度予算額)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (千円)	前年度比3%削減	1,923,795 ※	1,679,017	1,774,141	1,766,273		(参考情報) 人件費、公租公課、新規・拡充分は対象外 ※ 令和元年度予算額を基に3%の効率化減を織り込んだもの
事業費 (千円)	前年度比1%削減	1,238,492 ※	1,226,894	1,136,193	1,102,047		(参考情報) 立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費、新規・拡充分は対象外 ※ 令和元年度予算額を基に1%の効率化減を織り込んだもの

年度評価 3-13 一般管理費及び事業費の効率化

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第5・1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。</p> <p>一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、調達方法の合理化を図り、全体として効率化に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費：前年度比3%削減 ・事業費：前年度比1%削減
中期計画	<p>III・1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>(1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>(2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。</p>
年度計画	<p>III・1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>(1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>(2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及び調達方法の合理化を図る。</p> <p>具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充等を除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。</p>

主な評価指標		一般管理費及び事業費の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし		評定	B	評定	B
1 人件費の合理化・効率化		評定に至った理由		評定に至った理由	
業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して、休日国選対応の土日勤務を含めたパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。		人件費について、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与体系を維持し、引き続き経費の合理化・効率化を図った。		自己評価書の「B」であるとの評価結果が妥当であると確認できた。	
2 一般管理費及び事業費の効率化					
(1) 一般管理費（人件費、公租公課、新規・拡充分を除く。以下同じ。）削減		一般管理費及び事業費については、経費削減を推進し、効率化係数が織り込まれた厳しい予算額の範囲内で効率的な予算執行を達成した。			
令和2年度の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数3%」を織り込んだ1,923,795千円（前年度比23,064千円の減）とされたところ、執行額は1,766,273千円となり、3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行（予算額より157,522千円下回る）を実現した。		また、いわゆる性質随意契約のような競争的手法を用いることが困難な案件を除き、一般競争入札及び複数業者からの見積合わせ等の競争的手法により契約手続を行った。			
(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費・新規・拡充分を除く。以下同じ。）削減		以上から、所期の目標を達成したものと考える。			
令和2年度の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数1%」を織り込んだ1,238,492千円（前年度比66,290千円の増）とされたところ、執行額は1,102,047千円となり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行（予算額より136,445千円下回る）を実現した。					
3 各種契約手続の競争性、透明性、公平性の確保					
物品の購入、事務所・宿舎の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、いわゆる性質随意契約や少額随意契約に該当するものを除き、一般競争入札等（総合評価落札方式や企画競争による随意契約を含む）の競争的手法を活用した。					
随意契約に関しては、いわゆる少額随意契約の場合は、複数の業者から見積書を徴し、最も低額な見積金額を提示した業者と契約したほか、いわゆる性質随意契約の場合は、契約内容を十分精査し、見積内容に疑義がある場合は、再度見積書を徴するなどの工夫を行った。					
なお、令和2年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。					

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-14	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度：95.8%
① 1コール当たりの運営経費（コールセンター：係数を乗じたもの）	中期目標期間を通じて削減	795.3円	747.3円	714.2円	815.1円		(参考情報) コールセンターに係る全ての人事費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した1コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 795.3円)
② 1コール当たりの運営経費（コールセンター：係数を乗じていないもの）	中期目標期間を通じて削減	880.7円	845.2円	779.7円	929.3円		(参考情報) コールセンターに係る全ての人事費を対応件数で除した1コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 880.7円)

年度評価 3-14 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第5・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターの運営に当たっては、必要なサービス内容や一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。 ・1コール当たりの運営経費について、中期目標期間を通じて削減する。
中期計画	<p>III・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上を維持しつつ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。</p>
年度計画	<p>III・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、1コール当たりの運営経費の削減に努める。なお、1コール当たりの運営経費の算出に当たっては、サービス内容ごとに要する業務量も踏まえるものとする。</p>

主な評価指標	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料7、8、43、44】	評定	B	評定	B
1 オペレーターの効率的配置	評定に至った理由		評定に至った理由	
<p>コールセンターの入電傾向を分析し、入電の多い平日午前中及び平日夕方に増員配置を行い、入電の少ない夜間・土曜日に減員配置を行うなどして、限られたオペレーター人員を効率的に配置し、業務の効率化を図った。</p> <p>→ 応答率90パーセント以上を維持しながら、話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する取組を継続しつつ、全国の地方事務所の代表電話番号にナビダイヤルを導入し、音声自動応答によってコールセンターに自動転送する取組を拡大した。コールセンターにおける業務範囲が拡大し、かつ新型コロナウイルス感染症の影響で入電数の予測が困難な中、オペレーターの増加を抑制し、効率的な業務運営を実施した。</p>	<p>話中電話及び無応答電話のコールセンターへの自動転送の継続、ナビダイヤルの音声自動応答によるコールセンターへの自動転送の拡大といった取組に加え、スマートフォン・携帯電話によるメール問合せ対応など、利用者の利便性の向上に資する従来からの取組も継続して実施しつつ、曜日別・時間帯別の受電傾向の変動を踏まえ、オペレーターを効率的に配置し、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施した。</p> <p>なお、1コール当たりの運営経費は増加してはいるものの、これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、コールセンターの業務縮小等により対応件数が減少したことや、オペレーターの待遇改善のために、これまで支給していなかった賞与を年2回支給したことなどによるものであって、無理からぬ面があったといえる。</p> <p>一方で、上記のような状況下においても、前年度を上回る応答率93.3パーセントを達成することができたものであって、この点については大きな成果を上げたものと考える。</p> <p>以上からすれば、所期の目標を達成し</p>		地方事務所における話中電話及び無応答電話の自動転送等によりコールセンターの業務範囲が拡大する中で、前年度を上回る93.3%という高い応答率を達成しているものの、対応件数が前年度比で約11%減少したことと鑑みれば、前年度からの上昇率がやや小さいとの感がある上、本年度よりも対応件数が多かった平成30年度より低下している点については、その要因、改善策等の検討を期待したい。 <p>1コール当たりの運営経費について検討すると、確かに、対応件数の減少自体は、運営経費の増加要因になり得るものであり、それが新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務縮小によるものであれば、やむを得ない部分がある。しかしながら、対応件数の減少は、業務縮小以外の要因も十分に考えられることからすれば、一定程度考慮はできるものの、限界がある。また、オペレーターの待遇改善は重要であるが、賞与を含めた人件費については、中期目標において削減することと定められている上、年度計画においてもそれが変</p>	
2 1コール当たりの運営経費				
(1) 運営経費等の考え方				
<p>コールセンター事業の効率化の状況を適切に計る指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とした。</p> <p>対応件数については、電話による一般問合せとは異なる対応を要するメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）につき、各業務量を考慮した係数（注）により調整した件数を算出した。</p> <p>（注）通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）の各平均対応時間（平成30年度・令和元年度・令和2年度の3か年度の平均数値）は、それぞれ、1.29、1.81、1.60となる。</p>				
(2) 1コール当たりの運営経費				
1コール当たりの運営経費は以下のとおりである。				
・コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した1コール当たりの運営経費				
平成30年度 747.3円				

<p>令和元年度 714.2円 令和2年度 815.1円 (平均 758.8円)</p> <p>・コールセンターに係る全ての人事費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じていないもの）で除した1コール当たりの運営経費</p> <p>平成30年度 845.2円 令和元年度 779.7円 令和2年度 929.3円 (平均 851.4円)</p>	<p>たものと考える。</p>	<p>更されていないことからすれば、1コール当たりの運営経費の増加については、一定程度マイナス評価となることはやむを得ない。</p> <p>以上のとおり、1コール当たりの運営経費が増加した点については、一定程度のマイナス評価を免れないものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったことは否定できず、オペレーターに対する賞与支給拡大の時期に重なったことに鑑みれば、厳しい評価を与えるにはやや疑問があり、他方で、応答率は高い水準を維持していることなどを考慮しつつ、諸事情を総合的に判断すれば、所期の目標を達成したと評価できる。</p>
---	-----------------	---

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-14	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度：95.8%
① 1コール当たりの運営経費（コールセンター：係数を乗じたもの）	中期目標期間を通じて削減	795.3円	747.3円	714.2円	815.1円		(参考情報) コールセンターに係る全ての人事費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した1コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 795.3円)
② 1コール当たりの運営経費（コールセンター：係数を乗じていないもの）	中期目標期間を通じて削減	880.7円	845.2円	779.7円	929.3円		(参考情報) コールセンターに係る全ての人事費を対応件数で除した1コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 880.7円)

年度評価 3-14 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第5・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターの運営に当たっては、必要なサービス内容や一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。 ・1コール当たりの運営経費について、中期目標期間を通じて削減する。
中期計画	<p>III・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上を維持しつつ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。</p>
年度計画	<p>III・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、1コール当たりの運営経費の削減に努める。なお、1コール当たりの運営経費の算出に当たっては、サービス内容ごとに要する業務量も踏まえるものとする。</p>

主な評価指標	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料7、8、43、44】	評定	B	評定	C
1 オペレーターの効率的配置	評定に至った理由		評定に至った理由	
<p>コールセンターの入電傾向を分析し、入電の多い平日午前中及び平日夕方に増員配置を行い、入電の少ない夜間・土曜日に減員配置を行うなどして、限られたオペレーター人員を効率的に配置し、業務の効率化を図った。</p> <p>→ 応答率90パーセント以上を維持しながら、話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する取組を継続しつつ、全国の地方事務所の代表電話番号にナビダイヤルを導入し、音声自動応答によってコールセンターに自動転送する取組を拡大した。コールセンターにおける業務範囲が拡大し、かつ新型コロナウイルス感染症の影響で入電数の予測が困難な中、オペレーターの増加を抑制し、効率的な業務運営を実施した。</p>	<p>話中電話及び無応答電話のコールセンターへの自動転送の継続、ナビダイヤルの音声自動応答によるコールセンターへの自動転送の拡大といった取組に加え、スマートフォン・携帯電話によるメール問合せ対応など、利用者の利便性の向上に資する従来からの取組も継続して実施しつつ、曜日別・時間帯別の受電傾向の変動を踏まえ、オペレーターを効率的に配置し、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施した。</p> <p>なお、1コール当たりの運営経費は増加してはいるものの、これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、コールセンターの業務縮小等により対応件数が減少したことや、オペレーターの待遇改善のために、これまで支給していなかった賞与を年2回支給したことなどによるものであって、無理からぬ面があったといえる。</p> <p>一方で、上記のような状況下においても、前年度を上回る応答率93.3パーセントを達成することができたものであって、この点については大きな成果を上げたものと考える。</p> <p>以上からすれば、所期の目標を達成し</p>		<p>地方事務所における話中電話及び無応答電話の自動転送等によりコールセンターの業務範囲が拡大する中で、前年度を上回る93.3%という応答率を達成しており、応答率を見れば、所期の目標には達しているものの、対応件数が前年度比で約11%減少したことによれば、前年度からの上昇率がやや小さいとの感があるのは否めない上、本年度よりも対応件数が多かった平成30年度より低下している点については、その要因、改善策等の検討を期待したい。</p> <p>1コール当たりの運営経費について検討すると、確かに、対応件数の減少自体は、運営経費の増加要因になり得るものであり、それが新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務縮小によるものであれば、やむを得ないものとして考慮されるべきものである。しかしながら、対応件数の減少は、業務縮小以外の要因も十分に考えられるところであり、考慮するには一定の限界がある。また、オペレーターの待遇改善は重要であるが、賞与を含めた人件費については、中期目標において削減すること</p>	
2 1コール当たりの運営経費				
(1) 運営経費等の考え方				
<p>コールセンター事業の効率化の状況を適切に計る指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とした。</p> <p>対応件数については、電話による一般問合せとは異なる対応を要するメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）につき、各業務量を考慮した係数（注）により調整した件数を算出した。</p> <p>（注）通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）の各平均対応時間（平成30年度・令和元年度・令和2年度の3か年度の平均数値）は、それぞれ、1.29、1.81、1.60となる。</p>				
(2) 1コール当たりの運営経費				
1コール当たりの運営経費は以下のとおりである。				
・コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した1コール当たりの運営経費				
平成30年度 747.3円				

年度評価 3-14 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

<p>令和元年度 714.2円 令和2年度 815.1円 (平均 758.8円)</p> <p>・コールセンターに係る全ての人事費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じていないもの）で除した1コール当たりの運営経費</p> <p>平成30年度 845.2円 令和元年度 779.7円 令和2年度 929.3円 (平均 851.4円)</p>	<p>たものと考える。</p>	<p>と定められている上、年度計画においてもそれが変更されていないことからすれば、1コール当たりの運営経費の増加については、一定程度マイナス評価となることはやむを得ず、自己評価書記載の諸事情を考慮したとしても、100円以上も大幅に増加した合理的な理由を見いだすのは困難であると言わざるを得ない。</p> <p>以上からすると、所期の目標を達成したとは認められない。</p>
---	-----------------	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3-15	民事法律扶助業務						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、事務手続の合理化を図る。
中期計画	III・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。
年度計画	III・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る

主な評価指標	民事法律扶助業務の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
事務手続の平準化・合理化の取組	評定	B	評定	B
専門審査委員を活用し、判断基準等の共有を図るなどして、審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を進めた。 慎重な判断が求められる案件等では面談審査を行う一方、全ての地方事務所において、書面審査の活用や簡易な案件について単独審査とする取組を進めている。特に書面審査については、全ての地方事務所において、同審査に付すべき案件のほぼ100%を同審査で行った。	評定に至った理由	専門審査委員の活用など、審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行った。 全ての地方事務所において書面審査、単独審査を活用する体制を整えるなど、事務手続の合理化を図った。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	評定に至った理由	自己評価書の「B」であるとの評価結果が妥当であると確認できた。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-16	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成30年度の不服申立て件数：合計342件 令和元年度の不服申立て件数：合計291件 令和2年度の不服申立て件数：合計301件
地方事務所限りの再算定の件数	(参考指標)		41件	29件	9件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第5・2(3) 国選弁護等関連業務</p> <p>国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の合理化を図る。</p>
中期計画	<p>III・2(3) 国選弁護等関連業務</p> <p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。</p>
年度計画	<p>III・2(3) 国選弁護等関連業務</p> <p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担を行うとともに、事件数の変動等を把握し、事務負担傾向を分析するなどして、適時に必要な事務手続の合理化を図る。</p>

主な評価指標	国選弁護等関連業務の効率化に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			
業務実績	自己評価		
業務実績等報告書（資料編）：【資料45】	評定	B	評定
国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定は、平成25年度から本部で集約して行っている。 一方、不服申立てについては、その判断が容易であり、本部による判断が明らかに必要でないと認めるときは、地方事務所（支部を含む。）においても再算定を可能としており、本部と地方事務所の適切な業務分担により事務手続の合理化を図っている。 令和2年度は、合計301件（令和元年度291件）の不服申立てのうち、9件（令和元年度29件）が地方事務所限りの再算定で処理された。	評定に至った理由	評定に至った理由	
地方事務所限りの再算定処理率 令和2年度：約3.0% 令和元年度：約10.0%	令和2年度においては、全体の不服申立て件数が若干増加した一方で、地方事務所限りの再算定件数及び同件数の割合は減少した。これは、契約約款の解釈を巡る不服など本部での処理が相当といえる複雑な事例が大部分を占め、地方事務所限りで処理することが相当といえる簡単な事例等がほぼ見当たらず、本部で処理することが適切な案件は本部で処理することにより、本部と地方事務所の適切な業務分担がなされた結果であり、事務手続の合理化が図られたといえ、所期の目標を達成したものと考える。	本部と地方事務所の間において、事例に応じた適切な業務分担がなされており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（IV. 財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-17	自己収入の獲得等	関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度は高い。		

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
しょく罪寄附収入	(参考指標)	—	32,582千円	40,791千円	25,356千円		(参考情報) 平成29年度：36,935千円
一般寄附収入	(参考指標)	—	29,497千円	4,209千円	7,955千円		(参考情報) 平成29年度：3,988千円
司法過疎地域事務所における事業収益	(参考指標)	—	223,779千円	195,217千円	190,904千円		(参考情報) 平成29年度：173,721千円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第6・1 自己収入の獲得等</p> <p>寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。</p> <p>また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。</p>
中期計画	<p>IV・1 自己収入の獲得</p> <p>(1) 寄附金収入 寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。</p> <p>(2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。</p>
年度計画	<p>IV・1 自己収入の獲得</p> <p>(1) 寄附金収入 寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途をわかりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知するなど、工夫した広報を行う。</p> <p>(2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。</p>

主な評価指標	自己収入の獲得等に向けた取組状況														
支援センターの業務実績・自己評価															
業務実績															
業務実績等報告書（資料編）：なし															
1 寄附金収入獲得への取組	評定	B	評定	B											
<ul style="list-style-type: none"> ・使途特定寄附金制度（寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを配備 ・支援センターのホームページにて、寄附金に関する情報を発信 ・法テラス（公式）Twitterにて、寄附金募集の記事を掲載 ・しょく罪寄附に関するポスターを地方事務所及び支部事務所に掲出 ・しょく罪寄附に関する契約弁護士用のチラシを配布し、しょく罪寄附制度の周知を徹底 <p><令和2年度実績></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">しょく罪寄附</td> <td style="width: 10%;">25,356千円</td> <td style="width: 10%;">（令和元年度</td> <td style="width: 10%;">40,791千円）</td> </tr> <tr> <td>一般寄附</td> <td>7,955千円</td> <td>（令和元年度</td> <td>4,209千円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33,311千円</td> <td>（令和元年度</td> <td>45,000千円）</td> </tr> </table>	しょく罪寄附	25,356千円	（令和元年度	40,791千円）	一般寄附	7,955千円	（令和元年度	4,209千円）	計	33,311千円	（令和元年度	45,000千円）	評定に至った理由	評定に至った理由	日本司法支援センター評価委員会による評価
しょく罪寄附	25,356千円	（令和元年度	40,791千円）												
一般寄附	7,955千円	（令和元年度	4,209千円）												
計	33,311千円	（令和元年度	45,000千円）												
2 有償受任等による自己収入	<p>常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保に努めた。</p> <p>令和3年3月31日までに設置した34か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が945件（前年度比1.9%減）、国選弁護・付添事件が457件（前年度比3.8%減）、有償事件が546件（前年度比18.6%減）となった。</p> <p>また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による令和2年度事業収益は、190,904千円となった（前年度195,217千円）。</p>	<p>寄附金収入獲得への取組については、支援センターのホームページ及びTwitterを用いた寄附の呼び掛けを実施するとともに、地方事務所や支部において、事務所内にしょく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、契約弁護士用のチラシを配布したりするなどして、同制度の周知を図った。また、使途特定寄附金制度（寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを地方事務所に配備するなどして周知を図った。</p> <p>なお、しょく罪寄附の実績につき、令和元年度の実績と比較して、1件当たりの寄附金額は減少したが、件数は増加した。また、一般寄附については、高額寄附が2件（400万円）あったことに加えて寄附件数も増加し、昨年度比増となった。今後は、寄附金収入獲得の取組について、更に充実させるべく検討する。</p> <p>有償事件による自己収入について、司法過疎地域事務所における事業収益は前年度より減少しているものの、その程度は前年度比2.2%にとどまり、事件数が大幅に減少した中においても、従前の規模をおおむね維持した。司法過疎地域事務所における民事法律扶助事件、国選弁</p>													
3 財政的支援の獲得	<p>無償で貸与を受けている事務所について、それを継続した。</p> <p>(1) 事務所敷地の無償貸与（括弧内は地方公共団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地出張所法テラス南三陸（南三陸町） 														

<ul style="list-style-type: none"> ・被災地出張所法テラス山元（山元町） ・被災地出張所法テラス東松島（東松島市） ・被災地出張所法テラス大槌（大槌町） ・被災地出張所法テラス気仙（大船渡市） ・被災地出張所法テラスふたば（広野町） <p>(2) 事務所建物の無償貸与（括弧内は地方公共団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地出張所法テラス二本松（二本松市等） ・鹿角地域事務所（鹿角市） ・鰺ヶ沢地域事務所（鰺ヶ沢町） 	<p>護・付添事件については、受任件数自体はわずかに減少したものの、一定の件数を確保し、適切に対応した。</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得については、新規に開設した事務所がなかったため、無償で貸与を受ける事務所等の増加はなかつたが、これまで無償提供を受けていた事務所については引き続きこれを維持することができた。</p> <p>以上から、所期の目標を達成したものと考える。</p>
--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（IV. 財務内容の改善に関する事項に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4-18	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等						
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 債還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、債還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。</p> <p>【難易度：高】 立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、難易度は高い。</p>				関連する政策評価・行政事業レビュー		
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
債還率	令和3年度において90%以上	—	89.0%	89.7%	91.6%		(参考情報) 平成29年度：88.1%
債還滞納率	前年度以下	37.0%	37.3%	37.3%	33.1%		(参考情報) 平成29年度：37.0% 平成28年度：38.2%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第6・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等</p> <p>引き続き、悪質な償還滞納者への対応を含め、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者ではない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。</p> <p>回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努める。</p> <p>また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指す。 ・償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。
中期計画	<p>IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収</p> <p>(1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、悪質な償還滞納者に対しては法的手続を活用するなど統一的な方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。</p> <p>(2) 債還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。</p> <p>(3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。</p>
年度計画	<p>IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な債権回収の実施</p> <p>立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滞納状況等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施する。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。</p> <p>ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>イ 被援助者の償還に向けた意識付けを強化するため、援助開始時等の機会を捉えて、償還制度や償還方法のほか、償還を滞納すると新たな援助が受けられなくなること等を説明する。</p> <p>ウ 債還滞納状態の長期化を防止するため、本部において、滞納の初期段階で集中的な督促を行う。</p> <p>エ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>(2) 効率的な債権管理の実施
償還の見込みがない立替金債権については、償却も含めてその処理を検討するほか、処理手続の合理化により債権管理コストの削減を図る。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。</p> <p>(3) 立替金債権の管理・回収状況の開示
発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で開示する。</p> |
|--|---|

主な評価指標	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績				
業務実績等報告書（資料編）：【資料55】				
1 効率的かつ効果的な債権回収の実施	評定	A	評定	A
立替金債権の管理・回収について、被援助者の属性・滞納状況等に応じた各種督促を実施するとともに、債権回収をより効率的かつ効果的に実施するため、従来の督促方法等の見直しを行った。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図った。	評定に至った理由			
償還率91.6%（令和元年度比1.9%増）、償還滞納率33.1%（令和元年度比4.2%減）	<p>償還率を91.6%（令和元年度比1.9%増）に向上させるとともに、償還滞納率を33.1%（令和元年度比4.2%減）に減少させることができた。また、償還の見込みがない債権については、48億4020万円の免除・みなし消滅を実施した。</p> <p>これに加えて、立替金債権の管理・回収をより効率的かつ効果的に実施するため、免除申請事務の本部への集約を行った。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>			
(1) 地方事務所ごとの立替金債権管理回収計画の策定・実施	立替金債権管理回収計画に基づき、前年度までに引き続き、被援助者に償還の必要性を意識付ける取組や継続的な償還を確保するための生活口座登録を推進したほか、集中的な督促を行うなど、被援助者の状況等に応じた多様な回収策を着実に遂行したことにより、89.7%という高い水準にあった前年度の償還率を更に向上させ、91.6%を達成するとともに、償還滞納率についても、前年度から4%以上も減少させ、33.1%を記録した。			
(2) 被援助者への償還の意識付け強化	また、これらの回収策に加えて、免除申請事務を本部で集約することによって事務の効率化を図り、申請から決定までの期間を短縮するなど、適切な債権管理を実施した。			
被援助者に償還の必要性を意識付けるため、引き続き、援助開始時に「返済のご案内」を配布した。	これらの取組状況等からすれば、重要度及び難易度のいずれも「高」とされている本項目について、所期の目標を上回る成果が得られたと評価すべきである。			
(3) 生活口座登録の推進				
継続的な償還を確保する上で有効な方策である生活口座からの自動引落を推進するため、援助開始時に被援助者に対して生活口座を登録するよう案内したほか、督促状に登録口座を変更できることを記載するなどし、生活口座の登録を促した。				
(4) 本部による集中的な督促				
償還滞納状態を解消するため、本部において、以下のアないしウのとおり、集中的に督促を行うとともに、契約弁護士等に対し、被援助者が事件進行中に償還を連続して滞納した場合、地方事務所が受任者・受託者に被援助者の償還滞納情報を通知する制度を導入することについて、その周知を行った。				
ア 収納用紙の発送				
初回滞納から12か月滞納までの被援助者にコンビニエンスストア用収納用紙（以下「コンビニ収納用紙」という。）を発送				
670,056件発送、11億9411万円を回収				
イ 督促状の発送				
3か月以上滞納している被援助者にコンビニ収納用紙に加えて督促状を発送した。発送に当たっては、滞納ステージ等を考慮して督促の効果が高いと考え				

<p>られる者を対象にするとともに、個々の対象者の属性（引落口座未手続者、振込入金者等）に応じた督促文面を用いた。</p> <p>37,059件発送、3374万円を回収</p> <p>ウ 引落停止に対する督促 ゆうちょ銀行以外の金融機関からの引落は3回連続で失敗すると引落が停止となるため、引落が停止された被援助者に対し、引落を再開する旨を通知する督促状及びコンビニ収納用紙を発送した。</p> <p>7,875件発送、1458万円を回収</p> <p>(5) 支払督促の申立て 1年以上の長期滞納者に対しては、償還されない場合は法的手続を取る場合がある旨を通告し、なおも償還されない場合に裁判所へ支払督促を申立てしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、実施を取り止めた。</p> <p>2 効率的な債権管理の実施 債権管理コストを削減するため、償還の見込みがない立替金債権について、償却も含めてその処理を検討した。 免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性を慎重に判断した。 通常の償却処理とは別に、10年間償還がなされていない債権、破産免責となった債権等を対象として、本部による一括償却を実施した（5,132件、7億1778万円）。 また、免除申請に関する事務を効率化するため、令和2年4月から以下の運用の見直しを実施し、免除申請から免除決定までの期間を前年度より14日間短縮した。<ul style="list-style-type: none">・免除申請書の提出先を地方事務所から本部に変更・免除決定通知の発行事務を地方事務所から本部に集約以上の取組により、48億4020万円の免除・みなし消滅を実施した。</p> <p>3 立替金債権の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータは、業務実績等報告書（資料）にて開示している。</p>		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（IV. 財務内容の改善に関する事項に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4-19	財務内容の公表						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第6・3 財務内容の公表</p> <p>財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。</p>
中期計画	<p>IV・3 財務内容の公表</p> <p>財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。</p>
年度計画	<p>IV・4 財務内容の公表</p> <p>財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。</p>

主な評価指標	財務内容の公表に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価							
業務実績	自己評価						
業務実績等報告書（資料編）：【資料56、58】							
1 セグメント情報の開示	評定	B	評定	B			
情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等、センターの事業のまとまりごとに財務諸表（附属明細）及び決算報告書を作成し、業務実績等報告書にも同様の記載をした。	評定に至った理由	業務実績等報告書に業務別セグメント情報を記載することにより、財務内容についての透明性及び分かりやすさを前進させた成果を継続できていることから、所期の目標を達成したものと考える。					
2 各データの簡潔な説明	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。						
令和元年度に引き続き、平成30年9月3日付け「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づいて作成した事業報告書において、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の各データに関する簡潔な説明を付して、決算情報を読み取りやすくする取組を実施した。							

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-20	業務運営の体制維持		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標 (参考指標)	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 平成29年度：929人 ※ ※各年度3月31日現在
職員数（常勤弁護士を含む）	—	930人 ※	935人 ※	943人 ※			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・1 業務運営の体制維持 利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。
中期計画	IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。
年度計画	IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

主な評価指標	業務運営の体制維持に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価						
業務実績	自己評価					
業務実績等報告書（資料編）：なし						
1 施設・設備の確保	評定	B	評定	B		
(1) 職員の配置、業務量の変動等に合わせ備品整備やレイアウト変更等を行った。 (2) 書類保管方法を工夫し、効率的なスペースの活用を行った。	評定に至った理由	評定に至った理由	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 特に、外国人に対する法的支援ニーズに対応する人員の配置に努めた点を評価する。			
2 人的体制の確保						
(1) 業務量の変動に応じた人員配置 平成27年度に策定した大規模な人員の再配置計画に基づき、既存業務の業務量の変動等を適切に把握した上、その妥当性について確認し、令和3年度4月期の人員配置を実施した。 また、外国人に対する法的支援ニーズの高まりを受け、外国人への法的サービス提供に必要な人員配置の実施に努めた。	職員数又は業務量の変動に応じた施設や備品整備の見直しを行い、施設・設備の確保を適切に行った。 また、業務量の変動等を考慮しつつ、平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施した。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。					
(2) 能力主義に基づく的確な人員配置 平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施した。						

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-21	内部統制の確実な実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
					令和2年度	令和3年度	
理事長の招集による執行部会の開催数	(参考指標)	—	21回	21回	22回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第7・2 内部統制の確実な実施</p> <p>(1) ガバナンスの強化 利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させる。</p> <p>(2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
中期計画	<p>IX・4(1) 内部統制の確実な実施</p> <p>ア ガバナンスの強化</p> <p>(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。</p> <p>(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p> <p>イ 監査の充実及びコンプライアンス強化</p> <p>(ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。</p> <p>(イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
年度計画	<p>IX・4(1) 内部統制の確実な実施</p> <p>ア ガバナンスの強化</p> <p>(ア) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、次のとおり組織運営を行う。</p> <p>① 本部において、執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。</p> <p>② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。</p> <p>③ 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

- (ア) 外部研修機関が行う内部監査に係る専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、業務執行部門の業務改善に役立つ指摘・助言等を行うとともに、過去の監査結果への対応状況に関するフォローアップ監査を計画的に実施する。
- (イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項等を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

主な評価指標	内部統制の確実な実施に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価							
業務実績	自己評価						
業務実績等報告書（資料編）：なし							
1 ガバナンスの強化	評定	B	評定	B			
(1) 組織運営等	評定に至った理由	評定に至った理由					
ア 執行部会の開催状況	<p>本部においては、執行部会を原則として月2回開催し、会議後速やかに決定事項等を全職員に伝達するとともに、執行部会での指摘事項については課題解決に至るまで関係課室において検討の上、執行部会にて継続的に報告を行った。</p> <p>また、全国地方事務所事務局長会議等の本部開催会議においては、出席者とのかつ達な意見交換を通じて、支援センター全体や地方事務所ごとの実績及び課題について協議し、本部と地方事務所との問題意識の共有を図った。地方事務所においても執行部会議を毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいた迅速かつ的確な業務運営を実施した。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行う者としての側面を持つ一方、支援センターの職員として、法律事務所の運営、法律事務所職員の管理などの業務に従事する者としての側面も併せ持つので、法律事務所の運営・管理、規程等の遵守などを一層図るために取組を行った。</p> <p>監事監査は、監事が全国の業務執行状況等を把握しつつ、理事長との意見交換を通じて意志疎通を図りながら実施され、監査結果等が報告された。</p>						
イ 本部開催会議の開催状況	<p>① 全国地方事務所事務局長会議を開催（2月にオンライン形式で開催。）</p> <p>② ブロック別協議会を開催（9月及び10月に全国を4ブロックに分けてオンライン形式で各1回（計4回）開催。）</p> <p>③ オンライン意見交換会を開催（6月から7月にかけてオンライン形式で計8回開催。）</p> <p>※全国地方事務所長会議については、新型コロナウイルス感染症の影響のため、開催を中止した。</p>						
ウ 地方事務所における執行部会議の開催状況	<p>地方事務所において執行部会議（出席者：所長、副所長、事務局長等）を毎月開催した。</p>						
(2) 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組	<p>全法律事務所に配布済みの法律事務所の運営に係る規程集について、その追加・差替え等の変更が生じた際には、各法律事務所へその旨を周知した。</p> <p>赴任を控えた養成中の常勤弁護士を対象とした赴任前研修において、法律事務所のマネジメント講習、各種規程と手続に関する研修を実施した。また、赴任4年目の常勤弁護士を対象とする業務研修において、法テラスの組織概論及び法律事務所マネジメントに関する研修を実施し、各種規程の周知等を図った。また、法律事務所代表会議を開催し、マネジメントや弁護士の待遇、各種規程と手続について周知等を図った。</p>						

<p>2 監査の充実及びコンプライアンス強化</p> <p>(1) 監査の実施</p> <p>ア 監事監査（本部及び6地方事務所）</p> <p>監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、令和2年度監事定期監査計画に基づき実施した。監事は、本部執行部会等の重要な会議へ随时出席して意見を述べるとともに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを実施し、地方事務所往査では、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認し、それらの結果を理事長へ報告した。</p> <p>イ 内部監査（フォローアップ監査含む）（本部及び30地方事務所等）</p> <p>内部監査は、令和2年度内部監査計画に基づき、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として実施した。</p> <p>実施に当たっては、実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。その結果は、理事長、本部事務局長及び担当部長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、改善事項が認められた事務所には改善結果の報告を求め、その確認を行った。</p> <p>また、令和2年度フォローアップ監査実施計画に基づき、2地方事務所を対象に、過年度の監査結果を踏まえたフォローアップ監査として、改善方策の取組状況についての実地監査を行った。</p> <p>ウ 情報セキュリティ監査（本部及び17地方事務所等）</p> <p>情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、令和2年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。</p> <p>情報セキュリティ監査については、平成28年度から、監査の効率化のため内部監査と同機会に実施する方針としており、内部監査と同様、監査対象事務所に対して監査調書を事前に送付して回答を受け、その回答に基づいて、実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより業務実態を把握し、必要な指摘等を行った。</p> <p>その結果は、支援センター情報セキュリティ最高責任者である常務理事へ報</p>	<p>内部監査及び情報セキュリティ監査は、事前の予備調査を網羅的に行うこととで業務実態を把握し、効率的に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、一部の監査対象事務所についてはオンラインによる監査方式を導入することにより対応した。いずれの監査においても、指摘事項のうち支援センター全体としての対応が必要な事項は、執行部や本部課室において対応方針等の検討を行い、監査対象事務所における個別の指摘事項も各事務所において改善を図っており、監査結果等が業務改善に役立てられている。</p> <p>また、会計監査人監査との連携強化を図るとともに、監査室員が専門機関の実施する研修を複数回受講するなど、前年度に引き続き監査技術の向上を図る取組も実施した。</p> <p>内部統制強化の取組については、業務管理小委員会において、内部監査結果の指摘事項のモニタリングを行い、その結果を本部関係課室と共有するなどして、業務改善の取組を推進した。また、コンプライアンス小委員会では、職歴の浅い職員が特に留意すべき行動規範を取りまとめたコンプライアンスに関するポスターを作成し、各地方事務所等へ配布した。加えて、コンプライアンス強化週間の設定、チェックシートによるコンプライアンス・マニュアルに対する理解度テストの実施、定期的なコンプライアンス</p>
--	---

<p>告したほか、監査対象事務所へも通知し、改善事項が認められた事務所に改善結果の報告を求め、それを確認した。</p> <p>また、第三世代インフラ共通基盤に対するペネトレーションテスト（最新の攻撃手法を用いた外部からの侵入テスト）を実施したところ、侵入に至る問題点は検出されず、システムの不正利用（なりすましログイン等）、情報窃取、情報改ざん等の不正操作ができなかつたことを確認した。</p> <p>エ オンラインによる監査方式の一部導入</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の観点から、3地方事務所、11地域事務所及び2出張所における内部監査・情報セキュリティ監査は、実地監査に代え、書面監査とオンラインによる聴取を組み合わせた方式により実施した。当該方式による監査の対象事務所には、従前より多くの資料の事前提出を求め、予備調査に時間を掛けることで、可能な限り実地監査に近い監査を行えるよう努めた。</p> <p>(2) 監査技術の向上</p> <p>監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなどして、情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効果的に実施できるよう努めた。</p> <p>さらに、監査室長を含む監査室員は、外部機関主催による監査技術の向上のための研修を7回受講した。</p> <p>(3) 内部統制強化のための取組及びコンプライアンスの推進</p> <p>本部事務局長を委員長とする内部統制推進委員会の下部組織として設置した以下の各小委員会において内部統制を強化する取組を実施するとともに、コンプライアンスの一層の推進を図った。</p> <p>ア 業務管理小委員会</p> <p>令和元年度に実施した各種監査結果の指摘事項を分析し、その改善状況をモニタリングするとともに、令和元年度までに検討した結果、引き続き改善の必要があると判断した項目についてフォローアップした。</p> <p>イ コンプライアンス小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の行動規範を取りまとめたポスターの作成及び地方事務所等への配布 ② 定期的なコンプライアンス情報の発信（3回） ③ コンプライアンス強化週間の設定によるコンプライアンスの周知・意識向 	<p>情報の発信等、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。</p> <p>以上から、所期の目標を達成したものと考える。</p>	
--	--	--

上の推進

- ④ コンプライアンス・マニュアルの理解度チェックの実施（全職員対象）
- ⑤ 職員階層別研修において、コンプライアンスに関する講義を設定・実施
＜コンプライアンスに関する講義を実施した研修＞
 - ・新規採用者研修
 - ・マネジメント基礎研修

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-22	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】支援センターが取り扱う個人情報は、法的紛争に関係する極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・3 情報セキュリティ対策 支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。
中期計画	IX・4(2) 情報セキュリティ対策 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。
年度計画	IX・4(2) 情報セキュリティ対策 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制を更に整備するとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。

主な評価指標	情報セキュリティ対策に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価	評定	B	
業務実績等報告書（資料編）：なし	評定に至った理由	評定	B	評定に至った理由
1 情報セキュリティ対策基準の改正 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正を受け、情報セキュリティ対策基準及び関連する規程において、クラウドサービスに関する規程を追加するとともに、各種届出要領の見直しを行い、業務の実態に合わせた規程となるよう改正した。	情報セキュリティ対策基準及び関連する規程を改正するとともに、各種届出要領の見直しを行い、情報セキュリティに関する体制を整備した。 各種研修・教育は、情報セキュリティに関する意識向上策の充実を図るため、公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだものとし、標的型攻撃の訓練メールの発信により職員に注意喚起を行うとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ教育及びチェックシートによる自己点検等を実施するなどした。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	評定に至った理由	「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正を受け、支援センターにおける情報セキュリティ対策基準及び関連する規程を改正する等して情報セキュリティに関する体制を整備するとともに、脅威の特質に対応した研修等を適切に実施している。 したがって、所期の目標を達成したと認められる。	
2 情報セキュリティ対策の実施 昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。 (1) 研修 情報セキュリティに関する研修につき、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から集合研修が実施されなかったため、下記研修受講者に対して、最新の情報セキュリティ対策を盛り込んだ講義を録画したDVD及び教材を配布した。 ア 新規採用者研修 イ ブラッシュアップ研修 (2) 標的型攻撃メール対策訓練 本部職員を対象に、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールの適切な理解及びそれらへの防御策等の理解を促進するため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底した。 (3) 教育・自己点検 職員の情報セキュリティ意識向上のため、統一的な教育資料を作成・配布した上、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-23	業務内容の周知を図る取組の充実		
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報)
業務認知度	中期目標期間を通じて増加	15.2% (平成29年度)	16.7%	16.3%	16.4%		平成28年度：16.1% 平成27年度：14.6% 平成26年度：13.3%
ホームページの年間ページビュー数	第3期中期目標期間中の年間平均以上	17,988,257PV	14,313,022PV	16,692,509PV	18,503,418PV		
名称認知度	(参考指標)	—	58.0%	56.3%	52.8%		(参考情報) 平成29年度：54.9% 平成28年度：56.4% 平成27年度：50.6% 平成26年度：55.8%

年度評価 5-23 業務内容の周知を図る取組の充実

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第7・4 業務内容の周知を図る取組の充実</p> <p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。
中期計画	<p>IX・4(3) 業務内容の周知を図る取組の充実</p> <p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。</p> <p>なお、広報活動に要した費用及びその効果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。</p>
年度計画	<p>IX・4(3) 業務内容の周知を図る取組の充実</p> <p>ア 広報活動方針及び広報計画の策定</p> <p>本部において広報活動方針を策定し、各地方事務所においてこれを踏まえた広報計画を策定した上で、これらに基づき、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。</p> <p>なお、広報活動方針の策定に当たっては、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考に分析・検証し、その結果を反映させる。</p> <p>イ 効果の高い広報活動の実施</p> <p>認知経路として上位を占めるホームページやインターネット広告など広報効果の高い媒体及び訴求力の高い動画を活用し、支援センターの業務内容等に関する情報を効果的に提供・発信する。</p> <p>ウ 関係機関を通じた広報活動の実施</p> <p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体等の関係機関に対し、支援センターの業務内容等を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。</p>

主な評価指標	業務内容の周知を図る取組の充実に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料26、27】				
1 広報活動方針及び広報計画の策定	評定	B	評定	B
(1) 本部において策定した令和2年度・3年度の広報活動方針及び地方事務所が同方針を踏まえて策定した担当地域における広報計画に従い、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、支援センターを十分に認知していない年齢層などを重点的なターゲットとして継続的かつ計画的に効果的な広報活動を実施した。	評定に至った理由			
(2) 令和元年度に引き続き、認知経路として割合の高いインターネット媒体を通じた情報発信を活発に進めた。	令和元年度の広報活動の効果分析に基づいて策定した複数年度にわたる広報活動計画に従い、地方事務所と連携して、同計画を精力的に実施した。広く国民に認知され、必要な時に支援センターを想起して問合せに繋がることを目指し、特に、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに重きを置いた広報活動を実施した。特に、現在の若年層における認知度の低さが、将来にわたって全体の認知度を更に減退させる要因とならないよう、この層を対象とした広報策を講じている。			
2 効果の高い広報活動の実施	前年度までに引き続き、様々な媒体を利用した多様な広報活動に積極的に取り組んでいるところで、新型コロナウイルス感染症の拡大により国民の外出が控えられていることを踏まえて広告媒体を一部変更するなど、社会情勢に柔軟に対応した効果的な方法を適切に検討できている。また、新たな取組として、YouTube動画を作成するなど、社会のデジタル化に沿った広報活動を実施することで、認知度の低い若年層を意識した広報活動にも取り組む一方で、テレビ広告や新聞広告等、デジタル化への対応が困難な高齢者等へ向けた広報活動も実施しており、幅広い層へ向けた適切かつ効果的な広報活動が実施できたと評価できる。これらに加えて、ホームページのページビュー数が順調な増加傾向にあり、前年度比で10%以上も増加していることも、広報・周知活動の成果と認められる。			
(1) インターネット等を活用した広報活動	認知度については、令和2年度は、名称認知度は52.8%（前年度比3.5ポイント減）と若干の低下が見られた一方で、業務認知度は16.4%（前年度比0.1ポイント増）と前年度同様の水準を維持した。なお、名称認知度の微減については、新型コロナウイルス感染症の影響により外出が抑制されたり、関係機関への業務説明や連携の機会が激減したことなどを踏まえれば、前年度と同等の認知度を維持したと評価できる。			
インターネットによる広報では、リストティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるサービス）やディスプレイ広告（サイトやアプリ上の広告枠に支援センターの広告が表示されるサービス）を実施し、支援センターの存在を認知していない方や、法的トラブルを抱えているが支援センターの利用につながっていない方に向けて、支援センターの存在や制度内容の周知を行った。	ホームページの年間ページビュー数については、18,503,418PV（前年度比1,810,909PV増、10.85%増）となっており、基準値を超えて向上がみられたことも踏まえると、全体として、所期の目標を達成したものと考える。			
特に、インターネット広告で使用するバナー（令和2年7月豪雨用）やランディングページ（広告文やバナー広告からリンクするページ）については、より目を引く配色や事例等を掲載するなどして、支援センターのホームページや問合せへの誘導を図り、適切な情報へのアクセスが容易になるよう工夫した。また、ディスプレイ広告では、お悩み相談の掲示板などに重点的に配信することで、支援センターの潜在的利用者層への訴求を高め、効率的で効果的な広報活動を実施した。	以上の成果に鑑みれば、業務認			
このほか、特に若年層への広報効果が高いと考えられるYouTubeやLINE広告も期間を限定して実施し、認知度の向上を図った。				
また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月1回ないし2回程度配信）や法テラス（公式）Twitter（毎日1回ないし3回程度配信）で間断なく配信したところ、Twitterのフォロワー数は、前年度から				

<p>627人増加し、令和3年3月末日現在で13,986人にのぼっている。</p> <p>(2) ホームページでの情報配信</p> <p>令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出以降は、トップページに「重要なお知らせ」として新型コロナウイルス感染症の関連情報を、各地方事務所のページには各地の実情に応じた相談体制等の「お知らせ」を、それぞれ即時に掲載したこと、利用者に迅速に情報を提供することができた。</p> <p>また、令和元年台風第15号・令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症の関連情報として、トップページに専用の回転バナーを作成し、ホームページ上のQ&Aのページにアクセスできるよう、効果的な情報配信に努めた。</p> <p>(3) 動画広告の配信</p> <p>これまでの認知度調査において、認知度が低い層をターゲットとしたデジタルサイネージ広告を毎年実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、外出先で視聴することとなる同広告の実施は見送ることとした。</p> <p>(4) プレスリリースの実施</p> <p>本部において、支援センターの取組などに関するプレスリリースを8回実施した。また、令和2年12月に、報道機関に対して、支援センターの業務の現状を幅広く説明する機会として支援センターと記者との懇談の場を設けて情報発信を行った。地方事務所においても、地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報を発信した。</p> <p>【取組事例】</p> <p>ア 「法テラスの日」（4月10日）において、令和元年度業務実績に関するプレスリリースを実施し、これに連動して多くの地方事務所においても、地域ごとの広報活動の企画（相談会等）についてのイベント告知に併せたプレスリリースを実施した。</p> <p>イ 令和2年7月豪雨の支援開始に当たって、地方事務所と連携して、チラシを作成するなどして迅速な周知を図った。</p> <p>(5) テレビ広告の実施</p> <p>全国24局において、令和2年7月豪雨対応編及び新型コロナウイルス対応編の2本のテレビ広告を放映した。</p> <p>(6) 新聞広告の掲載</p> <p>東日本大震災被災者に対する支援情報を該当地域の8紙に、令和2年7月豪雨に関する支援情報を該当地域の9紙に、新型コロナウイルス感染症に関する支援情報を40紙にそれぞれ掲載し、利用促進を図った。</p> <p>(7) YouTubeによる情報発信</p>		<p>知度及び名称認知度については、いずれも近年伸び悩んでいることがうかがわれ、その点については、検討・改善を要すると思料されるものの、全体として見れば、所期の目標を達成したものと認められる。</p> <p>なお、YouTube動画を利用した広報・周知活動は、有用であると思料されるため、今後も、対象とする利用者層を検討とともに、動画の内容等を工夫するなどし、積極的に活用されることを期待したい。例えば、日本人に比して、法的トラブルに直面しやすいにもかかわらず、支援センターをはじめとする支援機関への問合せや相談に壁を感じがちである外国人に向けて、翻訳版を作成したり、法的トラブルに対する知識や予防策等を周知する取組などにも期待したい。</p>
--	--	--

<p>「情報提供・民事法律扶助編」・「令和2年7月豪雨編」・「コロナ編」などの動画CMを作成し、法テラス（公式）YouTubeチャンネルにて公開した。</p> <p>(8) その他の広報活動</p> <p>一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて、全国55社の鉄道会社の駅施設等に合計2,926枚のポスターを無料で掲出した。</p> <p>3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施</p> <p>(1) 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）</p> <p>京都コングレスにおいてサイドイベント（「誰ひとり取り残さない 司法アクセスを全ての人へ—法的ニーズ調査、依頼者中心型アプローチ及び司法ソーシャルワークに関する世界的視点—」）を実施するとともに、会場内におけるリアル展示及び専用ポータルサイト上のオンライン展示を実施した。</p> <p>(2) 法務省のイベント（全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日）に出展を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりいずれも中止となった。</p> <p>(3) 政府広報</p> <p>政府広報の企画募集に対して積極的に応募をし、その結果、首相官邸メールマガジン及びLINEに、それぞれ複数回にわたり、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助や新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方に対する無料法律相談を案内する記事などが無料で掲載された。特に、新型コロナウイルス感染症の影響に関する記事については、令和3年1月以降ほぼ毎週掲載された。その他政府インターネットテレビでの放送等がなされた。</p> <p>(4) 下記刊行物を関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に配布</p> <p>ア 法テラス白書（11月発行・約620か所）</p> <p>イ 広報誌「ほうとうらす」（年3回発行・各回約3,700か所）</p> <p>(5) 多くの地方事務所において、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している関係機関との各種協議会、職員向け研修会、イベントなどにおける業務内容の周知活動の縮小・中止を余儀なくされたが、一部の地方事務所では、オンラインを活用した協議会・研修会を試みるなどして柔軟な対応を行った。</p>		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
5-24	報酬・費用の立替・算定基準						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第7・5 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>
中期計画	<p>IX・4(4) 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>
年度計画	<p>IX・4(4) 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>

主な評価指標	報酬・費用の立替・算定基準検討結果の適切な反映に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
1 民事法律扶助業務の報酬・費用の立替基準についての検討状況 立替基準の問題点について、集積した事例を基に、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、同会と定期的に議論し、検討を進めた。 また、日本司法書士会連合会とは、書類作成援助の立替基準について、勉強会を2回実施した。	評定	B	評定	B
2 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況 契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、算定基準について、同会と定期的に議論し、検討を進めた。 その結果、いわゆるATM窃盗事案における特別成果加算（示談等）についての取扱いを変更したほか、上訴された原審記録に丁数を付す裁判所の事務処理が廃止されたことに伴う原審記録に丁数がないときの疎明資料等の取扱いについて細則を定めた。	評定に至った理由	民事法律扶助の報酬・費用の立替基準については、課題を共有した上で、日本弁護士連合会と定期的に協議したほか、日本司法書士会連合会と勉強会を実施するなどして、検討を進めた。	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

令和2年度

業務実績等報告書
(資 料)

日本司法支援センター

■令和2年度業務実績等報告書 添付資料一覧

資料番号	令和2年度業務実績等報告書添付資料	備考
【資料1】	日本司法支援センター(法テラス)全国事務所所在地等一覧	
【資料2】	日本司法支援センターのあゆみ(～令和3年3月31日)	
【資料3】	日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画	
【資料4】	常勤弁護士配置・採用実績等一覧(平成23年度～令和2年度)	
【資料5】	常勤弁護士配置先一覧(令和3年3月31日現在)	
【資料6】	法テラス運営理念	
【資料7】	日本司法支援センター業務実績(平成23年度～令和2年度)	
【資料8】	令和2年度情報提供件数の推移	
【資料9】	令和2年度援助申込状況(民事法律扶助)	
【資料10】	令和2年度援助申込状況(震災法律援助)	
【資料11】	令和2年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)	
【資料12】	令和2年度援助決定件数等状況(震災法律援助)	
【資料13】	令和2年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料14】	令和2年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料15】	令和2年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料16】	令和2年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料17】	契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料18】	契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料19】	国選付添事件受理件数	
【資料20】	国選弁護人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料21】	国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料22】	犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績	
【資料23】	令和2年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容	
【資料24】	地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況	
【資料25】	令和2年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)	
【資料26】	令和2年度プレスリリース実施一覧	
【資料27】	認知度調査結果	
【資料28】	最近5年間の援助決定件数(代理援助・書類作成援助の合計)の推移	
【資料29】	国選弁護事件受理件数(被疑者)	
【資料30】	国選弁護事件受理件数(被告人)	
【資料31】	令和2年度常勤弁護士就職説明会等実施状況	
【資料32】	令和2年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
【資料33】	令和2年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
【資料34】	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	
【資料35】	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	
【資料36】	令和2年度常勤弁護士研修実施状況	

■令和2年度業務実績等報告書 添付資料一覧

資料番号	令和2年度業務実績等報告書添付資料	備考
【資料37】	令和2年度地方協議会開催一覧	
【資料38】	令和2年度地方協議会参考事例一覧	
【資料39】	令和2年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、今後行う予定の取組等	
【資料40】	令和2年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体	
【資料41】	地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)	
【資料42】	令和2年度地方事務所で対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)	
【資料43】	令和2年度における相談分野の概要	
【資料44】	令和2年度における関係機関紹介状況	
【資料45】	令和2年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表	
【資料46】	利用者満足度調査	
【資料47】	令和2年度法教育活動一覧	
【資料48】	契約弁護士・司法書士への研修実施状況	
【資料49】	被害者参加人のための国選弁護制度の実績状況	
【資料50】	令和2年度被疑者国選指名通知状況	
【資料51】	令和2年度立替金残高表	
【資料52】	令和2年度法律相談費実績	
【資料53】	令和2年度代理援助立替金実績	
【資料54】	令和2年度書類作成援助立替金実績	
【資料55】	令和2年度末現在(令和3年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況	
【資料56】	業務別セグメント情報	
【資料57】	令和2年度被害者参加旅費等支給業務実績	
【資料58】	事業等のまとめごとの予算・決算の概況	

【資料1】日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

令和3年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
1 本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	—	0503383-5333	03-5334-7090
国際室	164-0004	新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F外国人在留支援センター(フレスク)内	0570-011000	—	03-5369-3311
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F外国人在留支援センター(フレスク)内	—	0503383-0062	03-5369-3311
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F外国人在留支援センター(フレスク)内	—	0503383-0062	03-5369-3311
2 東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル13F	0570-078301	0503383-5300	03-6911-0150
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	—	0503383-5330	03-3502-6856
3 上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0570-078304	0503383-5320	03-3835-2369
4 多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファーレ立川ビル5F	0570-078305	0503383-5327	042-527-3051
5 多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0570-078307	0503383-5310	042-656-3201
6 神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0570-078308	0503383-5360	045-662-9356
7 川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 バシフィックマークス川崎ビル10F	0570-078309	0503383-5366	044-246-0406
8 小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0570-078311	0503383-5370	0465-24-7402
9 埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0570-078312	0503383-5375	048-838-7230
10 川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0570-078313	0503383-5377	049-242-5321
11 熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	—	0503383-5380	048-522-8260
12 秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	—	0503383-0023	0494-25-1962
13 千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0570-078315	0503383-5381	043-225-9206
14 松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0570-078316	0503383-5388	047-366-6575
15 茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0570-078317	0503383-5390	029-231-1731
16 下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 セナミビル1F	—	0503383-5393	0296-44-8461
17 牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	—	0503383-0511	029-873-6946
18 栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIIビル2F	0570-078318	0503383-5395	028-622-0987
19 群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0570-078320	0503383-5399	027-232-9727
20 静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0570-078321	0503383-5400	054-251-3677
21 沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0570-078322	0503383-5405	055-931-0320
22 浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0570-078324	0503383-5410	053-451-1722
23 下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	—	0503383-0024	0558-27-1167
24 山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0570-078326	0503383-5411	055-232-7540
25 長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0570-078327	0503383-5415	026-226-7675
26 新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0570-078328	0503383-5420	025-225-6171
27 佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	—	0503383-5422	0259-52-2675
28 大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0570-078329	0503383-5425	06-6367-1156
29 堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0570-078331	0503383-5430	072-232-8547
30 京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上の恵比須町427 京都朝日会館9F	0570-078332	0503383-5433	075-231-4355
31 福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	—	0503383-0519	0773-23-6374
32 兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F	0570-078334	0503383-5440	078-362-2698
33 阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0570-078335	0503383-5445	06-6411-2010
34 姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業㈱第2ビル	0570-078336	0503383-5448	079-284-2308
35 奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0570-078338	0503383-5450	0742-24-3213
36 南と地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下渕68-4 やすらぎビル4F	—	0503383-0025	0747-52-9179
37 滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0570-078339	0503383-5454	077-521-9122
38 和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0570-078340	0503383-5457	073-425-9201
39 愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0570-078341	0503383-5460	052-241-1065
40 三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0570-078342	0503383-5465	0564-22-5308
41 三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0570-078344	0503383-5470	059-222-5096
42 岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0570-078345	0503383-5471	058-262-0902
43 可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビルレッジ・ヒロミ1F	—	0503383-0005	0574-61-2940
44 中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イッシュス駅前ビル1F	—	0503383-0068	0573-66-5551
45 福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0570-078348	0503383-5475	0776-22-0354
46 石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0570-078349	0503383-5477	076-263-7065
47 富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0570-078351	0503383-5480	076-493-9450
48 魚津地域事務所	937-0067	魚津市駅跡堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	—	0503383-0030	0765-22-2594
49 広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0570-078352	0503383-5485	082-224-0023
50 山口地方事務所	753-0045	山口市黄金町1-10 菓花道門キューブ2F	0570-078353	0503383-5490	083-932-8141
51 岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0570-078354	0503383-5491	086-234-8413
52 鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0570-078357	0503383-5495	0857-20-2298

【資料1】日本司法支援センター(法テラス)全国事務所所在地等一覧

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
53 倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエスピル202号室	—	0503383-5497 0858-26-6019
54 島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0570-078358	0503383-5500 0852-23-7802
55 浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	—	0503383-0026 0855-22-1560
56 西郷地域事務所	685-0015	隱岐郡隱岐の島町港町塩口24-9 NTT隱岐ビル1F	—	0503383-5326 08512-2-4750
57 福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0570-078359	0503383-5501 092-722-3501
58 北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0570-078360	0503383-5506 093-511-1571
59 佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0570-078361	0503383-5510 0952-28-7202
60 長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0570-078362	0503383-5515 095-824-6688
61 佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402号室	—	0503383-5516 0956-25-5340
62 岩城地域事務所	811-5135	岩城郡郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	—	0503383-5517 0920-47-3585
63 五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	—	0503383-0516 0959-72-5968
64 対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	—	0503383-0517 092-052-5032
65 平戸地域事務所	859-5121	平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F	—	0503383-0468 0950-23-8286
66 雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14 雲仙市小浜総合支所3F	—	0503383-5324 0957-74-3185
67 大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0570-078363	0503383-5520 097-532-6673
68 熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0570-078365	0503383-5522 096-352-6350
69 高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	—	0503383-0469 0967-62-0861
70 鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0570-078366	0503383-5525 099-223-6146
71 鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	—	0503383-5527 0994-44-6922
72 指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	—	0503383-0027 0993-24-2657
73 奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	—	0503383-0028 0997-53-5076
74 徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	—	0503381-3471 0997-82-3261
75 宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0570-078367	0503383-5530 0985-27-2876
76 延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	—	0503383-0520 0982-33-0551
77 沖縄地方事務所	900-0023	那霸市楚辺1-5-17 プロフェスピル那覇2・3F	0570-078368	0503383-5533 098-855-3220
78 宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	—	0503383-0201 0980-72-6552
79 宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0570-078369	0503383-5535 022-263-4558
80 南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0570-007831	0503383-0210 0226-47-1071
81 山元出張所	989-2203	亘理郡山元町浅生原字日向13-1	0570-007835	0503383-0213 0223-33-8037
82 東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0570-007838	0503383-0009 0225-84-3024
83 福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0570-078370	0503383-5540 024-535-2939
84 会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	—	0503383-0521 0242-24-3903
85 二本松出張所	964-0904	二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0570-078375	0503381-3803 0243-62-0251
86 ふたばし出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0570-078376	0503381-3805 0240-28-0061
87 山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0570-078381	0503383-5544 023-633-0180
88 岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0570-078382	0503383-5546 019-652-5516
89 宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	—	0503383-0518 0193-64-3519
90 大槌出張所	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1-3	0570-078383	0503383-1350 0193-41-1536
91 気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0570-078385	0503383-1402 0192-26-4855
92 秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0570-078386	0503383-5550 018-825-1211
93 鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	—	0503383-1416 0186-30-1320
94 青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0570-078387	0503383-5552 017-773-5021
95 むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	—	0503383-0067 0175-22-3695
96 鰐ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鰐ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鰐ヶ沢町総合保健福祉センター内	—	0503383-8369 0173-82-1525
97 札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0570-078388	0503383-5555 011-219-3818
98 函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0570-078390	0503383-5560 0138-26-3520
99 江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	—	0503383-5563 0139-52-5039
100 八雲地域事務所	049-3106	二海郡八雲町富士見町21-1	—	0503383-8366 0137-63-4633
101 旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0570-078391	0503383-5566 0166-25-2066
102 釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0570-078392	0503383-5567 0154-42-0168
103 香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0570-078393	0503383-5570 087-851-3023
104 徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0570-078394	0503383-5575 088-655-2777
105 高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0570-078395	0503383-5577 088-873-3023
106 須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	—	0503383-5579 0889-42-2001
107 安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	—	0503383-0029 0887-34-8532
108 中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	—	0503383-0467 0880-35-5488
109 愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0570-078396	0503383-5580 089-932-0213

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～令和3年3月31日)

		内容
平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成12年	10月	法務大臣、(財)法律扶助協会を民事法律扶助法の指定法人に指定
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始(東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任) 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務(受託業務)の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	9月-12月	法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査(路上生活者も調査対象に含む)を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転(千代田区九段北から中野区本町へ)
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	東日本大震災発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京のコールセンターのみで受電業務を行う
	4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	「法テラス災害ダイヤル」(震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル)開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～令和3年3月31日)

		内容
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)が施行
	4月2日	全国の法テラス地方事務所で震災特例法による法律援助事業を開始
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
	11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計200万件突破
	3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定(平成30年3月31日まで)
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破
	4月14日	熊本地震発生
	5月14日	「法テラス災害ダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に
	5月27日	改正総合法律支援法成立
	7月1日	改正総合法律支援法の一部を施行 熊本地震に適用され、無料法律相談開始
	9月30日	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」を実施
	10月1日	業務開始から10年が経過
平成29年	1月	民事法律扶助 援助件数が100万件を突破
平成30年	1月24日	改正総合法律支援法が全面施行 「特定援助対象者法律相談援助」「DV等被害者法律相談援助」の制度開始
	2月28日	法務大臣、第4期中期目標を指示
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の延長が決定(令和3年3月31日まで)
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護制度対象事件が勾留事件全件に拡大
	7月	平成30年7月豪雨災害発生
	7月14日	平成30年7月豪雨災害の被災者を対象とする無料法律相談開始
		「法テラス災害ダイヤル」平成30年7月豪雨災害被災者も利用可能に
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計400万件突破
令和元年	10月	令和元年台風第19号発生

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～令和3年3月31日)

		内容
	10月18日	令和元年台風第19号の被災者を対象とする無料法律相談開始 「法テラス災害ダイヤル」令和元年台風第19号被災者も利用可能に
令和2年	3月31日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了
	5月11日	「電話等による法律相談援助」の制度開始(新型コロナウイルス感染症対策)
	7月1日	国際室設置
	7月	令和2年7月豪雨災害発生
	7月14日	令和2年7月豪雨災害の被災者を対象とする無料法律相談開始 「法テラス災害ダイヤル」令和2年7月豪雨災害被災者も利用可能に
令和3年	3月31日	法テラス震災特例法が失効 被災地出張所「法テラス南三陸」「法テラス山元」「法テラス東松島」「法テラス大槌」「法テラス二本松」を閉所

【資料3】

日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画			
第4期中期目標		第4期中期計画	
第3 総合法律支援の充実のための措置に関する事項		1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	1 業務運営の基本的姿勢
支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を実施する法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫及び障がい者等に対する特別の配慮や外困者等に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。	(1) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮や外国语を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組について全職員で共有する。	(1) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮や外国语を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組について全職員で共有する。	(1) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮や外国语を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組について全職員で共有する。
障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他の利用者の立場に立った業務運営を常に心掛ける姿勢を基本とする。	(2) 利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。	(2) 利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を開催し、必要に応じて業務の改善を行う。	(2) 利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を開催し、必要に応じて業務の改善を行う。
支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。	(3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営をするための改善に努める。	(3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。	(3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。
主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。	(4) 支援センターは、増加する在留外国人の法的問題に適切に対処するために、多言語情報提供サービス、在	(4) 支援センターは、増加する在留外国人の法的問題に適切に対処するために、多言語情報提供サービス、在	(4) 支援センターは、増加する在留外国人の法的問題に適切に対処するために、多言語情報提供サービス、在

【資料3】

	<p>留外国人に対する法律相談援助・代理援助等これまで行ってきたサービスを更に充実させるとともに、東京都内に開設される外国人共生センター（仮称）における業務について、適切な準備をして開始するなど、在留外国人に対する対応の充実を図る。さらに、ギヤンブル等依存症対策等に係る支援センターへの期待に応えるとともに、近年頻発する自然災害や働き方改革などの社会の課題や動きを意識し、支援センターとしてなるべき施策を検討し、関係機関等と連携しつつ、その後割を十全に果たすよう努める。</p> <p>(5) 支援センターは、質の高いサービスを提供するためには、職員が個々の能力を十分に発揮してキャリア形成を行なながら意欲的に働き続けられるよう、業務の見直しや働き方改革の動向などを踏まえた働きやすい職場環境を整備すべく、検討を進める。</p>
2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等
(1) 支援センターの職員	<p>(1) 支援センターの職員</p> <p>ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上</p>
	<p>ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上</p> <p>職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正な人事配置等を行う。また、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの多様な取組</p> <p>(ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、今後の増加が見込まれる外国人対応を含む既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合に</p>

【資料3】

<p>に適切に対応できるよう、視聴覚教材の配付等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。</p> <p>(イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組に適切に対応するため、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。</p>	<p>は、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>(イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、研修内容の見直しを進めつつ、OJT及び採用年次、経験年数に応じた階層別研修を実施し、各階層の職員に求められる業務知識の修得及び職員の能力向上を図る。また、上記研修の実施に当たっては、視聴覚教材の配付及びeラーニング等の効率的な方法についても検討・実施する。</p>
<p>イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことでの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図ることとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで</p>	<p>イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことでの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図ることとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、広域での説明会等を通じ、常勤弁護士の活動内容や魅力、充実した研修を受講できること等を積極的に周知するとともに、司法修習生のみならず、法曹実務経験のある弁護士を対象とした求人広告等も行うことで、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する取組を進めます。なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とする現行水準を維持する。</p> <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切かつ効率的に実施で</p>

【資料3】

<p>生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるべく、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置を促進する。</p> <p>(イ) 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助への対応を含め、常勤弁護士が各種法律事務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となつて職務を行なう人材を育成する。</p> <p>(ロ) (ア)から(イ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担つてることなどに留意する。</p>	<p>体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置を促進する。</p> <p>(ア) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となつて職務を行なう人材を育成する。</p> <p>(イ) (ア)から(イ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担つてることなどに留意する。</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤弁護士1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。 <p>【難易度：高】</p> <p>常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的因素の影響を受けざるを得ないことから、難易度は高い。</p>	<p>きる体制となるよう、常勤弁護士の配置人數の適正化を図るため、引き続き、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、その配置人數の変更・調整を行う。さらに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握方法や常勤弁護士の効率的な業務実施体制についての検討を進める。また、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域については、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、配置に向けた協議をするなど、常勤弁護士の配置に向けた取組を継続する。</p> <p>(ア) 常勤弁護士が、民事法律扶助事件や裁判員裁判対象事件を含む国選弁護等関連事件に適切に対応し、司法ソーシャルワークにも適切に取り組めるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどし、より実践的な研修を実施する。</p> <p>また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るプロック別研修や実務トレーニー・実務トレーナー研修等を積極的に活用し、常勤弁護士の全般的な能力の向上を図り、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。</p> <p>(イ) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施及び刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事</p>
--	--	---	---

【資料3】

<p>件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>	<p>い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求めており一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。</p>
<p>(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、存置・移設・設置の必要性について不斷の検討を行うとともに、特に、出張所・扶助国選対応地域事務所・司法過疎地域事務所については、以下の見直しを進めることとする。司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、具体的な検討過程を明らかにする。</p>	<p>(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不斷に検討し、必要な見直しを進める。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。</p> <p>ア 出張所</p> <p>地方事務所と地理的に近接する出張所については、出張所を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進めよう。</p> <p>イ 扶助・国選対応地域事務所</p> <p>また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえながら、必要な見直しを進めよう。</p>
<p>ア 地方事務所と地理的に近接する出張所については、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。</p> <p>また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。</p>	<p>イ 扶助・国選対応地域事務所</p> <p>扶助・国選対応地域事務所を設置した地域における一般契約弁護士の増加状況や、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、常勤弁</p>

【資料3】

<p>イ 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進めます。</p> <p>ウ 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、その設置趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、統廃合を含めた見直しを進めます。</p>	<p>般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進めます。</p> <p>ウ 司法過疎地域事務所常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域については、実働弁護士数だけでなく、当該地域の実働弁護士1人当たりの人口、法律事務取扱業務量、一般契約弁護士による民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、更には当該地域に設置された司法過疎地域事務所における業務量や採算性等を踏まえ、その存続について検討する。</p> <p>なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。</p>
<p>【重要度：高】</p> <p>効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不斷の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要があり、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度は高い。</p> <p>3 関係機関等との連携強化</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施</p>	<p>3 関係機関等との連携強化</p> <p>改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施</p> <p>(1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高</p>

【資料3】

<p>や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者選択弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体と極めて密接な連携が必要であることに鑑み、本部においては関係機関連絡協議会を開催し、地方事務所においては地方協議会や業務説明を実施するなどし、関係機関等との連携強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。 ・地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する。 	<p>裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>(2) 各地方事務所において、地方協議会（これに代わる取組を含む。）を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知する。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫し、特に議題については、改正総合法律支援法に基づく法的援助等の更なる周知・運用方法の改善や増加が見込まれる在留外国人への対応、自然災害対応など、支援センターを取り巻く昨今の問題を踏まえたものとする。また、参考となる取組・事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>加えて、各地方事務所において、関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明等を実施し、特に、電話等法律相談など新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する取組について、積極的に関係機関へ業務説明を行いう。</p>
<p>第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 情報提供業務</p> <p>(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>利用者やニーズの多様化に対応するため、多様な方法</p>	<p>II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 情報提供業務</p> <p>(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア 利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施す</p> <p>ア ホームページ等を活用した情報提供や、増加する外</p> <p>II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 情報提供業務</p> <p>(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア ホームページ等を活用した情報提供や、増加する外</p>

【資料3】

<p>での情報提供を実施するとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。</p> <p>情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事实務扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。</p> <p>また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方にについて、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上評価を維持する。 	<p>② 法教育事業</p> <p>③ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に關し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士に繋げたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決に繋がる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方面の連携による取組の試行を継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に關し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士に繋げたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決に繋がる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方面の連携による取組の試行を継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。</p>
<p>国人利用者に対応するための多言語情報提供サービスの充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登載する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映することでFAQの充実を図る。</p> <p>イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事实務扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを行ったうために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを構築するなどして、その連携を強化する。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に關し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士に繋げたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決に繋がる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方面の連携による取組の試行を継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。</p>	<p>(2) 法教育事業</p>	

【資料3】

<p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業の内容及び目標を具体的に定めた上で、法教育事業の充実を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する。 ・一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする。 	<p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業は一般市民を対象とすることを目的としたものと位置付け、具体的な取組内容や方法に関する計画を策定する。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえ、同感染症に係る問題に直面した社会や国民生の状況に応じた内容、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等を検討しつつ、感染防止及び感染対策に十分配慮した上で、各地の実情に応じて、若年層や高齢者を対象とする企画、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施するよう努める。</p>	<p>支援センターが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、具体的な取組内容や方法に関する計画を策定する。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえ、同感染症に係る問題に直面した社会や国民生の状況に応じた内容、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等を検討しつつ、感染防止及び感染対策に十分配慮した上で、各地の実情に応じて、若年層や高齢者を対象とする企画、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施するよう努める。</p>
<p>2 民事法律扶助業務</p> <p>福祉機関等との連携等との連携を強化し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する支援の充実</p> <p>新たなる法的援助を適切に実施するとともに、全国的な取組として司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障害者はじめ、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する適切な援助を行う。</p> <p>また、より身近で利用しやすいものとなるよう、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。なお、これらの実施に当たっては、司法修習を修了した者による社会還元を含む弁護士による公益活動との連携をも図るものとする。</p> <p>【指標】</p>	<p>2 民事法律扶助業務</p> <p>(1) 福祉機関等との連携について多角的に検討し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、第3期中期目標期間において支援センターの新たな取組と位置付けた司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>(2) 利用者の利便性の向上</p> <p>民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。</p>	<p>(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を通じた法的支援の実施状況を把握し、担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、司法書士の更なる活用を促進するなどして、実施体制の更なる充実を図る。</p> <p>また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を周知する。</p> <p>さらに、地方公共団体、福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定するほか、福祉機関との連携を契</p>

【資料 3】

<p>・福利機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>改正総合法律支援法により新たに追加された特定援助対象者法律相談援助及び司法ソーシャルワークは、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象に実施するものであり、超高齢社会の到来を迎えることを踏まえたこと、重要度は高い。</p>	<p>機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>(2) 利用者の利便性の向上</p> <p>民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や増加する外国人利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会と連携・協議しつつ検討を行い、指定相談場所相談の活用や、タブレット型通信端末を利用した通訳方式の導入などの方法により、相談体制の充実を図る。</p> <p>本年 10 月 9 日まで実施される令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）の被災者に対する被災者法律相談援助について、引き続き万全を尽くすとともに、新たに自然災害が発生した場合に備えて、同援助等の実施結果を把握する。</p>
<p>3 国選弁護等関連業務</p> <p>3 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大及び指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に 1 回以上、定期的な協議を行う。</p> <p>(2) 裁判所から国選弁護人等候補者指名通知請求を受けたから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行ふ。</p> <p>また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなど</p> <p>3 国選弁護等関連業務</p> <p>(1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護の対象事件拡大後の受理件数の増加への対応状況及び指名通知が困難となるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間ににおいて、定期的な協議の場を 1 回以上設ける。</p> <p>(2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けたから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも 24 時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。</p>	

【資料3】

<p>して、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護にに関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。 	<p>(3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護にに関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等による研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。</p>	<p>(3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。</p> <p>4 司法過疎対策業務</p> <p>司法過疎地域事務所を設置していない地域において、司法過疎対策について、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携や巡回相談の実施など、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。</p>
<p>5 犯罪被害者支援業務</p> <p>(1) 適切な支援・援助の実施</p>	<p>(1) 適切な支援・援助の実施</p>	<p>(1) 適切な支援・援助の実施</p> <p>ア 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。</p> <p>イ DV・ストーカー・児童虐待が重大な社会問題化していることを踏まえ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援を実施するため、改正総合法律支援法施行後の状況を検証しつつDV等被害者に対する法律相談援助を適切に実施する。特に、潜在化しやすい児童虐待に關して、児童虐待担当窓口を置くなどし、関係</p>
<p>第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応すべく、支援センターにおける対応事例の分析、犯罪被害者等のニーズのくみ上げ等を行うとともに、これを踏まえた業務の改善、職員への周知等を実施し、犯罪被害者支援に携わる職員の能力向上を含めた適切な支援体制を整備する。</p> <p>弁護士会、警察等の関係機関等と連携し、改正総合法律支援法に基づくストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法律相談援助をはじめ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な援助を実施する。</p> <p>各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏</p>	<p>ア 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。</p> <p>イ 改正総合法律支援法に基づくDV等被害者に対する新たな法律相談援助を適切に実施するとともに、経済的に余裕のない犯罪被害者がその後の手続を希望した場合には、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、弁護士会、警察等の関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が実施できる体制を整備する。</p>	<p>ア 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。</p> <p>イ DV・ストーカー・児童虐待が重大な社会問題化していることを踏まえ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援を実施するため、改正総合法律支援法施行後の状況を検証しつつDV等被害者に対する法律相談援助を適切に実施する。特に、潜在化しやすい児童虐待に關して、児童虐待担当窓口を置くなどし、関係</p>

【資料3】

<p>まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を適切に紹介できる態勢を整備する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精通弁護士数を前年度以上とする。 ・全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する。 <p>【重要度：高】</p> <p>改正総合法律支援法により新たなる法律相談援助が追加されたほか、第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。</p>	<p>ウ 弁護士会等と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保し、とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、地方事務所単位で複数名確保できるよう努める。</p>	<p>機関との連携を強化するとともに、当事者及びその支援者に対する制度周知の徹底に取り組む。さらに、経済的に余裕のない犯罪被害者が希望した場合には民事法律扶助制度を利用できるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との連携関係の維持・強化を図る。</p> <p>ウ 弁護士会等の関係機関と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努め、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、全地方事務所で複数名確保する。</p> <p>(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施</p> <p>被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
<p>第5 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等に</p>	<p>III 業務運営の効率化に関するべき措置</p> <p>1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>(1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切</p>	<p>III 業務運営の効率化に関するべき措置</p> <p>1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>(1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給</p>

【資料3】

<p>による合理化・効率化を行う。</p> <p>一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、調達方法の合理化を図り、全体として効率化に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費及び公租公課を除く。）を前年度比で3パーセント以上削減する。 ・運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。 <p>・運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。</p>	<p>な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>(2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業に追加るもの及び公租公課を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。そのため、各種契約手続においては、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額 thresholdsによる場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進めめる必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。</p>	<p>2 事業の効率化</p> <p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上の応答率</p>
	<p>2 事業の効率化</p> <p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上の応答率</p>	

【資料3】

(1) 寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得	(1) 寄附金収入 寄附にに関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金の獲得に努める。	(1) 寄附金収入 寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の用途をわかりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知するなどする。
第6 財務内容の改善に関する事項	IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
1 自己収入の獲得等	1 自己収入の獲得	1 自己収入の獲得
・応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。	・1コール当たりの運営経費について、中期目標期間を通じて削減する。	以上を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、1コール当たりの運営経費の削減に努める。なお、1コール当たりの運営経費の算出に当たっては、サービス内容ごとに要する業務量も踏まえるものとする。
【指標】	(2) 民事法律扶助業務	(2) 民事法律扶助業務
(2) 民事法律扶助業務	(2) 民事法律扶助業務	(2) 民事法律扶助業務
(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務
(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理し、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。	国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理し、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。
(4) その他	(4) その他	(4) その他

【資料3】

<p>他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>寄付金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入による収入には、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いざれも支援センターの取組のみでその収入を増加させすることが非常に困難であるため、難易度は高い。</p>	<p>(2) 有償受任等による自己収入</p> <p>司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。</p>	<p>(2) 有償受任等による自己収入</p> <p>司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。</p>
<p>2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等</p>	<p>2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収</p>	<p>2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収</p>
<p>引き続き、悪質な償還滞納者への対応を含め、被援助者の属性・滯納理由等に応じた効率的な督促を実施するとともに、悪質な償還滞納者に対する法的手続を活用するなど統一的な方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率（当該年度末までの償還予定額）に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指すとともに、償還率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還予定額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率に努める。</p> <p>また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に關するデータを業務実績報告書で開示する。</p>	<p>(1) 引き続き、被援助者の属性・滯納理由等に応じた効率的な督促を実施するとともに、悪質な償還滞納者に対する法的手続を活用するなど統一的な方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率（当該年度末までの償還予定額）に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指すとともに、償還率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還予定額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、これまでの管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>イ 被援助者の償還に向けた意識付けを強化するた</p>	<p>(1) 効率的な債権回収の実施</p> <p>立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滯納状況等に応じた効率的な督促を実施する。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。</p> <p>ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管</p>

【資料3】

<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還率（「当該年度までの償還予定額」に占める「当該年度までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指す。 ・償還率（「当該年度末時点の（償還滞納額）の割合」における「当該年度末時点の（償還滞納額）」の割合）について、前年度以下とする。 <p>【重要度：高】</p> <p>償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、難易度は高い。</p>	<p>(2) 債還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による債却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。</p> <p>(3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。</p> <p>（2）</p> <p>（3）</p> <p>（4）</p>	<p>（1）</p> <p>（2）</p> <p>（3）</p> <p>（4）</p>
---	--	---

【資料3】

		日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。本援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行う。
3 財務内容の公表	3 財務内容の公表	4 財務内容の公表
財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。
	4 予算、収支計画及び資金計画	4 予算、収支計画及び資金計画
	別紙のとおり。	別紙のとおり。
	V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし。	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし。
	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。
	VIII 剰余金の用途	VIII 剰余金の用途

【資料3】

		剩余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剩余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
第7 その他業務運営に関する重要な事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項		
1 業務運営の体制維持	1 施設及び設備並びに人事に関する計画	既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人件費の確保を図る。	既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人件費の確保を図る。
	2 中期目標期間を超える債務負担	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。
	3 積立金の用途		前中期目標期間の最終年度における積立金の残余のうち、法務大臣の承認を受けた金額については、やすむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかつた業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
	4 その他中期目標を達成するためには必要な事項	(1) 内部統制の確実な実施	4 その他中期目標を達成するためには必要な事項 (1) 内部統制の確実化 ア ガバナンスの強化
2 内部統制の確実な実施			(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滯の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C A サイクルを実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C A サイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を適正化に向けたP D C A サイクルを機能させるため、本部においては、ガバナンスの強化

【資料3】

	<p>迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。</p> <p>(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>(②) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、プロック別協議会等を開催する。</p> <p>(③) 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>(ア) 外部研修機関が行う内部監査に係る専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、業務執行部門の業務改善に役立つ指摘・助言等を行うとともに、過去の監査結果への対応状況への対応状況に計画的に実施する。</p> <p>(イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行ったために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知</p>
(2) 監査の充実及びコンプライアンス強化	<p>監査の充実及びコンプライアンス強化</p> <p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>(ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。</p> <p>(イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>(ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>(イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>

【資料3】

			を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。
3 情報セキュリティ対策	(2) 情報セキュリティ対策	(2) 情報セキュリティ対策	「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制を更に整備するとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。
【重要度：高】 支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ専門本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。	支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。		
【重要度：高】 支援センターが取り扱う個人情報は、法的紛争に關係する極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。			
4 業務内容の周知を図る取組の充実	(3) 業務内容の周知を図る取組の充実	(3) 業務内容の周知を図る取組の充実	ア 広報活動方針及び広報計画の策定 本部において広報活動方針を策定し、各地方事務所においてこれを踏まえた広報計画を策定した上で、これらに基づき、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 なお、広報活動方針の策定に当たっては、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考に分析・検証し、その結果を反映させる。
【指標】 ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。			イ 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるホームページやインターネット広告など広報効果の高い媒体及び訴求力の高い動画を活用し、支援センターの業務内容等に関する
【重要度：高】 支援センターの提供する情報や法的サービスが、それ			

【資料3】

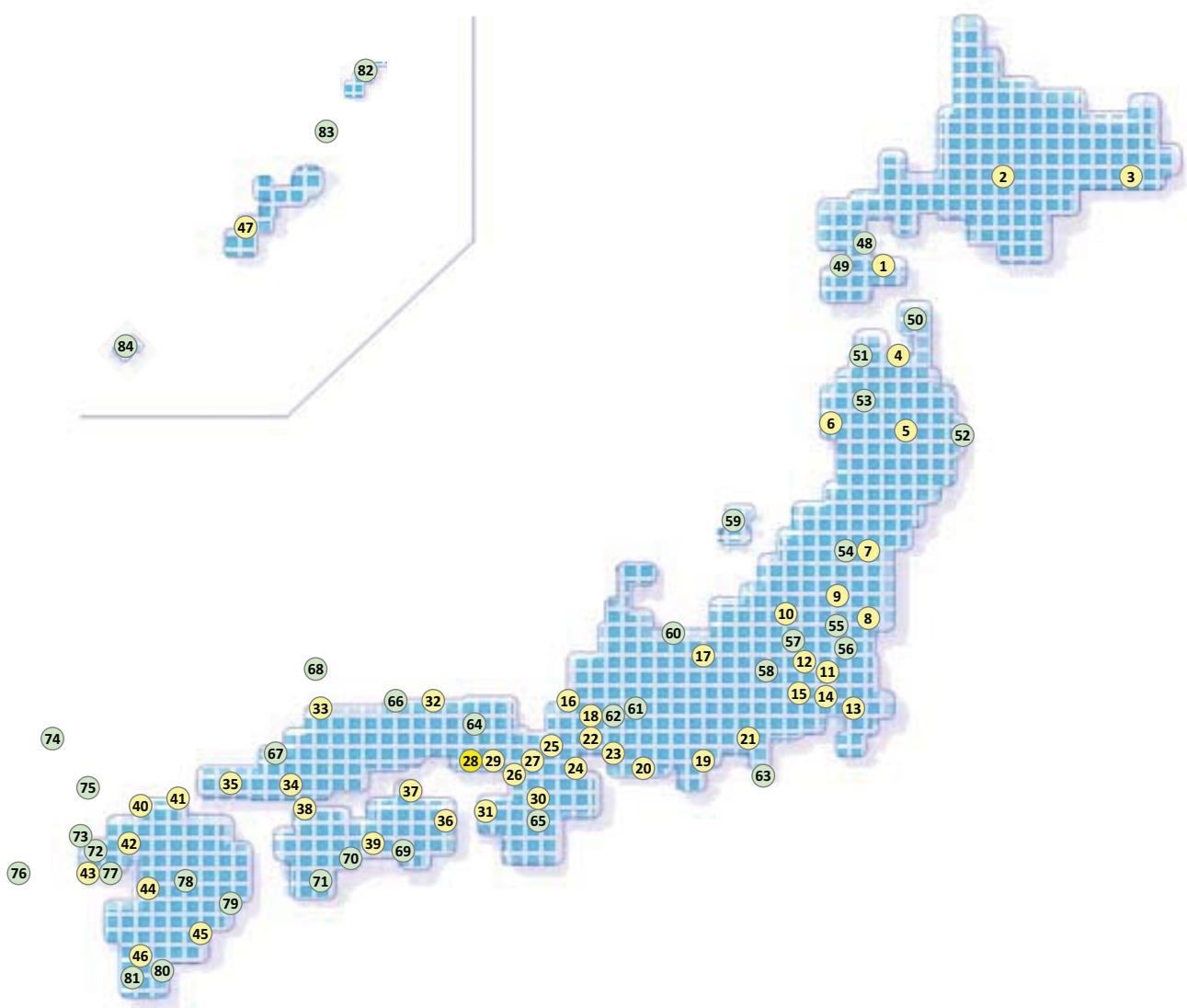
<p>を必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されすることが前提となることから、重要度は高い。</p>	<p>する情報を効果的に提供・発信する。 ウ 関係機関を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体等の関係機関に対し、支援センターの業務内容等を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。</p>
<p>5 報酬・費用の立替・算定基準</p>	<p>(4) 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p> <p>民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や扱い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を行ふこと等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行ふことの適切な反映を図る。</p> <p>(4) 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や扱い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を行ふこと等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行ふことの適切な反映を図る。</p>

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧(平成23年度～令和2年度)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
常勤弁護士数	220	239	246	252	250	232	215	198	201	194
うち赴任中	189	188	201	218	222	211	197	184	178	173
うち養成中	31	51	45	34	28	21	18	14	23	21
対前年度増加分	39	63	53	37	30	26	21	15	25	24
対前年度減少分	36	44	46	31	32	44	38	32	22	31

※ 数値はいずれも年度末時点のものである。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(令和3年3月31日現在)



地方事務所(40か所)・支部(7か所)			
1	函館地方事務所	25	滋賀地方事務所
2	旭川地方事務所	26	大阪地方事務所
3	釧路地方事務所	27	京都地方事務所
4	青森地方事務所	28	兵庫地方事務所
5	岩手地方事務所	29	兵庫地方事務所阪神支部
6	秋田地方事務所	30	奈良地方事務所
7	福島地方事務所	31	和歌山地方事務所
8	茨城地方事務所	32	鳥取地方事務所
9	栃木地方事務所	33	島根地方事務所
10	群馬地方事務所	34	広島地方事務所
11	埼玉地方事務所	35	山口地方事務所
12	埼玉地方事務所川越支部	36	徳島地方事務所
13	千葉地方事務所	37	香川地方事務所
14	東京地方事務所	38	愛媛地方事務所
15	東京地方事務所多摩支部	39	高知地方事務所
16	福井地方事務所	40	福岡地方事務所
17	長野地方事務所	41	福岡地方事務所北九州支部
18	岐阜地方事務所	42	佐賀地方事務所
19	静岡地方事務所	43	長崎地方事務所
20	静岡地方事務所浜松支部	44	熊本地方事務所
21	静岡地方事務所沼津支部	45	宮崎地方事務所
22	愛知地方事務所	46	鹿児島地方事務所
23	愛知地方事務所三河支部	47	沖縄地方事務所
24	三重地方事務所		

地域事務所(37か所)			
48	八雲地域事務所	67	浜田地域事務所
49	江差地域事務所	68	西郷地域事務所
50	むつ地域事務所	69	安芸地域事務所
51	鰐ヶ沢地域事務所	70	須崎地域事務所
52	宮古地域事務所	71	中村地域事務所
53	鹿角地域事務所	72	佐世保地域事務所
54	会津若松地域事務所	73	平戸地域事務所
55	下妻地域事務所	74	対馬地域事務所
56	牛久地域事務所	75	壱岐地域事務所
57	熊谷地域事務所	76	五島地域事務所
58	秩父地域事務所	77	雲仙地域事務所
59	佐渡地域事務所	78	高森地域事務所
60	魚津地域事務所	79	延岡地域事務所
61	中津川地域事務所	80	鹿屋地域事務所
62	可児地域事務所	81	指宿地域事務所
63	下田地域事務所	82	奄美地域事務所
64	福知山地域事務所	83	徳之島地域事務所
65	南和地域事務所	84	宮古島地域事務所
66	倉吉地域事務所		

※熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

【資料6】

法テラス運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

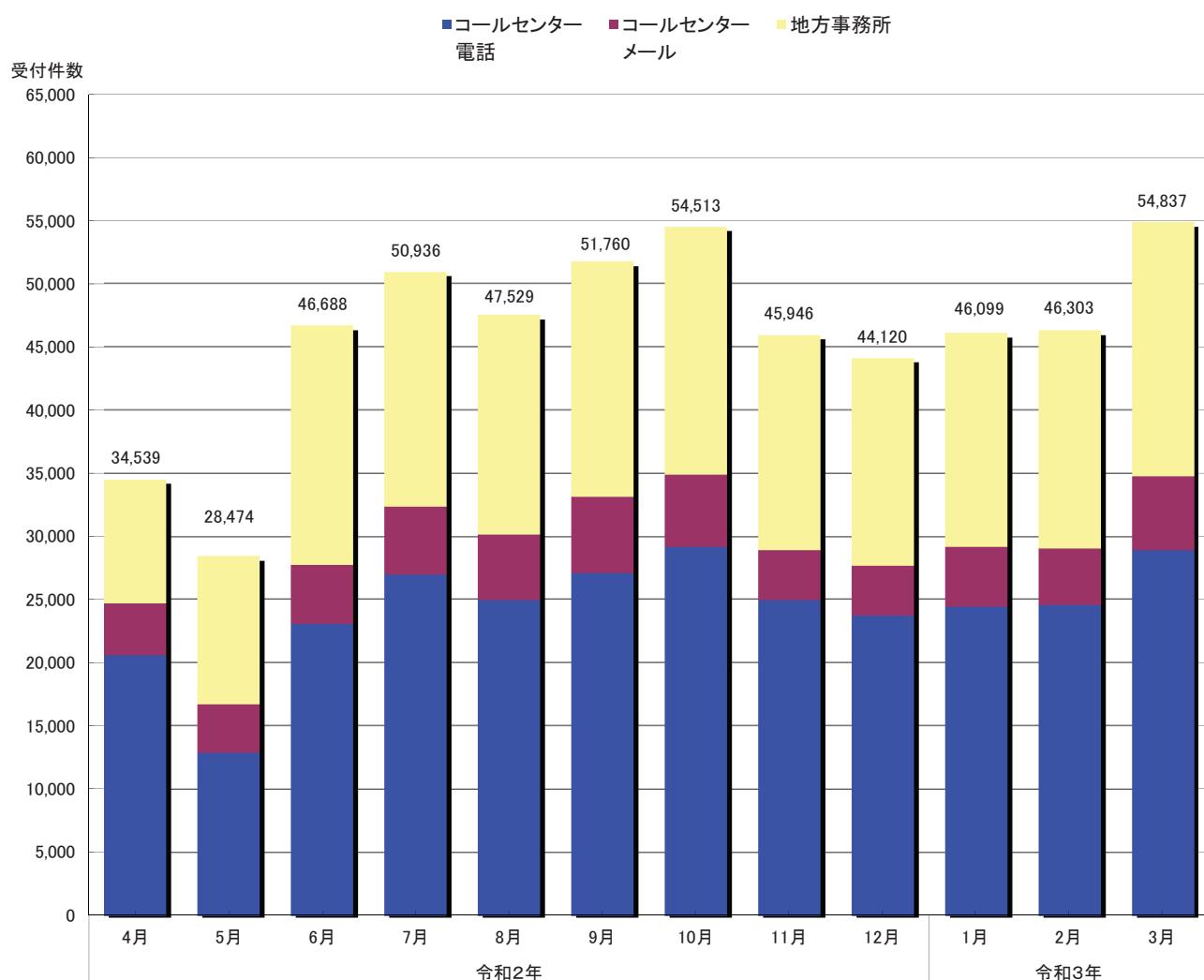
1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていく社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成23年度～令和2年度)

業務	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
情報提供業務										
コールセンター問合せ件数	339,334 件	327,759 件	313,488 件	330,738 件	318,520 件	349,599 件	339,344 件	362,709 件	395,100 件	349,533 件
地方事務所問合せ件数	198,963 件	210,432 件	209,093 件	198,692 件	202,987 件	204,837 件	196,135 件	206,269 件	200,333 件	202,211 件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務 ※ 平成24年度以降の件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。										
法律相談援助件数	280,389 件	314,535 件 (42,981件)	322,012 件 (48,418件)	333,911 件 (51,542件)	341,177 件 (54,575件)	351,215 件 (52,995件)	355,843 件 (53,433件)	369,379 件 (54,765件)	366,029 件 (50,944件)	337,961 件 (47,101件)
代理援助件数 ※ 当期開始決定分	103,751 件	107,718 件 (2,699件)	106,756 件 (2,267件)	105,016 件 (1,802件)	109,484 件 (2,126件)	109,054 件 (471件)	114,989 件 (219件)	116,046 件 (216件)	112,337 件 (100件)	106,308 件 (678件)
書類作成援助件数 ※ 当期開始決定分	6,164 件	5,449 件 (8件)	4,633 件 (13件)	3,991 件 (9件)	4,036 件 (43件)	3,908 件 (31件)	4,307 件 (29件)	3,522 件 (0件)	3,345 件 (36件)	3,480 件 (4件)
契約弁護士数	16,570 人 平成24年3月現在	17,863 人 平成25年3月現在	19,159 人 平成26年3月現在	20,176 人 平成27年3月現在	21,033 人 平成28年3月現在	21,885 人 平成29年3月現在	22,346 人 平成30年3月現在	23,371 人 平成31年3月現在	23,740 人 令和2年3月現在	24,028 人 令和3年3月現在
契約司法書士数	6,065 人 平成24年3月現在	6,355 人 平成25年3月現在	6,714 人 平成26年3月現在	6,897 人 平成27年3月現在	7,128 人 平成28年3月現在	7,193 人 平成29年3月現在	7,294 人 平成30年3月現在	7,440 人 平成31年3月現在	7,453 人 令和2年3月現在	7,500 人 令和3年3月現在
国選弁護等関連業務										
被疑者国選弁護事件受理件数 ※ 平成21年5月21日及び平成30年6月1日に順次拡大	73,209 件	73,664 件	72,118 件	70,939 件	70,393 件	66,579 件	63,839 件	78,780 件	80,145 件	76,073 件
被告人国選弁護事件受理件数	67,374 件	63,695 件	60,269 件	59,816 件	59,504 件	56,388 件	53,655 件	53,862 件	53,010 件	50,076 件
国選付添事件受理件数	469 件	419 件	445 件	2,955 件	3,698 件	3,427 件	3,417 件	3,489 件	3,325 件	2,941 件
国選弁護人契約弁護士数	21,259 人 平成24年4月現在	22,550 人 平成25年4月現在	24,055 人 平成26年4月現在	25,218 人 平成27年4月現在	26,370 人 平成28年4月現在	27,667 人 平成29年4月現在	28,585 人 平成30年4月現在	29,297 人 平成31年4月現在	30,160 人 令和2年4月現在	30,897 人 令和3年4月現在
国選付添人契約弁護士数	7,701 人 平成24年4月現在	8,703 人 平成25年4月現在	9,637 人 平成26年4月現在	12,512 人 平成27年4月現在	13,409 人 平成28年4月現在	14,272 人 平成29年4月現在	14,867 人 平成30年4月現在	15,177 人 平成31年4月現在	15,501 人 令和2年4月現在	15,886 人 令和3年4月現在
犯罪被害者支援業務										
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件	13,056 件	12,014 件	13,461 件	15,145 件	15,343 件	14,309 件
地方事務所受付件数	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件	13,380 件	13,825 件	12,717 件	14,035 件	11,262 件	10,768 件
精通弁護士紹介件数	877 件	1,013 件	1,330 件	1,491 件	1,603 件	1,677 件	1,705 件	1,795 件	1,355 件	1,252 件
被害者参加旅費等請求件数	—	—	939 件 ※平成25年12月～	2,578 件	2,594 件	2,912 件	2,685 件	3,111 件	2,818 件	2,758 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	282 件	302 件	383 件	451 件	521 件	511 件	561 件	635 件	595 件	691 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	3,014 人 平成24年4月現在	3,335 人 平成25年4月現在	3,700 人 平成26年4月現在	4,122 人 平成27年4月現在	4,449 人 平成28年4月現在	4,709 人 平成29年4月現在	5,038 人 平成30年4月現在	5,250 人 平成31年4月現在	5,440 人 令和2年4月現在	5,570 人 令和3年4月現在
受託業務										
申込受付件数	19,826 件	23,160 件	25,313 件	24,096 件	23,316 件	22,444 件	22,206 件	15,158 件	12,374 件	10,688 件
認知度										
認知度	42.1 % 平成23年12月調査	42.4 % 平成24年12月調査	47.3 % 平成26年1月調査	55.8 % 平成27年2月調査	50.6 % 平成27年12月調査	56.4 % 平成28年1月調査	54.9 % 平成29年12月調査	58.0 % 平成30年1月調査	56.3 % 令和元年12月調査	52.8 % 令和2年1月調査

【資料8】令和2年度情報提供件数の推移

区分	令和2年										令和3年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター電話	20,594	12,842	23,050	26,954	24,960	27,061	29,204	24,906	23,705	24,415	24,528	28,975	291,194	
コールセンターメール	4,061	3,857	4,735	5,438	5,245	6,091	5,686	4,050	4,025	4,783	4,564	5,804	58,339	
地方事務所	9,884	11,775	18,903	18,544	17,324	18,608	19,623	16,990	16,390	16,901	17,211	20,058	202,211	
合計	34,539	28,474	46,688	50,936	47,529	51,760	54,513	45,946	44,120	46,099	46,303	54,837	551,744	



【資料9】令和2年度援助申込状況(民事法律扶助)

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東京	35,773	13,953	230	46	29	155
神奈川	17,104	7,039	33	7	3	23
埼玉	13,200	4,993	50	16	5	29
千葉	11,057	4,177	33	4	4	25
茨城	5,291	1,460	10	3	0	7
栃木	3,335	1,091	4	2	0	2
群馬	3,633	1,275	8	1	4	3
静岡	6,615	2,349	16	11	0	5
山梨	3,068	644	0	0	0	0
長野	4,510	1,312	17	6	5	6
新潟	4,841	1,843	7	1	2	4
大阪	20,725	10,564	74	4	14	56
京都	6,032	2,585	39	6	3	30
兵庫	12,078	4,733	20	3	3	14
奈良	3,677	1,290	10	0	3	7
滋賀	2,976	1,075	1	0	1	0
和歌山	2,429	814	19	10	2	7
愛知	10,933	4,362	34	0	0	34
三重	2,764	927	4	2	0	2
岐阜	3,376	961	4	0	0	4
福井	1,508	566	3	2	0	1
石川	2,056	836	7	2	0	5
富山	1,694	486	4	0	0	4
広島	7,876	2,709	6	2	0	4
山口	2,450	829	6	3	2	1
岡山	4,810	1,554	26	0	0	26
鳥取	1,971	624	3	1	0	2
島根	2,223	636	1	0	0	1
福岡	14,078	5,707	56	18	10	28
佐賀	3,154	891	9	8	0	1
長崎	4,509	1,116	2	0	0	2
大分	3,889	1,022	6	3	1	2
熊本	6,457	1,481	8	4	0	4
鹿児島	5,031	1,599	9	5	2	2
宮崎	3,971	1,413	16	4	3	9
沖縄	5,968	1,408	17	14	2	1
宮城	4,122	2,765	16	5	2	9
福島	2,009	1,202	4	3	0	1
山形	3,926	1,056	5	0	0	5
岩手	1,336	1,168	8	2	0	6
秋田	3,011	789	3	0	2	1
青森	4,158	1,280	6	0	2	4
札幌	9,921	5,063	82	17	6	59
函館	2,366	929	2	0	0	2
旭川	2,396	880	17	2	4	11
釧路	2,859	965	2	0	1	1
香川	2,278	620	3	2	0	1
徳島	2,315	713	2	0	0	2
高知	2,367	685	2	0	0	2
愛媛	2,734	667	5	3	0	2
全国合計	290,860	109,106	949	222	115	612

【資料10】令和2年度援助申込状況(震災法律援助)

地方 事務所	法律相談件数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東京	14	3	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0
埼玉	5	1	0	0	0	0
千葉	315	0	0	0	0	0
茨城	6,263	1	0	0	0	0
栃木	1,628	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0
新潟	241	2	0	0	0	0
大阪	1	1	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0
兵庫	1	0	0	0	0	0
奈良	1	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0
広島	0	1	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0
鳥取	1	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	0	25	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0
長崎	1	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0
熊本	1	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0
沖縄	2	0	0	0	0	0
宮城	18,888	13	0	0	0	0
福島	10,982	31	1	0	0	1
山形	15	600	0	0	0	0
岩手	8,402	3	0	0	0	0
秋田	1	0	0	0	0	0
青森	338	1	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0
香川	1	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0
全国合計	47,101	682	1	0	0	1

【資料11】令和2年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)

地方事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	28,398	13,850	13,984	28,264	251	103	110	244
神奈川	10,892	6,762	6,257	11,397	262	277	186	353
埼玉	7,093	4,905	4,810	7,188	149	88	91	146
千葉	6,066	4,131	3,832	6,365	67	46	36	77
茨城	2,312	1,448	1,454	2,306	15	12	14	13
栃木	1,620	1,084	1,132	1,572	7	7	4	10
群馬	1,887	1,237	1,209	1,915	39	38	42	35
静岡	2,592	2,121	2,338	2,375	212	228	262	178
山梨	667	638	708	597	5	6	4	7
長野	1,642	1,282	1,271	1,653	80	30	36	74
新潟	2,096	1,736	1,576	2,256	92	107	104	95
大阪	15,853	10,086	9,739	16,200	555	478	444	589
京都	2,913	2,368	2,424	2,857	153	217	224	146
兵庫	5,967	4,318	4,353	5,932	472	415	437	450
奈良	1,700	1,263	1,366	1,597	26	27	26	27
滋賀	1,237	1,038	1,033	1,242	35	37	46	26
和歌山	1,107	803	796	1,114	24	11	10	25
愛知	5,755	4,223	4,961	5,017	123	139	133	129
三重	992	877	902	967	61	50	80	31
岐阜	1,096	953	952	1,097	19	8	7	20
福井	806	557	574	789	5	9	7	7
石川	1,087	815	795	1,107	13	21	19	15
富山	525	469	431	563	13	17	18	12
広島	3,363	2,657	2,302	3,718	70	52	40	82
山口	967	807	817	957	15	22	19	18
岡山	1,469	1,498	1,474	1,493	54	56	71	39
鳥取	700	620	663	657	4	4	1	7
島根	618	634	689	563	4	2	3	3
福岡	8,298	5,411	5,999	7,710	427	296	307	416
佐賀	952	871	937	886	27	20	27	20
長崎	1,513	1,100	1,435	1,178	20	16	22	14
大分	1,191	1,013	1,159	1,045	8	9	11	6
熊本	2,104	1,444	1,453	2,095	67	37	38	66
鹿児島	2,054	1,507	1,703	1,858	98	92	82	108
宮崎	1,915	1,384	1,547	1,752	32	29	21	40
沖縄	1,587	1,288	1,276	1,599	89	120	99	110
宮城	4,457	2,756	3,129	4,084	21	9	13	17
福島	1,438	1,185	1,188	1,435	28	17	10	35
山形	1,177	1,054	1,034	1,197	10	2	2	10
岩手	1,392	1,111	1,175	1,328	55	57	61	51
秋田	955	764	832	887	22	25	24	23
青森	1,348	1,265	1,326	1,287	23	15	20	18
札幌	6,199	4,965	5,253	5,911	123	98	106	115
函館	752	923	871	804	3	6	3	6
旭川	1,201	874	1,116	959	10	6	10	6
釧路	1,036	956	1,048	944	7	9	10	6
香川	761	614	614	761	12	6	5	13
徳島	790	687	683	794	24	26	29	21
高知	712	630	653	689	113	55	70	98
愛媛	971	648	745	874	15	19	18	16
全国合計	154,223	105,630	108,018	151,835	4,059	3,476	3,462	4,073

【資料12】令和2年度援助決定件数等状況(震災法律援助)

地方事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	1580	3	75	1508	0	0	0	0
神奈川	1	0	0	1	0	0	0	0
埼玉	4	1	2	3	0	0	0	0
千葉	1	0	0	1	1	0	0	1
茨城	11	1	2	10	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	3	0	0	3	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	739	2	0	741	0	0	0	0
大阪	2	1	0	3	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2	0	0	2	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	12	1	0	13	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	34	25	1	58	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	121	13	22	112	1	0	1	0
福島	94	27	54	67	27	4	18	13
山形	782	600	592	790	0	0	0	0
岩手	8	3	6	5	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	1	1	0	0	0	0	0
札幌	1	0	0	1	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	1	0	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	2	0	0	2	0	0	0	0
全国合計	3,398	678	755	3,321	29	4	19	14

【資料13】令和2年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	804	361	1,165	385	2,673	1,190	3,863	306	140	5,930	1,691	7,621	197	10	163	13,850
神奈川	291	157	448	144	1,400	663	2,063	69	54	2,965	856	3,821	93	0	70	6,762
埼玉	236	131	367	71	1,161	405	1,566	45	46	2,213	497	2,710	78	0	22	4,905
千葉	163	65	228	44	804	352	1,156	42	33	2,075	461	2,536	63	0	29	4,131
茨城	46	33	79	11	298	116	414	22	19	667	210	877	15	0	11	1,448
栃木	68	38	106	19	240	83	323	23	3	449	139	588	15	0	7	1,084
群馬	78	23	101	13	380	110	490	19	8	446	130	576	22	0	8	1,237
静岡	118	67	185	24	497	176	673	20	16	890	269	1,159	29	0	15	2,121
山梨	32	7	39	7	154	89	243	9	6	251	68	319	12	0	3	638
長野	119	36	155	12	337	96	433	23	10	467	161	628	17	0	4	1,282
新潟	116	68	184	30	460	217	677	28	11	540	240	780	16	0	10	1,736
大阪	770	412	1,182	232	1,813	1,029	2,842	183	118	3,875	1,348	5,223	166	5	135	10,086
京都	151	86	237	85	581	328	909	53	40	761	229	990	37	0	17	2,368
兵庫	321	142	463	68	1,000	570	1,570	74	51	1,510	486	1,996	65	0	31	4,318
奈良	94	56	150	34	327	178	505	15	16	379	124	503	29	0	11	1,263
滋賀	73	35	108	16	266	131	397	29	12	339	105	444	20	0	12	1,038
和歌山	47	25	72	10	228	100	328	6	4	272	93	365	12	0	6	803
愛知	286	130	416	65	1,115	406	1,521	90	31	1,580	423	2,003	60	0	37	4,223
三重	52	32	84	12	204	87	291	11	3	334	116	450	21	0	5	877
岐阜	45	23	68	17	240	118	358	16	6	371	97	468	8	0	12	953
福井	46	34	80	8	135	68	203	13	6	176	55	231	14	0	2	557
石川	59	32	91	7	240	87	327	16	12	232	103	335	23	0	4	815
富山	18	15	33	6	131	58	189	12	6	160	51	211	9	0	3	469
広島	207	97	304	39	727	258	985	48	44	892	283	1,175	41	1	20	2,657
山口	68	28	96	10	187	63	250	11	15	297	109	406	11	0	8	807
岡山	106	67	173	24	326	200	526	27	14	554	145	699	15	0	20	1,498
鳥取	52	18	70	11	144	77	221	9	5	196	77	273	11	0	20	620
島根	32	16	48	7	149	79	228	6	17	216	90	306	14	0	8	634
福岡	306	171	477	99	1,071	579	1,650	117	71	2,050	813	2,863	93	0	41	5,411
佐賀	75	18	93	6	205	77	282	12	7	348	106	454	10	0	7	871
長崎	71	30	101	5	198	118	316	14	8	487	152	639	11	0	6	1,100
大分	67	25	92	10	234	74	308	8	11	442	128	570	11	0	3	1,013
熊本	96	57	153	19	287	150	437	13	18	552	217	769	18	0	17	1,444
鹿児島	63	95	158	36	306	171	477	25	12	530	245	775	18	0	6	1,507
宮崎	66	36	102	20	254	168	422	18	12	538	239	777	24	0	9	1,384
沖縄	60	56	116	43	261	209	470	20	16	428	162	590	18	1	14	1,288
宮城	172	82	254	52	662	224	886	51	18	1,119	309	1,428	42	0	25	2,756
福島	71	47	118	18	341	133	474	25	14	375	133	508	16	0	12	1,185
山形	70	45	115	14	247	142	389	11	4	338	154	492	13	0	16	1,054
岩手	46	21	67	11	247	100	347	10	4	481	169	650	19	0	3	1,111
秋田	74	27	101	11	131	63	194	10	3	336	96	432	6	0	7	764
青森	84	25	109	9	227	106	333	15	10	541	221	762	16	0	11	1,265
札幌	265	140	405	88	1,006	521	1,527	82	53	2,092	603	2,695	86	0	29	4,965
函館	60	37	97	9	151	135	286	10	6	340	164	504	7	0	4	923
旭川	48	29	77	20	210	130	340	14	4	242	151	393	15	0	11	874
釧路	34	29	63	6	173	116	289	14	8	430	128	558	14	0	4	956
香川	52	23	75	8	122	70	192	14	2	252	61	313	6	0	4	614
徳島	44	13	57	6	196	113	309	6	11	203	70	273	14	0	11	687
高知	48	19	67	13	139	77	216	12	10	226	69	295	4	0	13	630
愛媛	25	25	50	6	115	50	165	11	4	312	74	386	7	0	19	648
全国合計	6,395	3,284	9,679	1,920	23,000	10,860	33,860	1,737	1,052	41,699	13,120	54,819	1,581	17	965	105,630

【資料14】令和2年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ADR		行政不服申立手続		ハーベ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立手續	その他	行政不服申立手續	その他			
東京	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
大阪	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	25	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2	13	0	0	0	0	0	0	13
福島	10	1	11	0	2	0	2	0	0	0	1	1	1	11	0	0	0	0	0	27
山形	552	0	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	600
岩手	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	592	1	593	3	3	0	3	0	0	12	4	16	1	61	0	0	0	0	1	678

【資料15】令和2年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	4	1	5	2	0	31	31	0	1	59	3	62	0	0	2	103
神奈川	2	0	2	2	0	71	71	0	0	197	3	200	0	0	2	277
埼玉	0	0	0	1	2	10	12	0	0	71	1	72	3	0	0	88
千葉	0	0	0	0	0	23	23	1	0	21	0	21	0	0	1	46
茨城	0	1	1	0	0	2	2	0	0	6	1	7	2	0	0	12
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	7
群馬	0	1	1	0	3	7	10	0	0	26	1	27	0	0	0	38
静岡	0	1	1	2	1	52	53	0	0	165	7	172	0	0	0	228
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0	6
長野	1	0	1	0	1	4	5	0	0	23	0	23	1	0	0	30
新潟	0	1	1	0	1	53	54	0	0	50	2	52	0	0	0	107
大阪	2	0	2	1	2	216	218	0	0	253	3	256	1	0	0	478
京都	0	2	2	0	0	170	170	0	0	43	2	45	0	0	0	217
兵庫	0	2	2	1	0	280	280	0	0	126	5	131	1	0	0	415
奈良	0	0	0	0	0	11	11	0	0	16	0	16	0	0	0	27
滋賀	0	0	0	0	0	19	19	0	1	16	1	17	0	0	0	37
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	11
愛知	2	0	2	0	0	26	26	0	0	110	0	110	0	0	1	139
三重	2	0	2	0	0	2	2	0	0	46	0	46	0	0	0	50
岐阜	0	1	1	0	0	2	2	0	0	5	0	5	0	0	0	8
福井	1	0	1	0	0	3	3	0	0	5	0	5	0	0	0	9
石川	0	0	0	0	0	6	6	0	0	14	1	15	0	0	0	21
富山	0	0	0	0	0	9	9	0	0	8	0	8	0	0	0	17
広島	0	2	2	0	0	17	17	0	0	31	0	31	2	0	0	52
山口	1	1	2	0	0	4	4	0	0	15	1	16	0	0	0	22
岡山	0	2	2	0	2	36	38	0	0	15	1	16	0	0	0	56
鳥取	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	3	0	0	0	4
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2
福岡	1	3	4	0	7	66	73	0	3	197	16	213	2	0	1	296
佐賀	1	0	1	0	0	7	7	0	0	10	2	12	0	0	0	20
長崎	0	0	0	0	0	8	8	0	0	7	1	8	0	0	0	16
大分	0	0	0	0	0	5	5	0	0	4	0	4	0	0	0	9
熊本	1	0	1	0	1	15	16	0	0	20	0	20	0	0	0	37
鹿児島	1	0	1	0	0	43	43	0	0	46	0	46	2	0	0	92
宮崎	0	1	1	0	0	14	14	1	0	13	0	13	0	0	0	29
沖縄	0	2	2	0	0	6	6	0	0	111	1	112	0	0	0	120
宮城	0	0	0	0	0	2	2	0	0	6	1	7	0	0	0	9
福島	0	0	0	0	0	1	1	0	0	14	2	16	0	0	0	17
山形	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
岩手	0	0	0	0	0	8	8	0	0	44	5	49	0	0	0	57
秋田	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	0	24	0	0	0	25
青森	0	0	0	0	0	1	1	0	0	13	1	14	0	0	0	15
札幌	0	0	0	0	0	24	24	1	0	72	1	73	0	0	0	98
函館	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0	6
旭川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0	6
釧路	0	0	0	1	0	3	3	0	0	5	0	5	0	0	0	9
香川	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	0	3	0	0	0	6
徳島	0	0	0	0	0	8	8	0	0	15	2	17	0	0	1	26
高知	0	1	1	0	0	1	1	0	0	51	0	51	2	0	0	55
愛媛	0	2	2	0	0	7	7	0	0	10	0	10	0	0	0	19
全国合計	19	24	43	10	20	1,282	1,302	4	5	2,024	64	2,088	16	0	8	3,476

【資料16】令和2年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーベ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR 申立手續	その他	行政不服 申立手續	その他			
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4

【資料17】契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方事務所	契約弁護士数		(参考)単位会員数	民事法律扶助契約率(%)	契約弁護士法人数	
	民事法律援助	震災法律援助			民事法律援助	震災法律援助
東京	6,732	541	20,938	32.2%	141	12
神奈川	1,343	70	1,738	77.3%	28	2
埼玉	696	57	926	75.2%	19	3
千葉	641	158	842	76.1%	16	3
茨城	253	228	302	83.8%	9	8
栃木	162	101	227	71.4%	7	3
群馬	250	45	314	79.6%	8	2
静岡	439	89	519	84.6%	13	0
山梨	109	19	126	86.5%		0
長野	229	10	259	88.4%	4	0
新潟	258	119	284	90.8%	11	6
大阪	3,563	26	4,790	74.4%	97	2
京都	658	67	824	79.9%	19	2
兵庫	803	25	999	80.4%	25	1
奈良	161	23	184	87.5%	1	0
滋賀	136	26	157	86.6%		0
和歌山	130	42	146	89.0%	3	1
愛知	1,389	17	2,076	66.9%	49	0
三重	158	31	193	81.9%	2	1
岐阜	162	28	208	77.9%	11	3
福井	110	27	124	88.7%	5	0
石川	162	36	186	87.1%	6	2
富山	101	11	121	83.5%	4	0
広島	479	28	613	78.1%	19	3
山口	159	13	182	87.4%	10	1
岡山	321	38	407	78.9%	14	1
鳥取	64	5	66	97.0%	5	0
島根	74	7	81	91.4%	2	0
福岡	993	18	1,414	70.2%	36	0
佐賀	98	19	107	91.6%	5	3
長崎	136	8	163	83.4%	9	1
大分	140	44	160	87.5%	17	7
熊本	227	49	283	80.2%	13	4
鹿児島	170	13	219	77.6%	21	1
宮崎	115	5	138	83.3%	19	0
沖縄	202	34	276	73.2%	10	0
宮城	418	433	483	86.5%	16	15
福島	177	182	195	90.8%	15	14
山形	94	70	104	90.4%	3	3
岩手	94	89	101	93.1%	2	1
秋田	67	45	75	89.3%	2	2
青森	93	47	112	83.0%	4	3
札幌	693	214	826	83.9%	29	8
函館	47	22	54	87.0%	2	1
旭川	72	27	79	91.1%	5	2
釧路	73	19	82	89.0%	11	4
香川	112	8	188	59.6%	2	0
徳島	71	18	85	83.5%	6	0
高知	78	4	91	85.7%		0
愛媛	116	5	163	71.2%	5	0
全国合計	24,028	3,260	43,230	55.6%	760	125

注1)契約弁護士・法人数は、令和3年4月1日現在。

注2)弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料(令和3年4月1日現在)による

【資料18】契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方事務所	契約司法書士数		(参考)単位会員数	民事法律扶助契約率(%)	契約司法書士法人数	
	民事法律援助	震災法律援助			民事法律援助	震災法律援助
東京	764	132	4,395	17.4%	33	4
神奈川	466	19	1,220	38.2%	16	1
埼玉	248	18	911	27.2%	7	0
千葉	162	43	747	21.7%	6	1
茨城	111	56	334	33.2%	0	0
栃木	74	6	233	31.8%	1	0
群馬	112	25	291	38.5%	5	0
静岡	160	53	493	32.5%	15	6
山梨	49	16	130	37.7%	1	0
長野	143	28	361	39.6%	1	1
新潟	99	27	292	33.9%	7	1
大阪	715	95	2,433	29.4%	28	1
京都	249	21	575	43.3%	11	0
兵庫	458	5	1,040	44.0%	8	1
奈良	65	5	210	31.0%	3	0
滋賀	81	3	234	34.6%	4	0
和歌山	61	7	163	37.4%	0	0
愛知	565	81	1,306	43.3%	14	3
三重	94	17	242	38.8%	2	0
岐阜	89	5	330	27.0%	3	0
福井	46	4	118	39.0%	4	0
石川	79	23	200	39.5%	0	0
富山	55	10	150	36.7%	1	0
広島	238	33	533	44.7%	7	1
山口	78	26	223	35.0%	2	1
岡山	134	16	367	36.5%	8	3
鳥取	50	1	92	54.3%	1	0
島根	39	2	107	36.4%	0	0
福岡	410	75	998	41.1%	14	2
佐賀	49	1	126	38.9%	8	0
長崎	59	3	160	36.9%	2	0
大分	59	6	164	36.0%	3	0
熊本	137	12	334	41.0%	8	1
鹿児島	160	9	322	49.7%	4	2
宮崎	75	12	165	45.5%	2	1
沖縄	86	11	226	38.1%	8	0
宮城	102	73	333	30.6%	4	3
福島	118	81	272	43.4%	3	3
山形	77	31	156	49.4%	0	0
岩手	52	47	138	37.7%	3	3
秋田	54	17	109	49.5%	1	0
青森	27	7	121	22.3%	1	1
札幌	234	33	511	45.8%	5	1
函館	10	3	35	28.6%	2	0
旭川	32	4	71	45.1%	0	0
釧路	27	4	81	33.3%	0	0
香川	73	4	175	41.7%	0	0
徳島	40	4	138	29.0%	1	0
高知	63	12	112	56.3%	4	1
愛媛	72	11	241	29.9%	2	0
全国合計	7,500	1,237	22,718	33.0%	263	42

注1)契約司法書士・法人数は、令和3年4月1日現在。

注2)司法書士数(会員数)は、日本司法書士会連合会資料(令和3年4月1日現在)による。

【資料19】国選付添事件受理件数

地方事務所	令和2年度													合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
東京	11	14	18	28	9	15	20	15	21	6	12	18	187	
多摩	11	4	15	8	15	6	8	7	16	7	8	16	121	
神奈川	16	9	18	10	13	14	10	20	20	11	11	16	168	
川崎	5	4	4	8	3	2	2	1	5	3	4	5	46	
小田原	4	0	5	4	4	3	1	2	3	2	5	4	37	
埼玉	11	12	16	11	13	13	16	13	16	7	7	1	136	
川越	2	2	1	4	0	3	4	1	1	2	1	2	23	
千葉	17	11	13	9	9	6	7	8	10	9	8	5	112	
松戸	1	2	5	5	2	1	0	3	2	0	1	4	26	
茨城	4	1	7	9	4	11	7	7	10	1	1	6	68	
栃木	2	1	5	10	2	0	3	1	5	8	3	3	43	
群馬	1	0	4	4	3	2	5	1	6	5	2	4	37	
静岡	1	0	2	0	2	3	1	2	2	0	0	0	13	
沼津	1	1	1	1	2	1	1	2	2	1	8	1	22	
浜松	0	2	6	0	1	2	3	3	1	1	1	1	21	
山梨	0	0	4	3	3	4	1	4	1	0	3	2	25	
長野	1	0	5	0	2	1	1	1	2	6	4	6	29	
新潟	1	0	0	9	2	0	2	5	0	0	2	3	24	
大阪	20	24	46	56	40	33	30	29	25	21	35	39	398	
京都	5	1	10	8	11	7	8	6	9	4	4	16	89	
兵庫	3	8	8	10	8	12	9	14	3	8	5	8	96	
阪神	6	4	5	5	6	3	8	3	9	0	6	4	59	
姫路	16	2	1	9	1	9	7	5	5	2	7	0	64	
奈良	1	1	1	2	1	0	2	7	0	1	1	4	21	
滋賀	1	2	2	6	2	8	1	3	2	2	1	4	34	
和歌山	4	4	0	0	3	1	2	0	2	1	0	0	17	
愛知	17	18	23	12	8	10	13	12	15	4	7	8	147	
三河	13	2	4	4	4	4	0	6	8	1	9	11	66	
三重	2	4	5	4	2	5	2	0	6	1	4	4	39	
岐阜	3	4	2	0	3	0	1	3	5	2	1	6	30	
福井	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4	
石川	0	0	2	3	1	1	1	3	0	0	1	0	12	
富山	2	0	1	1	1	0	2	0	1	1	1	3	13	
広島	2	3	6	13	5	3	4	6	2	3	2	6	55	
山口	2	0	3	5	1	2	0	2	1	1	2	1	20	
岡山	1	3	4	4	4	1	4	0	4	1	5	6	37	
鳥取	0	0	0	2	3	3	2	1	0	1	0	0	12	
島根	0	1	5	0	1	1	0	1	0	1	0	1	11	
福岡	6	12	8	9	7	13	10	13	3	4	3	10	98	
北九州	1	3	7	4	7	3	9	9	4	2	2	1	52	
佐賀	1	0	2	3	1	0	3	0	2	0	0	1	13	
長崎	1	0	4	2	0	2	0	0	0	0	0	1	10	
大分	2	0	0	0	6	1	3	2	0	5	1	1	21	
熊本	0	1	7	3	0	2	2	4	2	2	1	3	27	
鹿児島	1	2	1	8	3	2	3	5	7	1	4	1	38	
宮崎	3	3	1	2	1	2	1	2	4	1	8	2	30	
沖縄	4	5	6	7	3	2	8	1	6	4	7	7	60	
宮城	3	5	5	5	2	0	3	0	1	1	0	1	26	
福島	0	1	1	4	3	0	2	1	3	0	0	1	16	
山形	0	0	3	2	0	1	0	0	3	0	0	0	9	
岩手	1	1	1	3	1	1	3	0	3	0	2	1	17	
秋田	0	0	0	2	0	1	1	0	1	0	0	0	5	
青森	0	0	1	1	1	0	0	0	4	1	2	1	12	
札幌	1	2	3	4	3	9	3	6	3	3	4	3	44	
函館	0	0	1	1	0	2	0	0	2	0	0	1	7	
旭川	0	0	1	0	3	0	0	3	0	0	0	1	8	
釧路	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	5	
香川	2	1	5	2	4	5	3	3	1	1	4	1	32	
徳島	2	0	1	0	2	2	1	0	1	1	1	3	14	
高知	0	0	3	0	5	2	2	2	0	1	1	1	17	
愛媛	2	1	4	1	0	2	2	3	1	0	1	1	18	
合計	217	182	323	332	247	243	248	252	271	151	214	261	2,941	

(注) 集計日(令和3年5月7日)時点の件数。

【資料20】国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方事務所	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年(令和元年)		令和2年		令和3年
	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在
東京	10,678	10,853	11,220	11,322	11,683	11,878	12,126	12,386	12,826	12,914	13,250
神奈川	1,291	1,294	1,352	1,362	1,409	1,421	1,452	1,451	1,486	1,489	1,530
埼玉	666	677	696	708	732	743	754	740	756	755	776
千葉	660	656	681	682	709	705	729	706	727	721	737
茨城	244	243	250	247	257	252	256	256	268	267	274
栃木	170	171	179	177	183	181	188	188	188	189	193
群馬	248	244	252	247	261	260	263	260	267	270	275
静岡	390	395	410	411	422	427	430	424	427	428	439
山梨	110	110	112	112	113	115	118	120	119	119	120
長野	221	220	228	229	230	231	236	233	236	233	237
新潟	241	244	251	252	254	248	253	252	255	255	256
大阪	2,565	2,714	2,819	2,817	2,920	2,916	2,903	2,991	2,974	3,060	3,033
京都	584	585	609	603	617	615	630	627	643	636	651
兵庫	638	643	686	686	706	724	751	736	745	757	781
奈良	149	149	156	157	158	158	159	159	158	161	166
滋賀	106	110	106	110	118	120	119	113	113	111	108
和歌山	129	127	128	131	130	127	130	129	128	129	128
愛知	1,529	1,538	1,612	1,609	1,662	1,652	1,696	1,646	1,696	1,696	1,727
三重	171	172	178	170	166	165	166	167	173	169	164
岐阜	163	162	166	165	166	172	170	171	168	170	172
福井	92	93	94	96	98	99	104	101	103	105	109
石川	162	159	165	164	168	164	165	162	165	165	173
富山	95	97	106	106	109	109	108	102	104	101	102
広島	427	425	441	439	442	446	448	438	434	431	430
山口	140	141	145	147	152	151	152	150	148	153	157
岡山	307	304	314	312	322	324	335	331	334	334	340
鳥取	65	63	64	65	64	64	66	65	67	66	64
島根	75	71	73	73	74	74	76	77	75	73	73
福岡	880	920	960	954	986	996	1,014	1,014	1,049	1,055	1,078
佐賀	92	91	95	93	96	96	98	98	99	97	97
長崎	142	143	147	145	147	147	149	147	148	149	151
大分	141	139	143	142	141	141	140	136	140	140	142
熊本	222	222	230	231	237	230	236	232	231	229	234
鹿児島	190	186	195	198	199	198	203	200	206	203	205
宮崎	123	121	127	127	128	124	121	121	120	117	119
沖縄	183	186	185	190	197	190	196	193	197	199	206
宮城	371	371	377	382	396	387	398	398	407	411	421
福島	185	186	188	189	191	186	189	185	185	182	177
山形	85	86	92	94	92	90	93	92	95	95	93
岩手	96	95	98	95	95	94	96	97	98	98	97
秋田	68	65	68	70	69	69	69	67	65	65	63
青森	108	104	106	105	100	99	100	100	100	98	100
札幌	569	546	543	542	571	568	589	589	603	598	622
函館	48	49	50	52	50	50	50	50	50	49	50
旭川	67	67	71	70	68	68	67	70	73	72	71
釧路	71	72	73	72	74	77	76	75	75	76	77
香川	127	124	128	126	129	129	134	132	141	141	139
徳島	82	84	89	88	86	83	85	81	82	80	78
高知	79	78	79	81	77	83	82	83	84	83	85
愛媛	125	128	130	132	131	129	129	130	129	129	127
合計	26,370	26,723	27,667	27,777	28,585	28,775	29,297	29,471	30,160	30,323	30,897

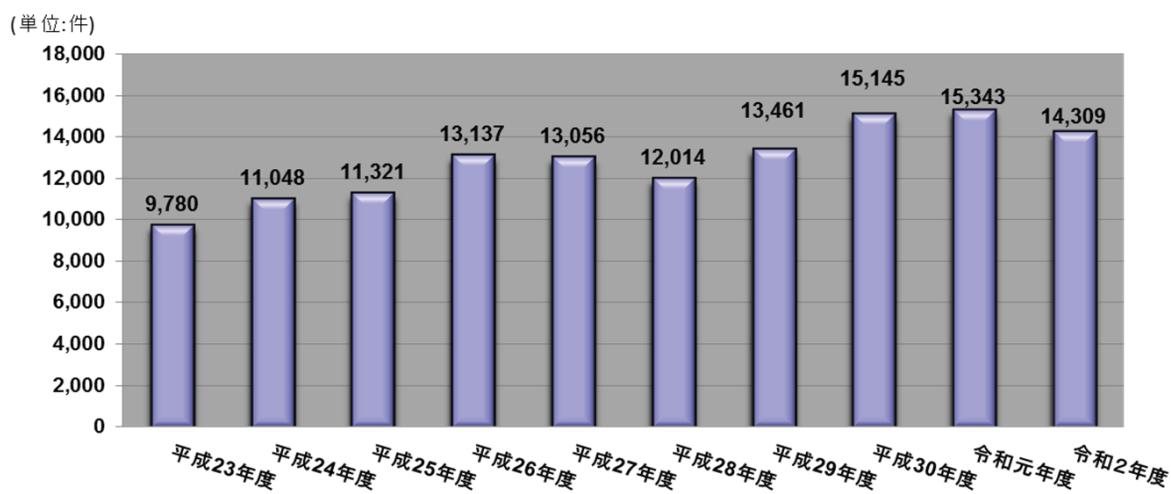
【資料21】国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方事務所	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年(令和元年)		令和2年		令和3年
	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在
東京	2,576	2,671	2,723	2,791	2,856	2,926	2,952	2,993	3,058	3,080	3,121
神奈川	893	898	942	949	985	986	1,014	1,020	1,047	1,047	1,075
埼玉	427	447	458	471	491	500	508	504	514	512	532
千葉	469	468	488	492	514	508	529	521	537	534	546
茨城	193	192	199	196	208	205	206	207	211	211	216
栃木	127	127	134	133	137	135	141	142	144	144	147
群馬	189	186	192	190	203	204	209	209	217	219	220
静岡	310	314	327	328	338	337	342	343	347	347	355
山梨	87	88	89	90	90	91	93	94	94	94	97
長野	172	172	180	182	182	181	186	183	186	183	188
新潟	168	171	178	178	178	173	178	177	180	180	183
大阪	1,319	1,431	1,500	1,515	1,573	1,563	1,558	1,618	1,608	1,667	1,651
京都	362	363	390	385	392	391	398	397	407	405	421
兵庫	442	459	503	513	543	562	591	586	598	613	636
奈良	116	119	127	128	130	131	132	133	133	135	137
滋賀	103	106	102	106	115	116	115	110	110	109	106
和歌山	94	93	91	95	95	91	93	93	94	96	98
愛知	784	806	867	878	927	923	970	962	1,009	1,010	1,037
三重	109	111	117	114	110	110	109	109	114	112	110
岐阜	121	121	125	127	128	132	132	133	131	133	136
福井	85	86	86	87	89	90	95	93	95	97	100
石川	114	113	119	120	125	123	124	124	126	127	136
富山	75	77	86	88	90	89	85	82	84	83	85
広島	303	309	326	325	329	335	341	340	340	339	338
山口	122	122	126	130	135	134	137	135	132	135	139
岡山	249	248	256	252	262	264	272	268	270	271	275
鳥取	57	56	57	57	56	56	58	57	59	58	57
島根	63	60	62	60	62	63	65	66	64	63	63
福岡	655	689	722	713	746	746	738	763	766	800	802
佐賀	88	87	91	89	90	88	92	92	93	91	91
長崎	128	129	133	133	135	135	137	135	137	139	141
大分	100	99	104	103	103	102	101	99	102	102	109
熊本	178	178	185	185	190	186	192	188	187	185	189
鹿児島	141	143	141	151	149	150	149	147	147	151	151
宮崎	112	110	117	117	119	116	113	113	112	109	111
沖縄	129	132	129	137	144	140	146	147	149	154	160
宮城	291	290	298	302	316	309	320	322	330	337	346
福島	154	155	161	162	163	159	163	159	158	155	150
山形	74	75	80	83	81	80	83	82	84	85	84
岩手	79	79	82	79	79	77	78	78	78	77	76
秋田	57	55	58	60	60	60	60	58	57	56	56
青森	90	86	86	85	84	84	85	86	86	83	85
札幌	496	475	503	503	532	525	547	546	560	581	592
函館	45	46	47	49	47	47	47	47	47	47	48
旭川	61	61	65	64	63	63	62	64	68	67	66
釧路	63	63	64	63	65	68	67	66	66	67	68
香川	102	102	106	103	107	107	107	111	112	111	110
徳島	79	81	86	85	84	81	83	81	82	80	78
高知	63	63	64	67	65	71	71	71	73	71	73
愛媛	95	97	100	102	102	102	103	102	98	98	95
合計	13,409	13,709	14,272	14,415	14,867	14,915	15,177	15,256	15,501	15,650	15,886

【資料22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

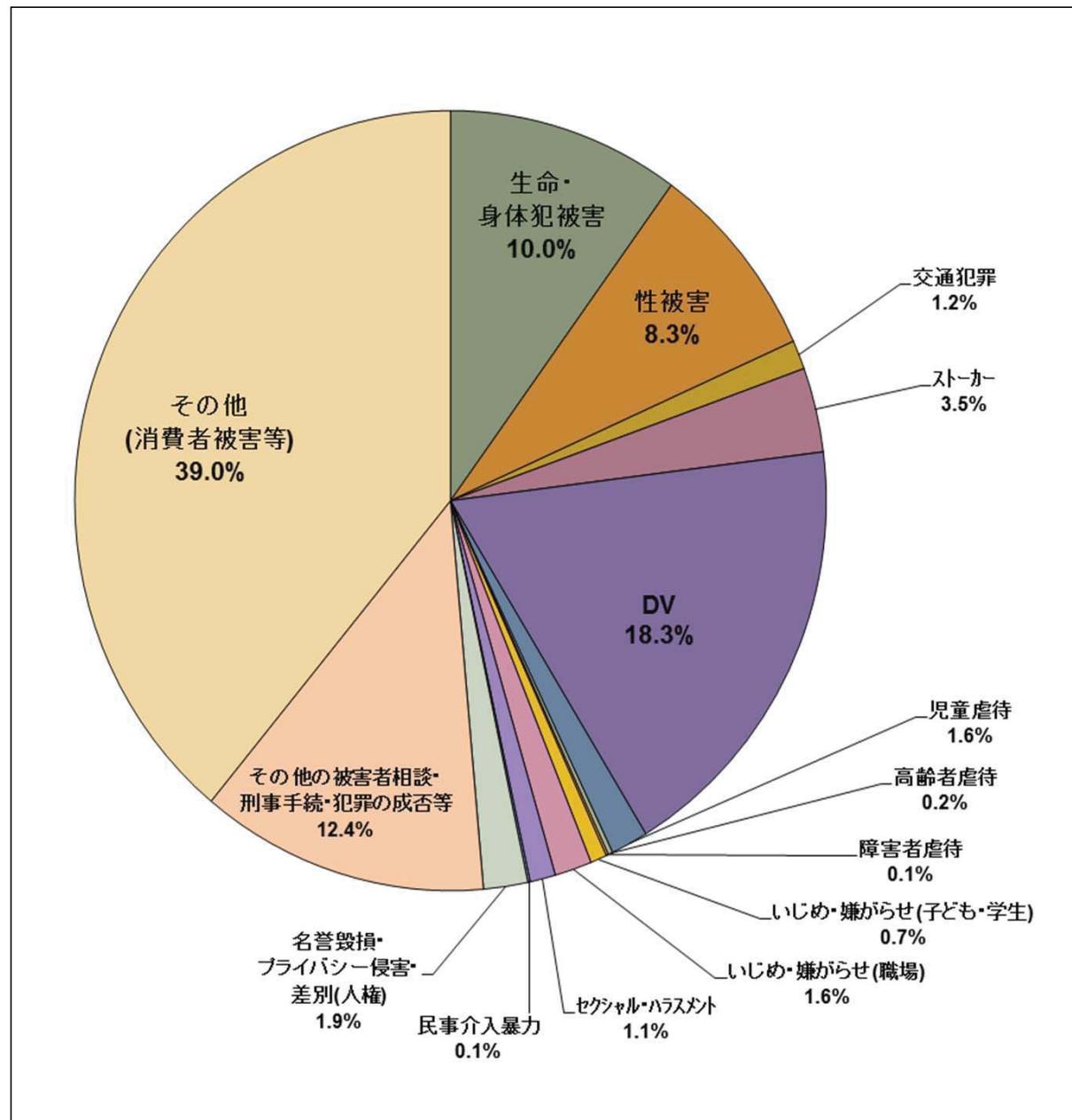
○令和2年度 月別受電件数

○年度別受電件数推移(平成23年度～令和2年度)



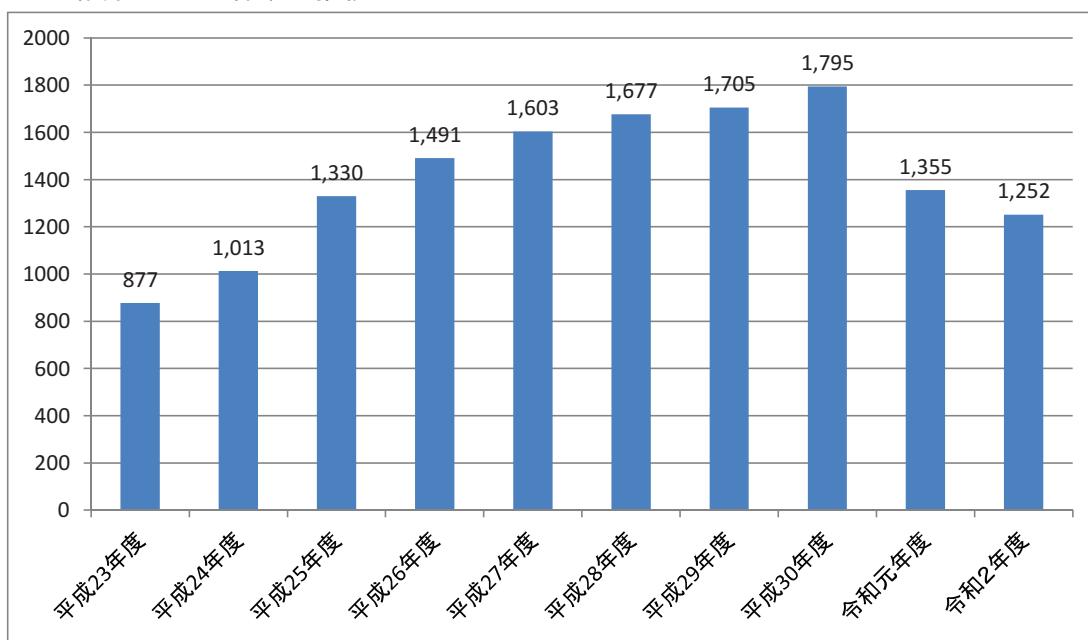
平成18年度からの累計 168,041件

【資料23】令和2年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

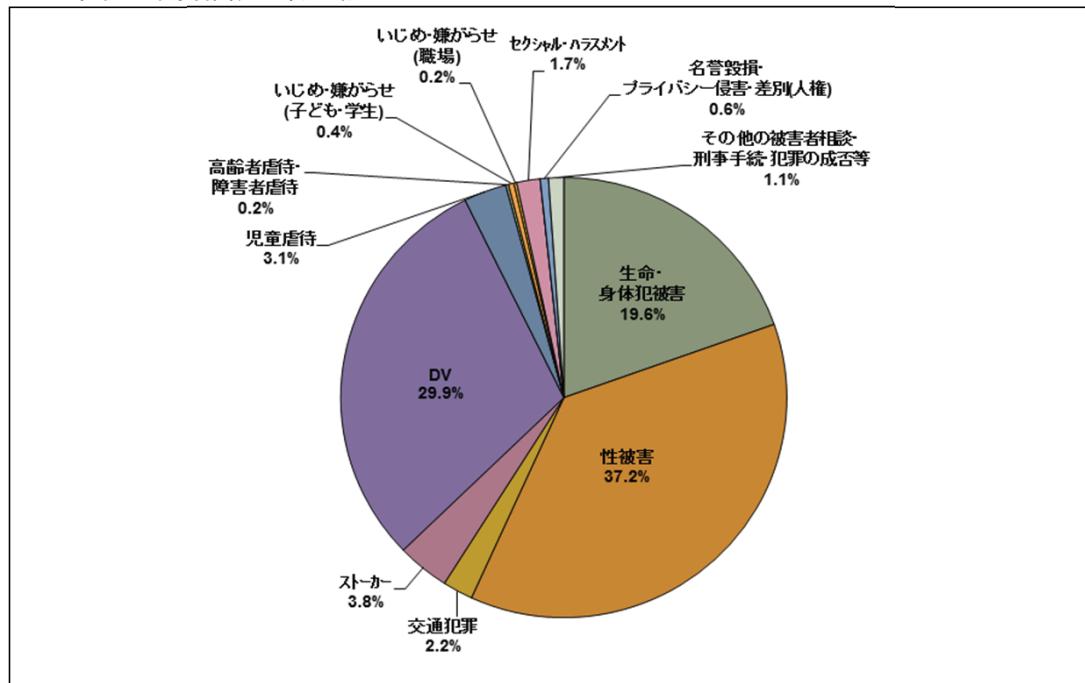


【資料24】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

紹介に至った件数の推移



令和2年度相談内容内訳



【資料25】令和2年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

2020/4/1

~

2021/3/31

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東京	1,438	148	336	183	85	444	40	215	2,889	336
神奈川	47	83	258	0	31	30	22	21	492	27
埼玉	132	57	93	12	5	63	16	108	486	99
千葉	97	53	74	2	15	49	2	61	353	22
茨城	5	12	5	16	2	31	1	4	76	39
栃木	20	14	4	2	0	2	1	17	60	2
群馬	11	21	2	4	3	13	0	9	63	7
静岡	43	32	28	2	3	8	2	14	132	6
山梨	1	5	6	0	1	0	0	7	20	3
長野	4	6	3	0	2	8	2	8	33	1
新潟	4	17	26	0	15	1	0	2	65	16
大阪	881	164	90	43	54	76	54	103	1,465	74
京都	137	23	45	1	10	3	12	25	256	10
兵庫	36	91	74	2	12	13	5	41	274	7
奈良	4	18	27	2	0	0	1	7	59	0
滋賀	7	9	12	0	4	3	6	10	51	2
和歌山	5	6	11	0	10	0	0	2	34	0
愛知	64	91	52	10	19	86	10	61	393	52
三重	5	39	10	0	2	4	0	5	65	2
岐阜	1	21	1	0	2	0	0	3	28	0
福井	27	1	9	0	1	0	1	5	44	0
石川	23	8	13	1	4	1	44	11	105	36
富山	26	3	1	0	0	0	0	5	35	0
広島	52	45	42	1	13	9	50	13	225	30
山口	2	11	3	0	3	0	0	2	21	1
岡山	11	33	33	0	19	0	5	11	112	10
鳥取	6	6	4	0	1	17	0	3	37	1
島根	5	7	13	0	0	0	2	11	38	1
福岡	256	84	77	9	16	33	398	106	979	343
佐賀	35	9	10	0	3	0	18	7	82	10
長崎	4	5	14	1	4	4	2	4	38	5
大分	34	4	11	0	4	0	5	6	64	9
熊本	12	6	29	0	1	0	14	10	72	12
鹿児島	3	14	8	0	0	2	60	0	87	48
宮崎	17	11	11	0	6	0	31	1	77	29
沖縄	90	27	30	0	19	4	53	2	225	59
宮城	55	19	35	2	4	1	20	14	150	20
福島	7	10	6	0	1	0	1	2	27	0
山形	2	4	3	0	1	2	0	2	14	0
岩手	7	3	4	0	2	0	12	2	30	8
秋田	4	3	2	0	0	0	0	1	10	0
青森	4	5	11	0	0	0	3	5	28	2
札幌	338	22	44	0	14	0	91	12	521	75
函館	43	0	17	0	1	1	6	0	68	7
旭川	31	1	1	0	5	1	0	1	40	0
釧路	2	8	4	0	0	0	0	0	14	0
香川	6	22	44	0	2	1	1	69	145	6
徳島	1	2	14	0	0	0	0	2	19	8
高知	11	8	18	0	6	1	3	3	50	7
愛媛	6	11	19	0	0	0	0	1	37	8
合計	4,062	1,302	1,687	293	405	911	994	1,034	10,688	1,440
予定件数		7,724	2,100	1,716 (250)	516 (229)	485 (14)	1,147 (551)	1,189 (766)	1,095 (68)	15,972 (1,878)
予定期数進捗(達成)率	53.1%	52.2%	101.4%	41.3%	87.1%	51.0%	80.7%	60.4%	60.3%	57.8%

*予定期数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定期数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	5,364	9,824	14.70	26.92
その他	5,324	6,148	14.59	16.84
合 計	10,688	15,972	29.28	43.76

※援助のみ※

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		法律相談 申込総件数	法律相談 予定件数	法律相談 達成率	法律相談1日平均申込件数	
				実績	予定				実績	予定
被疑者	4,062	7,724	52.59	11.13	21.16	0	0	0.00	0.00	0.00
少年	1,302	2,100	62.00	3.57	5.75	0	0	0.00	0.00	0.00
犯罪被害者	1,483	1,466	101.16	4.06	4.02	204	250	81.60	0.56	0.68
難民	168	287	58.54	0.46	0.79	125	229	54.59	0.34	0.63
子ども	386	471	81.95	1.06	1.29	19	14	135.71	0.05	0.04
外国人	492	596	82.55	1.35	1.63	419	551	76.04	1.15	1.51
精神障害者等	385	423	91.02	1.05	1.16	609	766	79.50	1.67	2.10
高齢者等	970	1,027	94.45	2.66	2.81	64	68	94.12	0.18	0.19
合 計	9,248	14,094	65.62	25.34	38.61	1,440	1,878	76.68	3.95	5.15

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者 等	高齢者等	合計	(参考) R1
4月	282	77	137	27	32	64	71	91	781	1,131
5月	305	71	87	15	32	88	50	129	777	1,051
6月	475	156	162	25	44	91	81	105	1,139	1,233
7月	413	150	151	31	39	91	102	92	1,069	1,125
8月	337	101	137	18	32	76	80	63	844	957
9月	322	119	148	28	28	76	95	92	908	923
10月	387	97	165	20	40	86	97	76	968	1,046
11月	370	125	144	14	26	94	89	55	917	992
12月	241	116	129	26	30	53	86	89	770	927
1月	260	76	108	27	41	51	68	65	696	887
2月	326	106	153	25	31	69	75	82	867	1,025
3月	344	108	166	37	30	72	100	95	952	1,077
合 計	4,062	1,302	1,687	293	405	911	994	1,034	10,688	12,374
(参考:月平均)	339	109	141	24	34	76	83	86	891	

【資料26】令和2年度プレスリリース実施一覧

1 本部で実施したもの

	リリース内容	リリース日
1	新型コロナウイルス感染者について	令和2年4月28日
2	【制度改正】電話による法律相談の実施について	令和2年5月21日
3	外国人在留支援センター(FRESC／フレスク)内に法テラス国際室を開設します	令和2年7月2日
4	「令和2年7月豪雨」に関する支援について	令和2年7月14日
5	「令和2年7月豪雨」に関する支援について	令和2年8月21日
6	法テラス常勤弁護士のホットな活動報告をお届けします！	令和2年8月24日
7	法テラス兵庫法律事務所開設のお知らせ	令和2年10月5日
8	～令和元年度版「法テラス白書」を発行しました～	令和2年11月25日

2 地方事務所で実施したもの

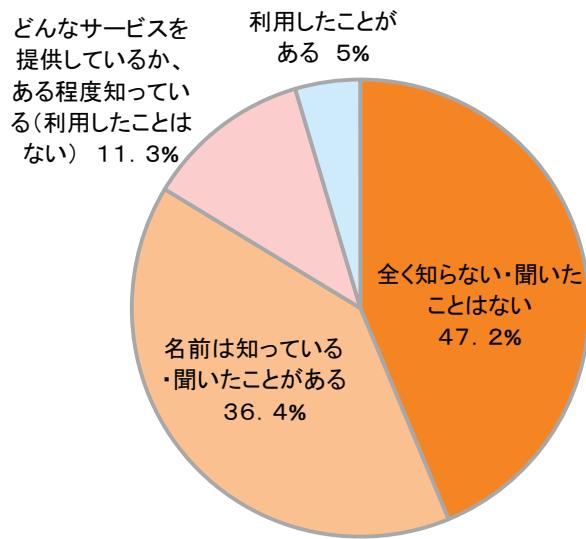
	地方事務所名	回数	内容
1	東京地方事務所	2	相談会について(×2)
2	群馬地方事務所	7	記者会見について、無料法律相談実施体制一時的変更について、電話無料相談について、障がい者による法テラス利用について、刑事弁護の通訳人確保について、指定場所相談開設について、臨時無料相談会について(×2)
3	静岡地方事務所	3	法テラスの日について、模擬裁判について、資力を問わない無料電話相談について
4	山梨地方事務所	9	法テラスの日について、電話相談開始について、扶助の日相談会・コロナ相談会について(×7)
5	長野地方事務所	1	活動報告について
6	大阪地方事務所	1	法テラスの日について
7	兵庫地方事務所	1	法テラス兵庫法律事務所開設について
8	三重地方事務所	2	コロナ年末もしもし相談会について(×2)
9	岐阜地方事務所	4	電話相談について、広報誌初刊発刊について、令和2年7月豪雨について、地方協議会について
10	福井地方事務所	1	電話等相談援助について
11	広島地方事務所	2	法テラスの日について、コロナ土業ワンストップ相談会について
12	山口地方事務所	2	無料法律相談開始について、無料相談会について
13	鳥取地方事務所	1	鳥取県警察本部記者室へのプレスリリース
14	島根地方事務所	4	図書館講座について(×4)
15	佐賀地方事務所	2	県政記者室へのプレスリリースについて、コロナ相談会について
16	大分地方事務所	1	県政記者クラブへの投げ込み
17	熊本地方事務所	1	電話相談について
18	福島地方事務所	1	法テラスの日について
19	山形法律事務所	3	県庁記者室において各報道機へのプレスリリース(×3)
20	岩手地方事務所	2	業務実績について、電話等法律相談について
21	青森地方事務所	1	無料相談について
22	札幌地方事務所	1	法テラスの日について
23	函館地方事務所	7	無料相談会について(×7)
24	釧路地方事務所	1	プレスリリース発行送付
25	香川地方事務所	1	法テラスの日・無料相談について
26	高知地方事務所	3	新所長・副所長就任と設立15周年記者会見について(×2)、電話法律相談開始について
合計		64	

【資料 27】認知度調査結果(調査時期:令和2年12月)

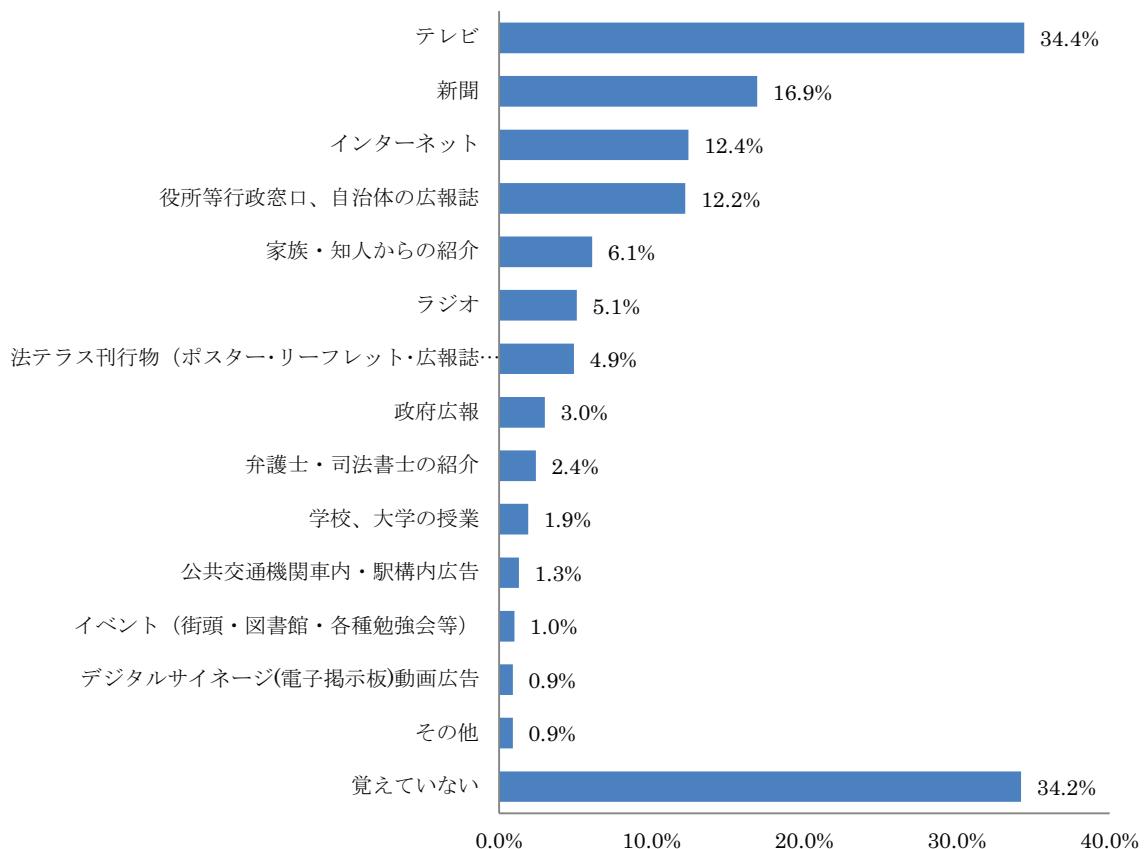
① 法テラスの認知度(サンプル数 4,500)

「名称認知度」52.8%
「法テラスを知らない」を除く回答割合

「業務認知度」16.4%
「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている
(利用したことはない)及び、「利用したことがある」を
合計した回答割合



② 認知者の認知経路(サンプル数 4,500)※複数回答



【資料28】最近5年間の援助決定件数(代理援助・書類作成援助の合計)
の推移

地方 事務所	援助開始件数						援助終結決定					
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 年度	令和2 年度	前年度 比(倍)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 年度	令和2 年度	前年度 比(倍)
東京	16,977	17,012	16,769	15,267	13,956	0.91	16,400	17,515	16,927	13,486	14,169	1.05
神奈川	6,922	7,090	7,341	7,084	7,039	0.99	6,932	6,790	7,437	6,144	6,443	1.05
埼玉	4,936	4,939	5,556	5,503	4,994	0.91	5,088	4,482	5,601	4,794	4,903	1.02
千葉	3,904	4,349	4,580	4,350	4,177	0.96	3,467	3,779	4,301	3,759	3,868	1.03
茨城	1,557	1,684	1,713	1,634	1,461	0.89	1,404	1,594	1,504	1,408	1,470	1.04
栃木	1,102	1,227	1,118	1,260	1,091	0.87	1,077	1,088	1,039	1,086	1,136	1.05
群馬	1,301	1,274	1,233	1,254	1,275	1.02	1,239	1,250	1,197	1,031	1,251	1.21
静岡	2,341	2,399	2,338	2,336	2,349	1.01	2,343	2,355	2,514	2,149	2,600	1.21
山梨	552	542	600	607	644	1.06	645	524	556	515	712	1.38
長野	1,379	1,417	1,374	1,350	1,312	0.97	1,197	1,326	1,362	1,344	1,307	0.97
新潟	1,717	1,670	1,742	1,764	1,845	1.05	1,601	1,631	1,703	1,515	1,680	1.11
大阪	11,486	11,927	12,036	11,314	10,565	0.93	10,660	12,236	10,609	10,881	10,183	0.94
京都	2,355	2,485	2,572	2,694	2,585	0.96	2,504	2,462	2,629	2,539	2,648	1.04
兵庫	4,726	4,742	4,843	5,141	4,733	0.92	4,496	4,699	4,497	4,587	4,790	1.04
奈良	1,369	1,384	1,537	1,437	1,290	0.90	1,344	1,336	1,448	1,357	1,392	1.03
滋賀	1,012	1,028	1,097	1,023	1,075	1.05	981	1,071	1,012	961	1,079	1.12
和歌山	853	847	1,001	851	814	0.96	888	908	858	838	806	0.96
愛知	4,474	4,554	4,763	4,510	4,362	0.97	4,209	4,183	4,731	4,234	5,094	1.20
三重	796	859	893	915	927	1.01	824	856	853	733	982	1.34
岐阜	924	1,054	995	1,024	961	0.94	826	895	1,025	940	959	1.02
福井	566	562	575	652	566	0.87	544	565	566	471	581	1.23
石川	1,004	915	1,060	797	836	1.05	1,011	991	932	844	814	0.96
富山	493	600	556	580	486	0.84	497	619	539	569	449	0.79
広島	2,444	2,496	2,475	2,593	2,710	1.05	2,185	2,547	2,293	2,387	2,342	0.98
山口	914	956	1,009	914	829	0.91	826	910	985	935	836	0.89
岡山	1,381	1,519	1,452	1,467	1,554	1.06	1,340	1,417	1,479	1,406	1,545	1.10
鳥取	667	677	686	643	624	0.97	691	676	663	614	664	1.08
島根	555	642	644	628	636	1.01	495	598	681	609	692	1.14
福岡	6,424	6,891	6,511	6,529	5,732	0.88	6,269	6,724	6,318	5,980	6,307	1.05
佐賀	845	900	854	948	891	0.94	916	946	965	857	964	1.12
長崎	1,110	1,253	1,352	1,324	1,116	0.84	1,497	1,304	1,261	1,124	1,457	1.30
大分	1,006	1,074	1,127	1,157	1,022	0.88	996	936	1,098	1,050	1,170	1.11
熊本	1,463	1,749	1,649	1,528	1,481	0.97	1,534	1,684	1,773	1,411	1,491	1.06
鹿児島	1,619	1,764	1,680	1,566	1,599	1.02	1,838	1,628	1,594	1,280	1,785	1.39
宮崎	1,540	1,646	1,612	1,575	1,413	0.90	1,852	1,575	1,606	1,391	1,568	1.13
沖縄	1,439	1,549	1,522	1,540	1,408	0.91	1,305	1,443	1,667	1,540	1,375	0.89
宮城	2,986	3,429	2,908	2,701	2,778	1.03	2,857	3,198	2,861	2,145	3,165	1.48
福島	1,118	1,210	1,216	1,273	1,233	0.97	1,008	1,119	1,172	1,062	1,270	1.20
山形	1,076	1,180	1,089	1,165	1,656	1.42	1,113	1,195	1,172	1,013	1,628	1.61
岩手	1,184	1,263	1,347	1,260	1,171	0.93	1,155	1,222	1,312	1,153	1,242	1.08
秋田	959	943	884	892	789	0.88	815	952	943	899	856	0.95
青森	1,187	1,383	1,409	1,291	1,281	0.99	1,114	1,379	1,360	1,271	1,347	1.06
札幌	4,948	6,237	5,737	5,478	5,063	0.92	4,380	6,209	5,789	4,915	5,359	1.09
函館	856	911	954	866	929	1.07	805	855	924	839	874	1.04
旭川	873	1,015	1,019	1,098	880	0.80	924	963	1,030	887	1,126	1.27
釧路	1,162	1,221	1,204	1,012	965	0.95	1,084	1,237	1,340	985	1,058	1.07
香川	545	712	693	727	620	0.85	513	598	637	607	619	1.02
徳島	585	603	714	715	713	1.00	545	569	626	619	712	1.15
高知	647	735	730	706	685	0.97	585	677	650	662	723	1.09
愛媛	683	778	799	739	667	0.90	707	668	742	672	763	1.14
全国合計	112,962	119,296	119,568	115,682	109,788	0.95	109,526	116,384	116,781	104,498	112,254	1.07

28年度比 (倍)	-	1.06	1.06	1.02	0.97	-	-	1.06	1.07	0.95	1.02	-
--------------	---	------	------	------	------	---	---	------	------	------	------	---

注)民事法律扶助及び震災法律援助の合計件数。

【資料29】国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方事務所	令和2年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	517	560	876	903	709	691	971	794	582	634	703	807	8,747
多摩	151	177	237	243	223	176	262	237	161	189	229	223	2,508
神奈川	162	195	305	283	200	182	263	225	146	189	220	211	2,581
川崎	61	57	83	84	49	42	77	66	62	74	53	65	773
小田原	39	29	59	56	42	37	57	43	26	52	54	33	527
埼玉	313	424	444	385	373	366	423	370	316	371	315	328	4,428
川越	64	90	109	77	63	83	81	86	74	64	72	85	948
千葉	240	265	312	304	250	244	317	341	216	216	248	225	3,178
松戸	54	71	76	60	61	66	82	85	36	50	71	74	786
茨城	126	133	194	170	137	160	175	167	137	118	136	150	1,803
栃木	88	98	107	134	89	129	116	124	81	84	103	84	1,237
群馬	109	154	162	179	159	158	173	139	115	143	129	115	1,735
静岡	47	74	75	54	53	56	69	71	46	47	74	47	713
沼津	64	70	65	94	66	54	91	61	55	63	67	54	804
浜松	56	49	84	78	67	74	68	68	52	57	72	67	792
山梨	37	42	52	48	40	42	46	39	19	26	33	33	457
長野	40	43	61	63	42	50	82	56	44	42	60	36	619
新潟	66	58	77	91	50	69	84	65	55	59	69	51	794
大阪	359	357	519	542	438	460	555	532	337	367	405	447	5,318
京都	94	97	145	125	102	120	150	127	92	112	126	94	1,384
兵庫	156	167	241	175	175	156	216	197	150	151	163	138	2,085
阪神	61	78	95	108	84	85	119	94	65	87	107	83	1,066
姫路	82	97	83	83	84	72	97	84	64	80	81	79	986
奈良	54	52	68	67	56	50	71	66	65	66	68	65	748
滋賀	56	66	67	84	72	51	84	78	58	47	47	50	760
和歌山	30	45	45	53	42	37	45	55	30	40	45	48	515
愛知	347	456	440	414	357	365	386	352	300	387	345	366	4,515
三河	123	150	138	118	119	114	144	119	89	115	147	119	1,495
三重	90	90	106	88	88	88	104	72	81	82	79	74	1,042
岐阜	71	74	98	83	78	93	105	90	65	80	83	79	999
福井	22	41	49	42	37	32	42	37	41	34	41	32	450
石川	50	45	53	52	43	54	87	47	36	44	57	44	612
富山	25	32	42	55	28	38	32	33	24	21	34	28	392
広島	120	149	172	145	143	139	204	159	115	152	147	162	1,807
山口	36	47	58	84	50	49	71	61	35	33	54	50	628
岡山	80	101	106	105	81	98	124	108	73	107	93	72	1,148
鳥取	18	21	18	28	22	31	50	39	30	26	32	26	341
島根	26	21	29	32	21	31	38	25	12	20	33	11	299
福岡	191	232	277	253	237	231	274	237	178	209	230	235	2,784
北九州	72	97	85	91	76	94	98	126	48	84	70	74	1,015
佐賀	46	31	39	46	50	42	37	35	26	33	34	44	463
長崎	37	37	46	50	32	49	46	40	32	40	46	37	492
大分	36	27	54	45	47	27	37	55	28	43	45	28	472
熊本	55	45	54	62	63	53	71	62	32	41	61	54	653
鹿児島	40	26	49	38	41	42	67	60	41	40	47	46	537
宮崎	31	47	39	40	30	41	45	36	40	36	35	26	446
沖縄	90	92	121	107	79	103	120	112	69	111	104	116	1,224
宮城	95	119	116	154	116	108	132	115	78	96	91	80	1,300
福島	70	68	79	98	56	64	83	81	68	70	56	47	840
山形	19	29	37	42	53	35	48	31	36	28	27	19	404
岩手	33	29	42	46	39	32	53	37	32	44	39	36	462
秋田	12	20	31	28	27	24	28	19	16	15	17	16	253
青森	42	39	35	28	30	30	50	38	28	42	33	49	444
札幌	116	110	138	166	161	133	169	128	96	92	129	138	1,576
函館	15	23	22	19	19	15	24	16	14	23	18	18	226
旭川	21	29	13	22	20	16	24	20	11	18	16	31	241
釧路	38	34	27	33	59	25	39	35	19	24	29	31	393
香川	51	66	85	79	61	71	76	65	43	48	54	51	750
徳島	12	21	25	24	24	12	25	20	18	13	22	19	235
高知	23	34	36	31	36	44	41	28	28	31	40	31	403
愛媛	19	36	48	36	36	36	60	48	26	26	36	33	440
合計	5,298	6,066	7,448	7,327	6,185	6,169	7,808	6,856	4,992	5,736	6,174	6,014	76,073

注) 集計日（令和3年5月7日）時点の件数。

【資料30】国選弁護事件受理件数(被告人)

地方事務所	令和2年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	663	381	516	749	688	527	733	746	765	582	472	727	7,549
多摩	115	53	111	90	78	63	110	103	130	59	72	117	1,101
神奈川	136	62	139	159	135	102	149	129	144	94	111	159	1,519
川崎	36	21	32	31	30	22	21	33	32	26	24	34	342
小田原	31	13	18	31	26	28	24	30	24	15	27	25	292
埼玉	180	152	218	230	186	171	200	192	239	154	172	195	2,289
川越	38	34	64	45	36	25	49	36	30	32	29	29	447
千葉	119	91	155	196	163	143	154	178	218	135	142	188	1,882
松戸	27	29	35	36	31	26	34	50	49	15	34	51	417
茨城	85	58	87	104	85	90	118	98	126	83	87	107	1,128
栃木	85	44	55	84	56	63	83	103	101	69	66	85	894
群馬	47	45	66	68	48	63	80	56	79	47	53	50	702
静岡	24	25	41	37	27	23	32	28	35	16	29	34	351
沼津	33	33	34	48	33	32	39	42	45	18	31	42	430
浜松	25	10	40	33	35	16	23	29	43	20	25	26	325
山梨	29	29	38	52	33	33	38	32	44	36	25	24	413
長野	39	26	45	48	42	43	46	51	67	40	44	54	545
新潟	42	36	54	76	46	49	66	56	66	36	51	54	632
大阪	386	247	352	411	393	376	424	423	430	345	335	465	4,587
京都	76	43	80	86	70	64	92	84	101	63	84	87	930
兵庫	77	57	93	124	81	96	94	100	121	70	73	88	1,074
阪神	31	22	40	61	44	47	45	48	66	38	53	54	549
姫路	35	46	56	63	51	49	64	57	50	33	47	62	613
奈良	39	36	47	50	38	38	59	35	54	34	39	55	524
滋賀	46	38	56	70	40	37	44	52	59	39	27	43	551
和歌山	30	33	40	36	37	26	29	32	37	29	18	33	380
愛知	211	187	222	234	217	193	214	189	212	165	158	224	2,426
三河	54	48	67	64	52	67	65	70	73	41	64	88	753
三重	59	56	58	78	69	55	58	71	73	49	70	66	762
岐阜	54	40	57	72	43	53	71	64	69	36	66	70	695
福井	20	14	29	32	21	22	22	28	28	16	13	22	267
石川	44	35	30	44	30	26	36	37	37	29	33	30	411
富山	15	14	24	27	23	29	28	22	36	15	22	26	281
広島	67	44	81	62	64	62	79	83	101	52	74	79	848
山口	31	36	44	52	44	46	41	48	45	38	33	30	488
岡山	60	44	80	62	57	68	76	75	85	57	61	95	820
鳥取	15	9	11	20	17	7	19	16	31	13	15	22	195
島根	17	14	18	25	13	21	19	31	33	14	25	33	263
福岡	155	113	165	205	155	128	172	178	185	122	127	194	1,899
北九州	55	36	64	63	57	49	56	63	77	41	45	69	675
佐賀	33	24	14	32	18	24	24	14	26	13	14	22	258
長崎	37	25	38	39	28	30	32	25	44	22	28	44	392
大分	23	20	22	29	40	21	22	21	38	19	32	22	309
熊本	58	17	38	42	36	40	51	36	43	28	47	53	489
鹿児島	29	23	29	28	19	25	32	35	34	23	26	33	336
宮崎	27	27	30	28	29	25	31	26	39	18	23	24	327
沖縄	69	37	58	70	57	39	74	59	101	63	41	64	732
宮城	83	54	71	89	64	56	64	78	92	61	51	85	848
福島	54	31	48	50	38	35	56	48	69	37	39	42	547
山形	23	13	19	22	27	42	17	21	32	15	19	20	270
岩手	27	26	23	27	19	30	27	25	26	22	18	24	294
秋田	13	23	21	23	18	23	18	23	24	14	13	15	228
青森	23	25	23	17	16	21	28	20	33	17	25	24	272
札幌	99	71	84	123	86	96	113	101	123	76	79	120	1,171
函館	11	8	16	14	15	12	18	16	15	18	9	15	167
旭川	15	11	16	20	22	20	17	10	16	12	13	15	187
釧路	17	13	18	24	24	19	20	17	19	15	14	18	218
香川	55	38	57	65	44	49	53	51	66	57	52	54	641
徳島	17	10	24	29	12	20	25	28	21	20	16	23	245
高知	26	24	30	27	27	27	37	24	40	32	25	39	358
愛媛	36	20	60	50	31	52	61	52	57	33	32	54	538
合計	4,106	2,894	4,201	4,906	4,064	3,784	4,626	4,528	5,198	3,431	3,592	4,746	50,076

注) 被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいます。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（令和3年5月7日）時点の件数である。

【資料31】令和2年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、各弁護士会等における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	令和2年5月	東京都(WEB)	大学生	
2	6月	東京都(WEB)	大学生	
3	7月	東京都(WEB)	法科大学院生等	15名
4	7月	東京都(WEB)	法科大学院修了生	13名
5	8月	広島県(WEB)	73期司法修習生	12名
6	8月	東京都(WEB)	法科大学院修了生	20名
7	8月	東京都(WEB)	法科大学院生等	17名
8	8月	東京都(WEB)	法科大学院生等	10名
9	9月	東京都(WEB)	法科大学院生等	2人
10	9月	北海道	法科大学院生等	2名
11	10月	東京都(WEB)	法科大学院生等	8名
12	10月	東京都(WEB)	法科大学院生等	8名
13	10月	東京都(WEB)	法科大学院生等	8名
14	10月	東京都(WEB)	大学生等	20名
15	11月	東京都(WEB)	大学生等	約10名
16	11月	東京都(WEB)	法科大学院生	10名
17	11月	東京都(WEB)	法科大学院生等	6名
18	11月	東京都(WEB)	大学生	約100名
19	11月	東京都(WEB)	大学生	約100名
20	12月	東京都(WEB)	大学生	約120名
21	12月	東京都	法科大学院生等	23名
22	12月	東京都(WEB)	法科大学院生等	15名
23	12月	東京都(WEB)	法科大学院生等	25名
24	12月	東京都	法科大学院生等	7名
25	12月	広島県	大学生等	約80人
26	令和3年2月	東京都(WEB)	司法試験合格者	23名
27	2月	東京都(WEB)	司法試験合格者	16名
28	2月	東京都(WEB)	司法試験合格者	5名
29	2月	東京都(WEB)	74期司法修習予定者	96名
30	3月	東京都(WEB)	74期司法修習予定者	8名

日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
31	令和2年6月	東京都(WEB)	司法試験受験生	11名
32	9月	東京都(WEB併用)	司法試験受験生	12名
33	10月	東京都(WEB)	司法試験受験生	12名
34	令和3年2月	東京都(WEB)	司法修習生	24名
35	2月	東京都(WEB)	司法修習生	15名

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、概数である。

【資料32】令和2年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
司法研修所より、令和2年度は新型コロナウィルス感染症や政府・自治体の対処方針等を踏まえ 第73期司法修習生の全国プログラムを全面的に取り止めることの連絡を受け、実施せず。				

【資料33】令和2年度法科大学院エクスター^ンシップ実習受入状況

番号	大学院名	受入先法律事務所	受入時期	受入人数
1	早稲田大学法科大学院	牛久法律事務所	令和2年8月17日～8月28日	1名
2		東京法律事務所	令和2年8月19日～9月1日	1名
3			令和2年8月24日～8月28日	1名
4		埼玉法律事務所	令和2年8月26日～9月8日	1名
5	学習院大学法科大学院	千葉法律事務所	令和2年9月7日～9月9日	1名
6	大阪大学法科大学院	島根法律事務所	令和2年8月24日～9月4日	1名
7	同志社大学法科大学院	奈良法律事務所	令和2年8月24日～9月4日	1名
8	立命館大学法科大学院	多摩法律事務所	令和2年8月31日～9月11日	1名
9	九州大学法科大学院	福岡法律事務所	令和2年9月7日～9月11日	1名

【資料34】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

(単位:人)

	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和3年4月1日	合計	男	女
東京	335	228	208	272	322	370	372	379	385	404	404	297	107	
神奈川	79	148	145	156	201	204	210	213	211	214	214	148	66	
埼玉	34	35	36	37	38	41	41	41	43	45	45	33	12	
千葉	102	92	111	145	86	85	93	85	80	101	101	74	27	
茨城	49	54	55	64	77	78	77	77	75	75	75	56	19	
栃木	40	42	51	99	62	62	59	58	57	58	58	47	11	
群馬	25	25	45	47	47	47	43	43	43	43	43	38	5	
静岡	52	77	76	93	103	103	68	74	79	80	80	61	19	
山梨	27	32	38	37	36	36	37	35	35	35	35	27	8	
長野	75	75	75	75	152	152	152	163	159	159	159	128	31	
新潟	51	55	56	63	72	72	78	78	88	88	88	69	19	
大阪	97	96	102	53	152	219	219	210	222	223	223	167	56	
京都	104	107	108	102	150	164	194	202	209	215	215	154	61	
兵庫	66	65	65	87	100	110	108	107	126	157	157	121	36	
奈良	21	44	46	46	33	36	40	43	30	32	32	23	9	
滋賀	17	18	19	19	22	22	22	33	33	31	31	19	12	
和歌山	36	35	34	33	33	41	32	32	42	42	42	31	11	
愛知	106	107	115	134	139	143	149	150	156	160	160	116	44	
三重	31	31	30	30	57	57	42	41	41	44	44	32	12	
岐阜	36	39	39	41	40	42	41	40	40	40	40	29	11	
福井	33	35	36	38	43	42	43	43	45	45	45	35	10	
石川	32	40	40	43	44	46	58	55	42	28	28	22	6	
富山	11	11	16	17	22	22	22	29	30	31	31	26	5	
広島	22	19	28	37	41	42	44	44	45	44	44	27	17	
山口	16	16	30	29	29	42	56	53	36	39	39	32	7	
岡山	42	41	50	58	68	33	35	35	36	42	42	28	14	
鳥取	21	21	24	23	23	23	23	23	23	21	21	18	3	
島根	17	20	23	28	28	27	21	23	24	25	25	15	10	
福岡	196	217	226	223	248	258	245	251	270	277	277	213	64	
佐賀	27	27	39	40	40	48	50	52	51	50	50	39	11	
長崎	28	34	40	46	58	59	57	57	57	55	55	41	14	
大分	49	51	53	60	61	65	65	61	62	61	61	46	15	
熊本	27	25	25	29	35	35	39	40	41	41	41	29	12	
鹿児島	28	30	43	43	51	52	52	50	46	42	42	37	5	
宮崎	27	28	28	32	31	32	35	35	29	30	30	24	6	
沖縄	11	11	35	34	43	42	62	62	63	64	64	52	12	
宮城	31	31	65	71	77	75	84	43	55	56	56	42	14	
福島	35	25	24	30	37	42	47	48	47	44	44	32	12	
山形	30	31	29	47	54	54	64	56	61	60	60	52	8	
岩手	26	24	24	26	27	27	28	28	25	25	25	22	3	
秋田	32	38	38	39	39	40	39	39	37	35	35	29	6	
青森	22	21	24	29	26	45	39	27	26	25	25	20	5	
札幌	81	91	105	121	142	166	186	204	217	218	218	172	46	
函館	16	18	27	30	29	28	34	34	35	32	32	25	7	
旭川	7	16	14	13	13	14	14	14	14	15	15	11	4	
釧路	19	19	22	23	23	33	35	35	32	32	32	27	5	
香川	28	31	41	43	53	51	46	41	39	44	44	31	13	
徳島	36	35	48	46	53	52	46	43	42	41	41	35	6	
高知	12	20	22	26	33	33	30	36	33	38	38	29	9	
愛媛	19	23	32	51	48	51	60	58	64	63	63	52	11	
合計	2,364	2,454	2,705	3,008	3,441	3,663	3,736	3,723	3,781	3,869	3,869	2,933	936	
前年比	116.6%	103.8%	110.2%	111.2%	114.4%	106.5%	102.0%	99.7%	101.6%	103.9%				

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

(単位:人)

	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2 4月1日	令和3 4月1日	令和3年4月1日		
											合計	男	女
東京	335	363	399	451	494	552	673	708	752	780	780	577	203
神奈川	128	149	163	197	219	234	245	251	261	269	269	179	90
埼玉	59	54	56	66	68	71	79	83	89	88	88	61	27
千葉	114	161	179	226	238	240	252	258	252	251	251	200	51
茨城	76	82	111	111	114	131	140	142	144	146	146	118	28
栃木	56	64	68	92	80	74	84	80	82	82	82	64	18
群馬	51	52	77	74	74	71	68	76	75	78	78	64	14
静岡	43	44	48	77	101	91	104	114	114	115	115	89	26
山梨	28	34	34	38	39	40	41	42	43	44	44	36	8
長野	92	92	119	127	135	117	121	144	145	146	146	111	35
新潟	69	83	83	83	107	113	114	119	120	120	120	95	25
大阪	132	134	137	150	168	199	215	229	276	297	297	209	88
京都	91	122	141	137	165	178	173	169	186	198	198	146	52
兵庫	64	82	84	103	113	127	136	157	156	162	162	127	35
奈良	52	37	42	42	31	34	76	79	80	85	85	71	14
滋賀	27	30	30	32	36	37	37	38	43	41	41	30	11
和歌山	35	34	33	33	33	41	35	34	56	60	60	47	13
愛知	110	117	122	140	144	152	161	187	183	184	184	130	54
三重	38	44	50	50	57	59	58	56	57	60	60	48	12
岐阜	27	32	31	33	33	35	35	34	37	37	37	27	10
福井	29	37	42	47	48	49	54	58	59	60	60	50	10
石川	38	39	50	54	53	52	63	59	58	55	55	43	12
富山	19	19	20	21	27	27	35	35	36	40	40	34	6
広島	88	91	112	129	138	145	144	152	154	156	156	117	39
山口	57	66	65	82	89	95	102	103	99	105	105	88	17
岡山	38	44	53	64	78	72	74	77	77	85	85	62	23
鳥取	23	23	33	43	42	42	36	36	39	37	37	29	8
島根	27	29	29	33	41	42	35	39	42	42	42	27	15
福岡	164	191	199	215	246	263	268	279	301	314	314	239	75
佐賀	37	50	58	60	59	71	64	70	71	71	71	59	12
長崎	68	71	75	81	79	81	85	90	89	92	92	78	14
大分	58	58	60	71	75	80	80	75	73	72	72	55	17
熊本	103	115	131	135	132	139	135	136	130	132	132	102	30
鹿児島	36	33	34	42	49	55	55	55	54	45	45	39	6
宮崎	84	81	82	87	90	96	98	97	92	90	90	78	12
沖縄	29	30	40	42	55	50	53	52	53	64	64	53	11
宮城	43	44	74	77	83	81	98	100	100	102	102	83	19
福島	23	26	32	39	45	50	54	56	54	50	50	38	12
山形	36	37	39	46	43	52	52	55	56	54	54	45	9
岩手	25	36	36	34	34	32	34	36	37	37	37	34	3
秋田	18	25	26	27	27	26	28	27	26	25	25	20	5
青森	24	24	34	26	26	27	27	27	27	29	29	25	4
札幌	102	110	126	141	160	183	204	219	235	236	236	187	49
函館	20	26	27	30	32	34	34	34	35	35	35	31	4
旭川	38	43	43	48	54	59	57	53	57	58	58	48	10
釧路	34	39	39	40	45	45	48	50	51	51	51	44	7
香川	28	29	28	28	24	36	36	37	38	43	43	33	10
徳島	47	46	43	49	52	52	53	50	50	50	50	44	6
高知	20	31	32	38	39	38	39	45	48	50	50	41	9
愛媛	31	32	31	31	35	39	46	48	48	47	47	37	10
合計	3,014	3,335	3,700	4,122	4,449	4,709	5,038	5,250	5,440	5,570	5,570	4,292	1,278
前年比	121.7%	110.7%	110.9%	111.4%	107.9%	105.8%	107.0%	104.2%	103.6%	106.1%			

【資料36】令和2年度常勤弁護士研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和3年1月14日～15日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、法テラスの業務、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等関連業務の手続、受託業務の手続、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室について、模擬相談演習、ビジネスマナー講習、先輩常勤弁護士からのアドバイス 等
① 令和2年9月17日～18日 ② 令和3年3月11日～12日	【定期業務研修】 民事演習、刑事演習、弁護士倫理、先輩弁護士との座談会、情報交換会 等
令和2年11月19日～20日	【常勤弁護士赴任前研修】 民事法律扶助について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、後見事件の実務、マネジメント講習(法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方)、司法ソーシャルワークの実践、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続について 等

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和2年7月14日～15日	【赴任4年目業務研修(令和元年度延期分)】 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、情報交換会 等
令和2年10月13日	【赴任1年目業務研修】 民事実務研修、講義「常勤弁護士としての基礎知識」、意見交換会 等
令和2年10月29日～30日	【赴任2年目業務研修】 民事(労働)演習、刑事演習 等
令和3年2月4日～5日	【赴任4年目業務研修(令和2年度)】 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント・ヒヤリハット 等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
① 令和2年8月20日 ② 令和2年12月11日	【裁判員裁判事例研究研修】 量刑判断における基本問題・争点、類型証拠開示請求、殺意の有無、正当防衛
令和2年10月16日	【裁判員裁判専門研修】 類型証拠開示、主張関連証拠開示、整理手続に付されていない事件での証拠開示

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記2参照	【ブロック別研修】 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定
令和2年9月4日	【全国経験者交流会】 全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告し、現制度の在り方や問題点、今後の課題等について議論を深める
令和2年12月22日	【外国人労働者に対する法的支援研修】第1回 「技能実習生の支援について」 技能実習制度に関する基本的な知識や関連する法律問題
令和3年1月12日	【外国人労働者に対する法的支援研修】第2回 「外国人労働事件(解雇無効と未払賃金を中心に)」 外国人労働事件特有の事案や問題点、対応する手法、具体的な事例
令和3年3月16日	【在留外国人に対する法的支援研修】 「法律問題を抱える在留外国人の在留資格について」 在留資格が問題となるケースについて、架空の事例を用いてのケース検討

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑧ 東北ブロック：福島・岩手・秋田・青森
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

※ ③近畿ブロック、⑦北海道ブロック、⑧東北ブロックは新型コロナウィルス感染症の影響のため実施していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
令和2年11月20日	認知症専門医による認知症をテーマとする講義、常勤弁護士による事例報告・検討会

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
令和2年9月18日	聴覚障害を持つ弁護士による「聴覚障害と弁護士活動」をテーマとする講義、医療観察法上の付添人活動等に取り組む弁護士による「自由を奪われた障害者と弁護士の活動」をテーマとする講義

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
令和2年7月20日～21日	各法律事務所の運営・取組についての報告、常勤弁護士による事例検討・意見交換会
令和2年12月15日～16日	後見センター職員（社会福祉士）による後見センター設立の経緯や活動等に関する講義、常勤弁護士による事例報告

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
令和2年11月6日	常勤弁護士による取り扱った民事事件、刑事事件の経験談、各法律事務所の現状報告

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
令和2年8月31日	各法律事務所の現状報告、常勤弁護士の活動・取組等の報告、ブロック内の事項に関する協議

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
令和2年7月10日	常勤弁護士の取組に関する発表と意見交換、コロナウィルスによる影響等の報告・検討、その他業務に関する意見交換

【資料37】令和2年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時	開催規模 (名数)	開催形式 (会場集合形式の場合、開催市町村)	会議の主なテーマ							
					特定援助 対象者法 律援助について	高齢者・障 害者対策 について	DV等被害 者法律相 談援助につ いて	自然災害 対応につ いて	外国人対 応につい て	司法ソー シャルワ ークにつ いて	常勤弁護 士の活動 報告につ いて	その他
1	東京地方事務所	令和2年10月発送	52名	資料送付・アンケート回収形式	○	○	-	-	-	○	○	
2	東京地方事務所 (多摩支部)	令和3年2月4日	12名	オンライン形式	-	○	-	-	-	○	○	
3	神奈川地方事務所	令和3年1月25日	66名	オンライン形式	○	○	○	-	-	○	-	・弁護士・司法書士による法的支援の事例紹介
4	埼玉地方事務所	令和3年2月17日	zoom視聴者94名 Youtube live視聴回数137回	オンライン形式	○	○	○	○	○	○	○	
5	千葉地方事務所	令和2年11月発送	176名	資料送付・アンケート回収形式	○	○	-	-	-	○	-	・法テラス千葉令和元年度活動報告
6	茨城地方事務所											※新型コロナウイルス感染症対策の観点から開催中止
7	栃木地方事務所	令和3年3月12日	24名	オンライン形式	○	-	-	-	-	○	○	
8	群馬地方事務所											※新型コロナウイルス感染症対策の観点から開催中止
9	静岡地方事務所	令和2年12月発送	520名	オンライン形式	-	-	-	-	○	○	-	
10	静岡地方事務所	令和3年1月20日	32名	資料送付・アンケート回収形式	-	-	-	-	-	○	○	・生活困窮者の抱える総合的な問題解決について
11	山梨地方事務所	令和3年3月発送	27名	資料送付・アンケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	・生活困窮者自立支援制度
12	長野地方事務所	令和2年11月発送	24名	資料送付・アンケート回収形式	○	-	-	-	-	-	○	
13	新潟地方事務所	令和2年10月29日	22名	会場集合形式 (長岡市)	-	-	○	-	-	-	-	・中越地域の弁護士の活動状況について
14	大阪地方事務所	令和2年12月発送	734名	資料送付・アンケート回収形式	○	○	○	-	○	○	-	
15	京都地方事務所	令和2年10月発送	48名	資料送付・アンケート回収形式	○	○	-	-	-	○	-	
16	兵庫地方事務所	令和3年3月19日	157名	オンライン形式	○	○	-	-	-	○	○	・法テラスと関係機関の連携について
17	奈良地方事務所	令和2年12月発送	112名	資料送付・アンケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	
18	滋賀地方事務所	令和2年12月発送	159名	資料送付・アンケート回収形式	○	-	-	-	-	-	-	・情報提供、民事法律扶助、新型コロナウイルス感染症に関する取組
19	和歌山地方事務所	令和2年12月発送	74名	資料送付・アンケート回収形式	○	○	-	-	-	-	-	
20	愛知地方事務所	令和3年2月発送	54名	資料送付・アンケート回収形式	-	-	-	-	○	-	-	
21	三重地方事務所	令和3年2月3日	26名	会場集合形式 (桑名市)	○	○	○	-	-	-	○	
22	岐阜地方事務所	令和3年2月発送	48名	資料送付・アンケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	・ケース会議援助プログラムについて

【資料37】令和2年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時	開催規模 (名数)	開催形式 (会場集合形式の 場合、開催市町 村)	会議の主なテーマ							
					特定援助 対象者法 律援助に ついて	高齢者・障 害者対策 について	DV等被害 者法律相 談援助に ついて	自然災害 対応につ いて	外国人対 応につい て	司法ソリ シタルワ ークに ついて	常勤弁護 士の活動 報告につ いて	その他
23	福井地方事務所	令和2年11月発送	85名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	・法テラス業務説明、今後の連携ニ ーズについて
24	福井地方事務所	令和2年12月発送	27名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	・法テラス業務説明、今後の連携ニ ーズについて
25	石川地方事務所	令和3年1月発送	60名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	○	-	-	○	-	
26	富山地方事務所	令和3年2月発送	50名	資料送付・アン ケート回収形式	○	-	-	-	-	-	-	・法テラス業務説明
27	広島地方事務所	令和2年12月2日	4名	会場集合形式 (広島市)	○	○	-	-	-	○	-	・法テラスとの関係・利用状況、各機 関における法テラスの広報状況、各機 関ごとの取組、法テラスとの連携方法 について
28	山口地方事務所	令和2年12月発送	214名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	○	○	-	○	○	
29	岡山地方事務所	令和2年9月発送	74名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	-	-	-	-	-	
30	鳥取地方事務所	令和3年1月発送	17名	資料送付・アン ケート回収形式	○	-	○	-	-	○	-	・民事法律扶助等の説明について
31	島根地方事務所	令和2年12月	411名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	-	-	-	○	-	
32	福岡地方事務所	令和3年2月18日	24名	オンライン形式	○	○	-	-	-	○	○	
33	福岡地方事務所 (北九州支部)	令和3年2月24日	19名	会場集合形式 (北九州市)	○	-	-	-	-	○	-	・債権法改正について
34	佐賀地方事務所	令和2年12月発送	16名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	-	-	-	○	-	
35	長崎地方事務所	令和3年3月11日	9名	オンライン形式								・WEB法律相談について
36	大分地方事務所	令和2年11月発送	66名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	○	○	○	-	-	
37	熊本地方事務所	令和3年3月発送	157名	資料送付・アン ケート回収形式	○	-	○	○	-	-	-	
38	鹿児島地方事務所	令和3年3月発送	190名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	-	-	・法テラス業務の認知度、利用経験確 認、法テラス鹿児島に対するニーズ調 査、関係機関のリモート環境確認等
39	宮崎地方事務所	令和2年11月	219名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	○	・オンラインを活用した新たな連携方 法について
40	沖縄地方事務所	令和2年11月発送	88名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	
41	宮城地方事務所	令和3年3月発送	286名	資料送付・アン ケート回収形式	○	-	-	-	-	-	-	・出張所の閉鎖および震災特例法執 行についての周知
42	福島地方事務所	令和2年9月発送	16名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	
43	福島地方事務所	令和2年10月発送	17名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	
44	山形地方事務所	令和3年2月5日	23名	会場集合形式 (山形市)	○	○	-	-	-	○	-	

【資料37】令和2年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時	開催規模 (名数)	開催形式 (会場集合形式の 場合、開催市町 村)	会議の主なテーマ							
					特定援助 対象者法 律援助に ついて	高齢者・障 害者対策 について	DV等被 害者法律相 談援助に ついて	自然災害 対応につ いて	外国人対 応につい て	司法ソー シャルワ ークに ついて	常勤弁護 士の活動 報告につ いて	その他
45	岩手地方事務所	令和2年10月21日	65名	会場集合形式 (盛岡市)	-	○	-	-	-	○	-	
46	岩手地方事務所	令和3年1月29日	22名	会場集合形式 (平泉町)	-	○	-	-	-	○	-	
47	秋田地方事務所	令和3年1月発送	65名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	-	-	-	○	-	
48	青森地方事務所	令和3年3月発送	397名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	・ケース会議援助プログラム及び保健 医療福祉機関と弁護士との連携等に ついて
49	札幌地方事務所	令和3年1月発送	28名	資料送付・アン ケート回収形式	○	-	-	-	-	-	-	
50	函館地方事務所	令和3年1月発送	74名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	○	-	・法教育事業について
51	旭川地方事務所	令和3年3月発送	146名	資料送付・アン ケート回収形式	○	-	○	-	○	-	-	・新型コロナウイルス感染症の影響に よる法的トラブル
52	釧路地方事務所	令和2年11月発送	183名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	-	-	・業務認知度、ケース会議援助プログ ラム、成年後見制度等
53	香川地方事務所	令和2年10月	41名	資料送付・アン ケート回収形式	-	-	-	-	-	-	-	・福祉機関向けのホットラインについて
54	香川地方事務所	令和2年12月9日	21名	会場集合形式 (まんのう町)	○	○	-	-	-	○	○	・福祉機関向けのホットラインについて
55	徳島地方事務所	令和3年3月3日	4名	オンライン形式	○	○	○	-	-	○	-	・情報提供、民事法律扶助について
56	高知地方事務所	令和3年2月発送	23名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	○	-	-	-	-	
57	愛媛地方事務所	令和2年12月2日	11名	オンライン形式	○	○	-	-	-	○	○	
58	愛媛地方事務所	令和2年12月9日	8名	オンライン形式	○	○	-	-	-	○	○	
59	愛媛地方事務所	令和2年12月発送	26名	資料送付・アン ケート回収形式	○	○	-	-	-	○	○	

【資料38】令和2年度地方協議会参考事例一覧

事務所	開催日	参考事例
1 北海道ブロック		
釧路地方事務所	令和2年11月発送	(資料送付・アンケート回収形式) 例年3地区（釧根、十勝、北網）で開催しており多数の関係機関から出席していただいていることから、一部地域での開催や少人数での集合形式の開催は見送り、全地域への書面送付での開催とした。
2 東北ブロック		
山形地方事務所	令和3年2月5日	(会場集合形式) 福祉関係者を中心に参加を呼び掛け、「制度」→「考え方」→「つなぐ」→「解決」のフローに沿った説明を、社会福祉士である副所長や情報提供職員が行った。 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、密集を避けられるよう広い会議室を確保し、手指消毒液を準備した上で開催した。
3 関東ブロック		
埼玉地方事務所	令和3年2月17日	(オンライン形式) 新型コロナウイルス感染症対策をとりながらの開催方法を模索する中、同感染症により疲弊する様々な支援の現場で「連携」が突破口となるような期待を込め、可能な限り規模を縮小せずに開催することを目標に、「ウェビナー」形式を採用した。 また、関係機関のオンライン会議等への対応状況を事前アンケートにて情報収集し、未対応機関も一定数みられたことから、サブチャンネルとして動画視聴とアンケート提出による参加方法も採り入れた。
4 中部ブロック		
静岡地方事務所	令和3年1月20日	(オンライン形式) 法テラスにおける外国人支援のサービス提供を紹介するため、多言語情報提供サービスのデモ音源（LAWASIA東京大会2017で利用され、本部情報提供課から提供を受けたもの）を流した。また、常勤弁護士作成の利用の手引き（法テラスの「トリセツ」）を配布し、常勤弁護士から利用方法を説明することで、法テラスをどのように利用すればよいかを具体的にイメージしてもらえるよう工夫した。

【資料38】令和2年度地方協議会参考事例一覧

事務所	開催日	参考事例
5 近畿ブロック		
兵庫地方事務所	令和3年3月19日	(オンライン形式) 福祉系関係機関と法テラスの連携強化を目的に開催した。準備段階では非法曹副所長を含めた打合せを重ねた。講演内容は司法ソーシャルワークに対する知識を深められるようなものとし、法テラスの利用・理解を身近に感じられるロールプレイを実施した。
6 中国ブロック		
島根地方事務所	令和2年12月発送	(資料送付・アンケート回収形式) 本年は書面開催とせざるを得なかつたが、アンケートに回答するなかで特定援助対象者法律相談について理解してもらえるよう設問を工夫した。 また、職務上の困りごとと法テラスの支援制度が結び付けられるよう、ケアマネージャーを対象に名刺サイズのカードを配布した。
7 四国ブロック		
香川地方事務所	令和2年12月9日	(会場集合形式) 法テラスを知っていただくために、地方事務所作成の支援者ハンドブックの説明、常勤弁護士が実施しているホットラインの使い方についての寸劇を行った。また、社会福祉士である副所長が、法テラスを利用する立場と社会福祉士の立場から、福祉と司法の連携について説明を行った。 地方協議会閉会後に事前に希望があった参加者らとミニケース会議を開催し、盛況を収めた。
8 九州ブロック		
福岡地方事務所 北九州支部	令和3年2月24日	(会場集合形式) 連携関係を構築できている関係機関であっても、担当者は定期的な交代があることを考慮し、法テラスの業務案内や利用方法について基本的な部分の解説を行った。また、特定援助対象者法律援助制度の活用・検討を呼び掛けた。 協議会後半は、常勤弁護士による法制度情報の提供（債権法の改正）を講義形式で実施した。消滅時効・保証人・法定利率・約款・賃貸借に関する改正について説明し、参加者の高い関心がうかがえた。

【資料39】令和2年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、今後行う予定の取組等

1	常勤弁護士の活動の成果で、個別事案については連携が構築されているが、法テラスの業務自体はそれほど認識されておらず、今後も広報が必要である。また、個別事案の扱い手を、常勤弁護士だけではなく、弁護士会と協力して増やす必要がある。(栃木)
2	意見交換で質問がなされた「やさしい日本語」を使った接遇の必要性とその徹底の再認識。(静岡)
3	18か所から業務説明会の依頼があり、常勤職員全体で講師役が担えるよう研修等を実施し対応する。(大阪)
4	アンケート結果に基づき「『外国人への法的支援の拡充』連携基本情報シート」を作成、これを活用して効率的・効果的に連携に向けた働き掛けを行い、「地域戦略」課題としている「外国人への法的支援の拡充」に取り組んでいくものとする。(愛知)
5	アンケートで要望があった桑名市周辺に指定相談場所の開設を検討したい。(三重)
6	いずれの出席者からも、日頃より顔の見える関係作りの重要性について発言があり、また、新ケース会議援助プログラムに対して非常に高いニーズがあるとの意見があった。新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、可能な限り積極的に、業務説明・研修会などの機会を設け、顔の見える連携関係を築けるよう努めていきたい。(広島)
7	福司サポートナビ(常勤弁護士における訪問型の情報提供)の利用につき、必要であれば実施している常勤弁護士のほか、執行部と協議し、実施場所や時間等の変更、新設を検討していく。(鳥取)
8	アンケートの回答では「法テラスの具体的な活用方法について知りたい」という内容が多かったため、今後、業務について説明する際はプライバシーに配慮しつつ実例を参考に、具体的な利用の仕方を伝えるように心掛けたい。(島根)
9	依然として新型コロナウイルス感染症が拡大している状況、そして関係機関のニーズを踏まえ、令和3年度はオンラインによる法律相談に加えて、オンラインによるケース会議やセミナーなどの手法も積極的に活用していくことを検討したい。(長崎)
10	法テラスの業務について、「理解できた」とのアンケート回答が大半を占めているものの、利用や案内できそうな業務の有無については、2割が「わからない」と回答している状況。対面による対応が難しい状況ではあるが、関係機関で実際に利用してもらえるよう、小規模研修会や個別の業務説明を行い連携強化を図る。(旭川)
11	アンケートの結果、特定援助、DV等被害者法律相談援助、精通弁護士紹介についての認知度が低かったため、令和3年度に開催する業務説明会や地方協議会のテーマを検討し、法テラスの各種制度の認知度向上に努める。(高知)

【資料40】令和2年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した
「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計	構成比
法テラス地方事務所	302	382	832	838	761	832	845	653	710	671	726	800	8,352	52.6%
警察	5	7	9	7	12	6	14	10	14	16	9	14	123	0.8%
検察庁	4	1	3	0	1	1	3	3	2	3	1	1	23	0.1%
民間支援団体	7	8	12	10	17	8	12	11	7	4	7	5	108	0.7%
地方公共団体	20	12	25	24	31	29	55	26	40	35	32	48	377	2.4%
配偶者暴力相談支援センター・女性センター等	14	16	41	41	48	39	56	44	58	46	49	47	499	3.1%
児童相談所	1	0	5	3	2	1	3	5	2	4	5	6	37	0.2%
弁護士会	198	124	310	451	451	475	543	471	452	448	454	522	4,899	30.9%
司法書士会	11	2	4	16	8	12	8	10	15	11	13	12	122	0.8%
福祉・保健・医療機関・団体	0	0	6	3	2	2	3	4	1	1	4	3	29	0.2%
労働問題相談機関・団体	51	7	27	49	47	66	59	33	42	36	45	53	515	3.2%
人権問題相談機関・団体	2	7	11	10	13	11	8	11	9	15	13	13	123	0.8%
交通事故相談機関・団体	7	9	7	23	14	14	18	23	15	15	18	9	172	1.1%
その他機関・団体 (裁判所・暴追センター等)	28	26	37	39	34	50	35	70	56	38	42	41	496	3.1%
合　　計	650	601	1,329	1,514	1,441	1,546	1,662	1,374	1,423	1,343	1,418	1,574	15,875	100.0%

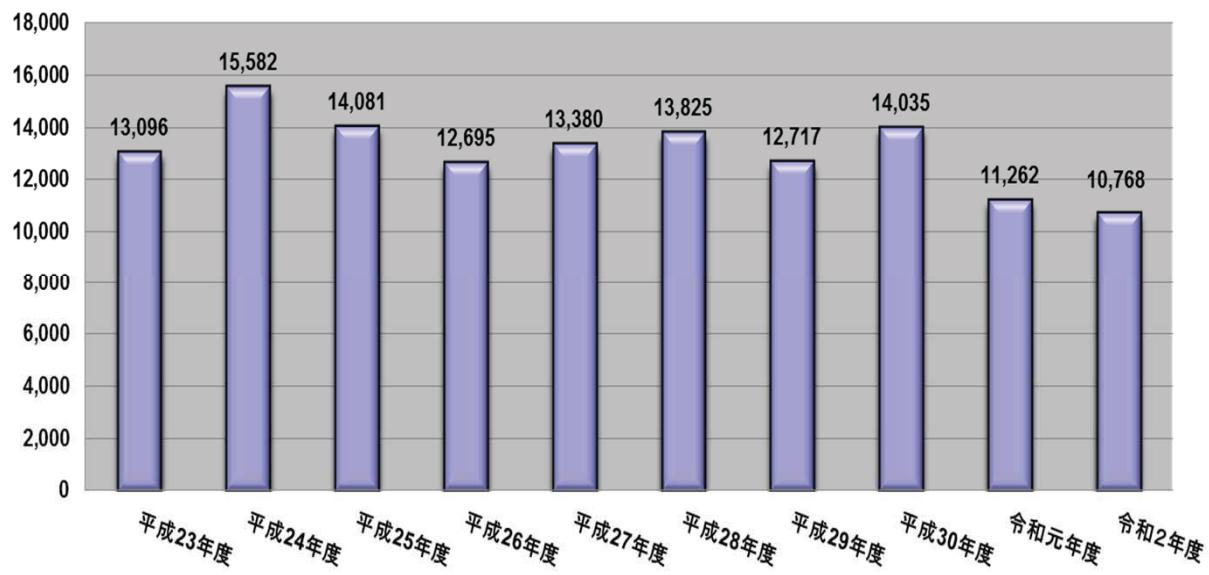
【資料41】 地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)

○令和2年度 月別対応件数

地方事務所における件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	454	539	980	1,097	941	1,015	1,108	1,018	914	844	830	1,028
年度総計	10,768											

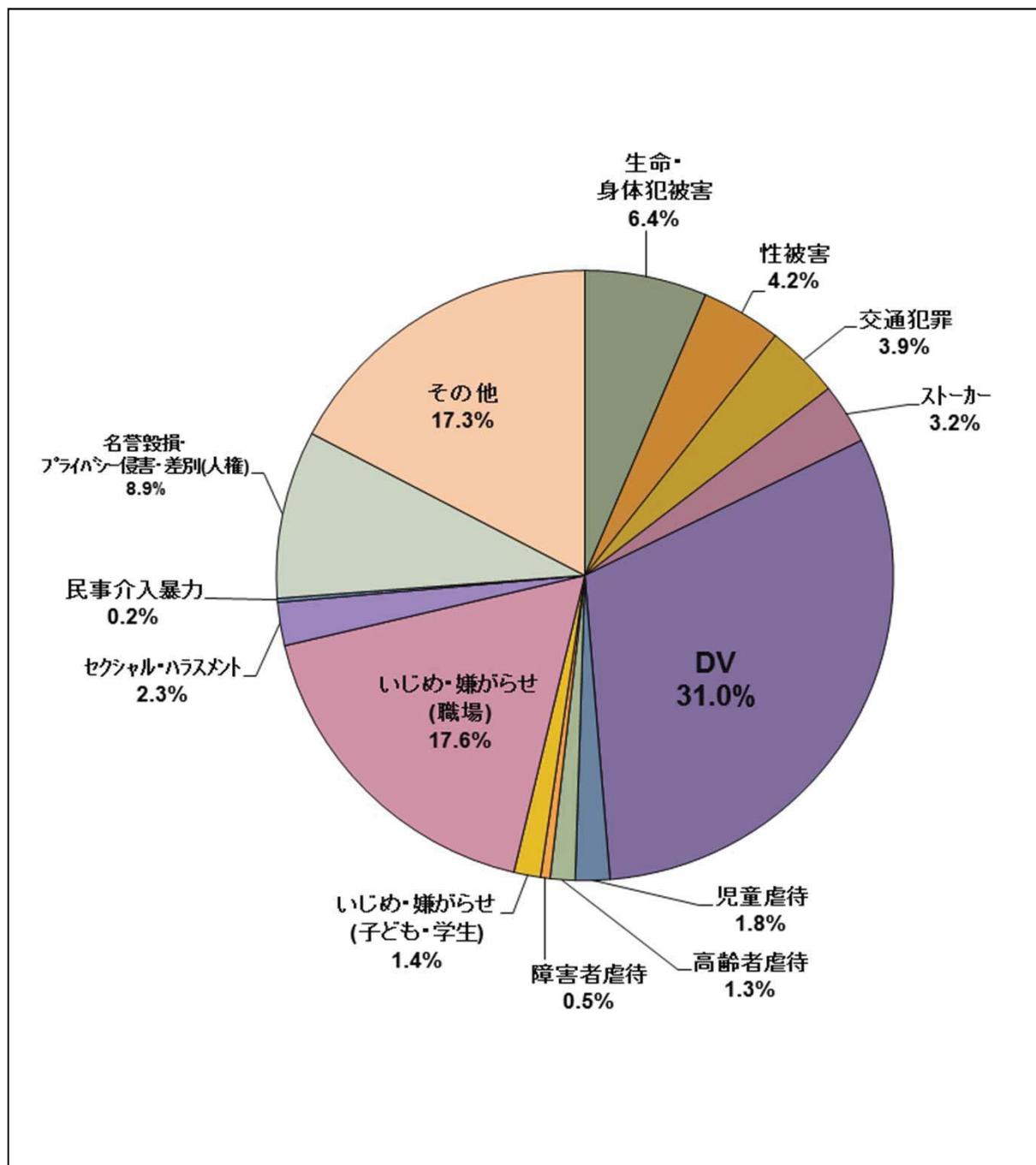
○年度別対応件数推移(平成23年度～令和2年度)

(単位:件)



平成18年度からの累計 181,565件

【資料42】令和2年度地方事務所で対応した問合せ内容
(犯罪被害者支援業務)

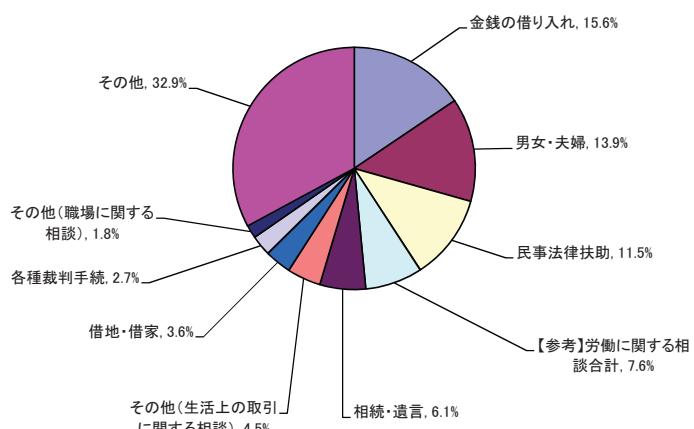


【資料43】令和2年度における相談分野の概要（問合せ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数	割合		
		合計	分野別男女比	
			男性	女性
金銭の借り入れ	53,164	15.6%	54.3%	45.7%
男女・夫婦	47,297	13.9%	25.4%	74.6%
民事法律扶助	39,104	11.5%	45.7%	54.3%
【参考】労働に関する相談合計	26,079	7.6%	50.3%	49.7%
相続・遺言	20,967	6.1%	36.6%	63.4%
その他(生活上の取引に関する相談)	15,344	4.5%	50.4%	49.6%
借地・借家	12,166	3.6%	47.8%	52.2%
各種裁判手続	9,344	2.7%	59.9%	40.1%
その他(職場に関する相談)	6,030	1.8%	53.7%	46.3%
高齢者・障害者	5,948	1.7%	36.8%	63.2%
定年・退職・解雇	5,865	1.7%	48.1%	51.9%
金銭の貸し付け	5,849	1.7%	48.4%	51.6%
犯罪被害者	5,751	1.7%	37.4%	62.6%
その他(法テラス)	5,696	1.7%	49.5%	50.5%
いじめ・嫌がらせ	5,677	1.7%	46.6%	53.4%
損害賠償	4,765	1.4%	54.4%	45.6%
その他(家族に関する相談)	4,467	1.3%	34.4%	65.6%
その他(犯罪・刑事事件に関する相談)	4,323	1.3%	41.7%	58.3%
子ども	4,080	1.2%	28.7%	71.3%
弁護士	3,549	1.0%	45.6%	54.4%

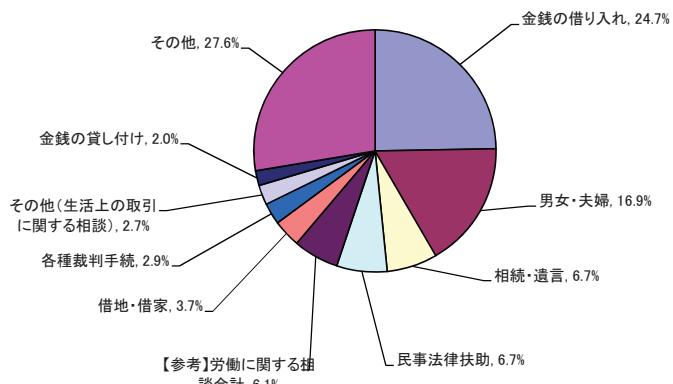
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	49,962	24.7%
男女・夫婦	34,182	16.9%
相続・遺言	13,633	6.7%
民事法律扶助	13,593	6.7%
【参考】労働に関する相談合計	12,268	6.1%
借地・借家	7,481	3.7%
各種裁判手続	5,773	2.9%
その他(生活上の取引に関する相談)	5,361	2.7%
金銭の貸し付け	4,002	2.0%
損害賠償	3,957	2.0%
高齢者・障害者	3,344	1.7%
定年・退職・解雇	3,185	1.6%
子ども	2,633	1.3%
いじめ・嫌がらせ	2,465	1.2%
賃金・退職金	2,104	1.0%
その他(家族に関する相談)	1,975	1.0%
東日本大震災	1,925	1.0%
犯罪被害者	1,890	0.9%
その他(職場に関する相談)	1,848	0.9%
民事上の問題	1,711	0.8%

地方事務所



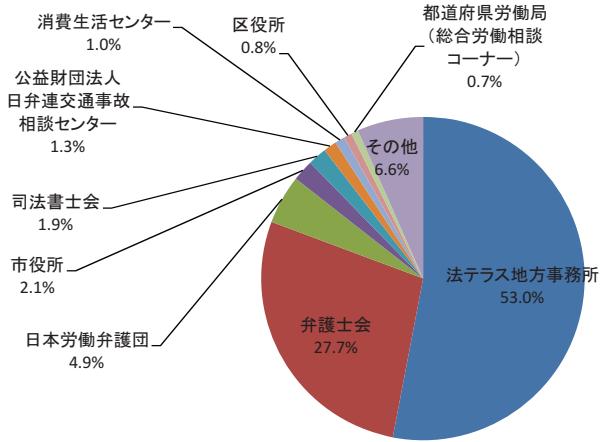
注)【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含みます。
注)問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

【資料44】令和2年度における関係機関紹介状況

コールセンター

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	53.0%	196,052
弁護士会	27.7%	102,343
日本労働弁護団	4.9%	17,972
市役所	2.1%	7,726
司法書士会	1.9%	7,159
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	1.3%	4,925
消費生活センター	1.0%	3,658
区役所	0.8%	2,873
都道府県労働局(総合労働相談コーナー)	0.7%	2,666
その他	6.6%	24,399

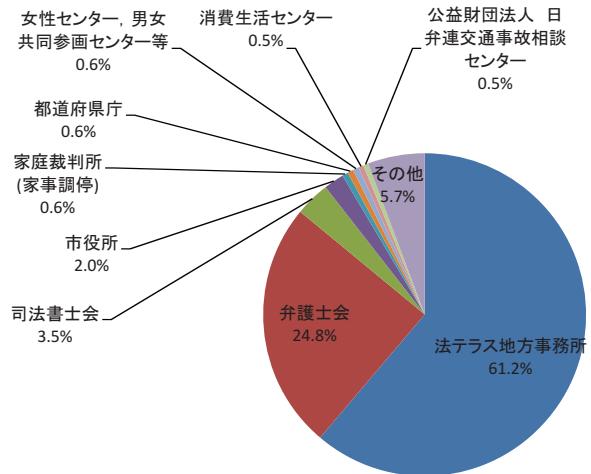
コールセンター



地方事務所

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	61.2%	111,750
弁護士会	24.8%	45,256
司法書士会	3.5%	6,454
市役所	2.0%	3,726
家庭裁判所(家事調停)	0.6%	1,138
都道府県庁	0.6%	1,125
女性センター、男女共同参画センター等	0.6%	1,024
消費生活センター	0.5%	958
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	0.5%	824
その他	5.7%	10,494

地方事務所

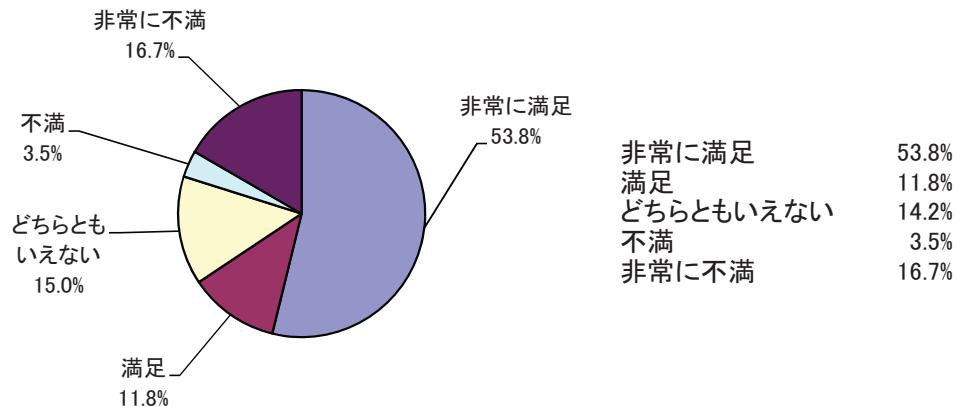


【資料45】令和2年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

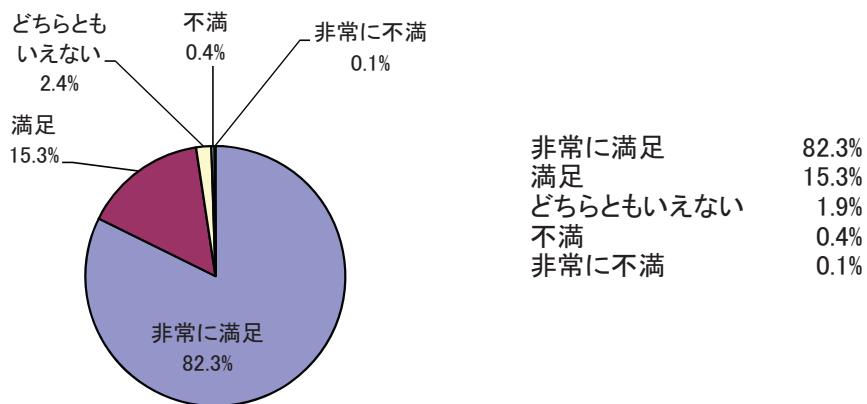
地方事務所	令和2年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和3年1月		2月		3月		合計		
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部	地方
東京	6	0	2	0	5	0	5	0	2	0	0	0	4	0	3	0	4	0	2	1	3	0	39	38	1		
東京(多摩)	0	0	1	0	1	0	3	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	13	13	0	
神奈川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0	7	7	0
神奈川(川崎)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	
神奈川(小田原)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	1	
埼玉	1	0	3	0	5	0	2	0	4	0	1	0	4	0	4	0	1	0	2	0	1	0	2	0	30	30	0
埼玉(川越)	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4	0	
千葉	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	10	10	0
千葉(松戸)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	
茨城	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	5	5	0
栃木	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	
群馬	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
静岡	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
静岡(沼津)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
静岡(浜松)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	
大阪	2	0	3	0	2	0	3	0	1	0	3	0	3	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	23	23	0
京都	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	6	6	0	
兵庫	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5	5	0
兵庫(阪神)	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	6	6	0
兵庫(姫路)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	
奈良	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	3	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	6	0
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0
愛知	1	0	1	0	0	0	4	0	2	0	1	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	14	14	0	
愛知(三河)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0
三重	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	4	0	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	3	0
広島	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	9	0	
山口	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	7	7	0	
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	3	0	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	4	0	14	11	3	
福岡(北九州)	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
大分	1	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8	8	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
鹿児島	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	5	1	
宮城	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	10	0	
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
札幌	1	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	7	0	
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	7	7	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
高知	0																										

【資料46】利用者満足度調査

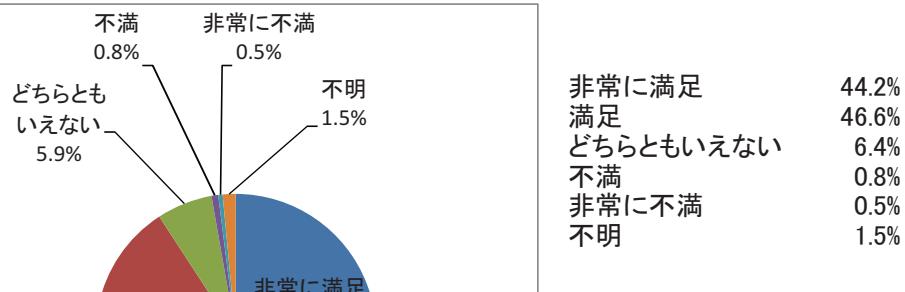
ホームページアンケート集計結果より
実施期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
回答数：288件



コールセンター利用者満足度調査集計結果より
実施期間：令和2年11月2日～12月23日
満足度調査件数：2,380件
回答率（転送件数／転送対象数）：10.1%



地方事務所面談アンケート集計結果より
実施期間：令和2年12月1日～令和3年1月31日
面談アンケート回収件数：656件
回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：46.6%



【資料47】令和2年度法教育活動一覧

	事務所名	実施期間	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
1	東京	令和2年11月	渋谷区	DV被害者のための自立支援について	一般市民	3名
2	東京	令和2年11月	文京区	フィールドワーク受入れ 法テラスの業務説明および職場見学	一般市民（大学院生）	19名
3	東京	令和2年12月	千代田区	法社会学の授業 法テラスと弁護士業務について	一般市民（大学生）	23名
4	東京	令和2年12月	立川市	2020年度「市民後見人養成講座」 —後見人が知つておくべき法律行為について「法テラスの業務・活用方法」	一般市民及び関係機関	9名
5	東京	令和3年2月	豊島区	障害者に対する虐待防止について	一般市民	40名
6	東京	令和3年2月	豊島区	性暴力被害に対する支援について	一般市民	10名
7	東京	令和2年8月	オンライン	学生向け学内実習プログラム テーマ「司法と福祉の連携における社会福祉士の役割について」	一般市民（大学生）	30名
8	千葉	令和2年10月	松戸市	労働と法 ～知っておきたい法律知識～	一般市民（高校生等）	205名
9	茨城	令和2年11月	水戸市	「だまされないで！～あなたを狙う悪質商法～」	一般市民及び関係機関	30名
10	茨城	令和2年11月	大洗町	成年後見制度に関する講演	一般市民及び関係機関	30名
11	栃木	令和2年11月	宇都宮市	宇都宮市中央図書館における 法律講座 ・相続制度の概要 ・相続法改正のポイント ・相続に関して起こりやすいトラブル ・トラブルを防止するための手続 ・相続に関する税 等	一般市民	23名
12	群馬	令和3年2月	太田市	「高校卒業後にいかすことのできる法知識」 ①消費者として習得しておくべき法律知識 ②労働者として習得しておくべき法律知識 ③そのほか社会生活を営む上で習得しておくべき法律知識	一般市民（高校生）	149名
13	静岡	令和2年6月・7月・8月 (視聴期間)	オンライン	キャンバス講座「法テラスってなんだろう？」	一般市民（大学生）	50名
14	静岡	令和2年8月	浜松市	「模擬裁判」を通じて学ぶ 紛争解決の在り方	一般市民（高校生と保護者）	25名
15	静岡	令和2年10月	静岡市	司法制度改革の中の法テラス 生活の中の法テラス 災害時の法テラス	一般市民（大学生・高校の教員）	11名
16	新潟	令和2年11月	長岡市	法律の基礎用語、ニュースでよく聞くワードの説明 裁判員制度の仕組み 事故や詐欺の相談方法、裁判までの流れ	一般市民	16名
17	新潟	令和2年10月	オンライン	①法テラスの業務、活用方法について ②助産師の法的責任について	一般市民	70名
18	大阪	令和2年8月	大阪市	DV等被害者相談援助	一般市民	20名
19	大阪	令和2年12月	堺市	成年後見制度等の説明	一般市民及び関係機関	23名
20	大阪	令和3年1月	富田林市	成年後見制度等の説明	一般市民及び関係機関	4名
21	大阪	令和3年2月	柏原市	成年後見制度等の説明	一般市民及び関係機関	15名
22	大阪	令和3年2月	オンライン	成年後見制度等の説明	一般市民及び関係機関	20名

【資料47】令和2年度法教育活動一覧

	事務所名	実施期間	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
23	大阪	令和3年3月	城東区	成年後見制度等の説明	一般市民及び関係機関	20名
24	京都	令和2年10月	京都市	相続・遺言	一般市民	61名
25	京都	令和2年10月	京都市	相続・遺言	一般市民	73名
26	京都	令和2年9月	京都市	遺言・遺産相続に関する、60代から80代の地域住民を対象とした法教育	一般市民（高齢者）	25名
27	京都	令和2年10月	宇治市	終活入門～残された人を困らせないために（遺言・相続に関する法教育）	一般市民（高齢者）	19名
28	兵庫	令和2年7月	明石市	兵庫県立図書館における「身近な法的トラブルの講義」（インターネットトラブル）	一般市民	10名
29	兵庫	令和3年3月	オンライン	オンライン模擬裁判	一般市民（中学生・高校生）	25名
30	岐阜	令和3年3月	岐阜市	ひきこもり・8050と親亡き後問題を考えるフォーラム	一般市民及び関係機関	48名
31	石川	令和2年11月	金沢市	就職・雇用に関する法律を学ぶ～内定取消・不当解雇・賃金未払等への対応～	一般市民	14名
32	石川	令和3年2月	小松市	いじめ防止について	一般市民（高校生）	196名
33	石川	令和3年2月	金沢市	法を学ぶ意味と法曹の仕事紹介	一般市民（高校生）	16名
34	広島	令和2年10月	オンライン	防災推進国民大会2020（ぼうさいこくたい2020） テーマ：頻発する大規模災害に備える「ひとり」を「独り」にしない復興支援のカタチ	一般市民	392名
35	山口	令和2年6月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	3名
36	山口	令和2年6月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	2名
37	山口	令和2年6月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	4名
38	山口	令和2年7月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	4名
39	山口	令和2年7月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	7名
40	山口	令和2年8月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	4名
41	山口	令和2年9月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	2名
42	山口	令和2年10月	山口市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	3名
43	山口	令和2年10月	長門市	法テラスの業務・利用方法および終活（相続、遺言、成年後見制度）について	一般市民（高齢者）	18名
44	山口	令和2年12月	岩国市	法テラスの業務・利用方法および民生児童委員の法的支援活動について	一般市民	25名
45	山口	令和3年3月	山陽小野田市	法テラスの業務・利用方法および成年後見制度について	一般市民	20名
46	鳥取	令和2年7月	倉吉市	かもがわ地域包括支援センター北谷出張相談会ミニ講話「知って得する相続のお話」	一般市民	12名

【資料47】令和2年度法教育活動一覧

	事務所名	実施期間	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
47	島根	令和2年8月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「遺言・エンディングノート」	一般市民（高齢者）	20名
48	島根	令和2年10月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「相続」	一般市民	20名
49	島根	令和2年12月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「成年後見制度について」	一般市民	20名
50	島根	令和3年2月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「男女トラブルと法律」	一般市民	20名
51	佐賀	令和2年11月	佐賀市	遺言及び成年後見について	一般市民	25名
52	長崎	令和2年11月	大村市	暮らしの中の法律 「わたしらしく生きるために」 ～離婚・DV等についての法律知識を学ぶ～	一般市民	24名
53	長崎	令和2年8月	長崎市	遺言について	一般市民（高齢者）及び関係機関	33名
54	大分	令和2年6月	大分市	学生生活への準備Ⅰ アルバイト賃金の未払いなど労働・雇用を巡る問題	一般市民（大学生）	200名
55	大分	令和2年6月	大分市	学生は市民の一員Ⅴ 年金問題、生活保護制度、親族間の扶養義務について	一般市民（大学生）	200名
56	大分	令和2年9月	中津市	人権研修～SNSと人権問題～	一般市民（大学生）	180名
57	宮崎	令和2年10月	宮崎市	法テラスの役割と法テラスを利用した後見申立について	一般市民及び関係機関	50名
58	宮崎	令和2年11月	小林市	弁護士との連携・協働について 法テラス等の活用方法 成年後見等	一般市民及び関係機関	30名
59	宮崎	令和2年12月	宮崎市	法テラスの業務説明および具体的な事案に関する講演	一般市民及び関係機関	30名
60	宮崎	令和3年2月	宮崎市	終活講座（遺言書）寸劇	一般市民（高齢者）	35名
61	沖縄	令和2年11月	糸満市	法律講話 民事&刑事トラブルについて	一般市民	12名
62	沖縄	令和3年2月	糸満市	法律講話 民事&刑事トラブルについて	一般市民	12名
63	宮城	令和2年12月	刈田郡七ヶ宿町	相続、遺言等をテーマとした法律講座	一般市民（高齢者）	14名
64	秋田	令和2年10月	大館市	出張によるミニ勉強会 (成年後見制度など)	一般市民及び関係機関	25名
65	青森	令和2年12月	十和田市	離婚に関する法律講座	一般市民	7名
66	青森	令和2年10月	青森市	終活セミナー	一般市民（高齢者）	80名
67	青森	令和2年10月	青森市	終活セミナー	一般市民（高齢者）	44名
68	函館	令和2年7月	オンライン	SNSとスマホなどの携帯端末の安全な利用について	一般市民（大学生）	300名
69	旭川	令和2年11月	旭川市民	①法テラスの利用方法 ②後見制度について	一般市民	52名
70	釧路	令和3年1月	釧路市	交通事故、アルバイト、刑法など身近な法的トラブルに関する法知識の提供	一般市民（大学生）	300名
71	香川	令和2年9月	まんのう町	個人情報保護について	一般市民及び関係機関	10名

【資料47】令和2年度法教育活動一覧

	事務所名	実施期間	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
72	香川	令和2年8月	坂出市	シングル・離婚を考えている方を対象とした法教育	一般市民	9名
73	香川	令和2年10月	高松市	法テラスの使い方と消費者被害への対応	一般市民(高齢者)	10名
74	香川	令和2年11月	さぬき市	法テラスの使い方と消費者被害への対応	一般市民(高齢者)	25名
75	香川	令和2年10月	丸亀市	身近にある法的トラブルとその対処。名義貸し、デートDV、ブラックバイトなど	一般市民	8名
76	香川	令和2年11月	丸亀市	法テラスの使い方と消費者被害への対応方法	一般市民(高齢者)	20名
77	香川	令和2年11月	三豊市	消費者被害・特殊詐欺への対応法	一般市民(高齢者)	52名
78	香川	令和2年11月	高松市	消費者被害・特殊詐欺への対応法	一般市民(高齢者)	20名
79	香川	令和2年12月	丸亀市	だまされない！！消費者被害・特殊詐欺への対応法	一般市民(高齢者)	9名
80	香川	令和3年2月	まんのう町	だまされない！！消費者被害・特殊詐欺への対応法	一般市民(高齢者)	22名
81	香川	令和3年3月	まんのう町	だまされない！！消費者被害・特殊詐欺への対応法	一般市民(高齢者)	19名
82	香川	令和3年3月	まんのう町	消費者被害の対応方法や防止について講演	一般市民(高齢者)	9名
83	徳島	令和2年9月	徳島市	知つておきたい法律講座：高齢者の財産を守る法律講座～成年後見と信託を中心に～	一般市民(高齢者)	16名
84	徳島	令和2年10月	徳島市	知つておきたい法律講座～身近な法律トラブル～いざというときのために～	一般市民	13名
85	徳島	令和2年11月	徳島市	知つておきたい法律講座～遺言・相続の基本～改正相続法を中心に～	一般市民	13名
86	愛媛	令和2年10月	オンライン	S N Sトラブルと法的問題	一般市民（大学生）	141名
87	愛媛	令和2年10月	オンライン	ブラックバイトと法律問題	一般市民（大学生）	142名
88	愛媛	令和2年10月	オンライン	①裁判例から考える ～性暴力被害の現場から～ ②お困りごとの道案内 ～法テラスの情報提供～	一般市民（大学生）	37名
89	愛媛	令和2年11月	オンライン	①身近に潜む金銭トラブル ②お困りごとの道案内 ～法テラスの情報提供～	一般市民（大学生）	150名
90	愛媛	令和2年11月	オンライン	裁判例から考える ～性暴力被害の現場から～	一般市民（大学生）	150名
91	愛媛	令和2年11月	オンライン	生活の知恵として お困りごとの道案内 ～法テラスの情報提供～	一般市民（大学生）	150名
92	愛媛	令和2年12月	オンライン	S N Sトラブルと法的問題	一般市民（大学生）	141名
93	愛媛	令和2年12月	オンライン	ブラックバイトと法律問題	一般市民（大学生）	145名
94	愛媛	令和3年1月	オンライン	①身近に潜む金銭トラブル ②お困りごとの道案内 ～法テラスの情報提供～	一般市民（大学生）	141名
95	愛媛	令和3年2月	オンライン	裁判例から考える ～性暴力被害の現場から～	一般市民（大学生）	150名

【資料47】令和2年度法教育活動一覧

	事務所名	実施期間	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
96	愛媛	令和3年2月	オンライン	生活の知恵として お困りごとの道案内 ～法テラスの情報提供～	一般市民（大学生）	145名
97	本部国際室	令和2年8月	オンライン	①労働法の基礎（社会人ビギナーとして知っておきたい日本の労働法） ②コロナ対応の政府の支援策及びその申請先の説明（関連する社会保障制度）	一般市民（大学生、大学教授）、 外国人支援団体職員	13名
98	本部国際室	令和2年10月	オンライン	①賃貸住宅利用の注意点 ②FRESCIに寄せられている労働・生活相談について	一般市民及び関係機関	8名
99	本部国際室	令和2年11月	オンライン	①FRESCIでの法テラスの業務紹介 ②渉外家事（不倫・離婚・DV）	一般市民及び関係機関	55名
100	本部国際室	令和3年2月	オンライン	①外国人関係の消費者被害の最近の動向等について ②訪日観光客消費者ホットラインにおける在留外国人対応の現状 ③東京労働局外国人特別相談・支援室について ④労働法の基礎（労働時間・解雇・労働組合）	一般市民及び関係機関	41名

【資料48】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

事務所	開催時期	関係機関名(対象者)	参加人数	内容
茨城	R3.2.15	茨城県弁護士会	5	新規登録者研修会
静岡	R2.11.27	浜松管内市役所外国人支援部署、浜松管内市国際交流協会、静岡県西部児童相談所、静岡県西部健康福祉センター福祉課、静岡県社会保険労務士会、静岡県行政書士会、浜松管内社会福祉協議会、弁護士	47	多文化共生総合相談センター(かめりあ)連携研修会にて民事法律扶助業務についての説明、関係機関との意見交換
山梨	R2.4.8	弁護士会	1	新入会員向け業務説明 ①②④⑤⑥法テラスの業務について説明した
山梨	R3.1.27	弁護士会	2	新入会員向け業務説明 ①②④⑤⑥法テラスの業務について説明した
新潟	R2.10.29	弁護士会、長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市	26	・法テラスの概要 ・中越地域の弁護士会の活動について ・グループ討議
大阪	R2.10.13	大阪府生活困窮者相談担当部署		生活困窮者自立支援相談担当者研修
大阪	R2.9.13	大阪弁護士会		大阪弁護士会新入会員研修
山口	R2.10.9	山口県弁護士会 山口地方裁判所	2	法の日のイベントの一環で野田学園中学生64名に業務説明
山口	R3.3.19	山口県弁護士会	10	弁護士会事務局と法テラス山口合同研修会(扶助相談について)
岡山	R3.2.3	岡山弁護士会	30	①④⑤法テラスの業務について
宮城	R3.1.6	仙台弁護士会	30	新規登録弁護士のガイダンス・研修
愛媛	R3.2.26	大洲市社会福祉協議会 宇和島市社会福祉協議会 弁護士会高齢者障がい者委員会	6	ケース会議援助プログラム説明会 ①②③⑧⑪業務説明
愛媛	R3.3.3	大洲市役所社会福祉課 大洲市役所高齢福祉課 大洲市保健センター 弁護士会高齢者障がい者委員会	5	ケース会議援助プログラム説明会 ①②③⑧⑪業務説明

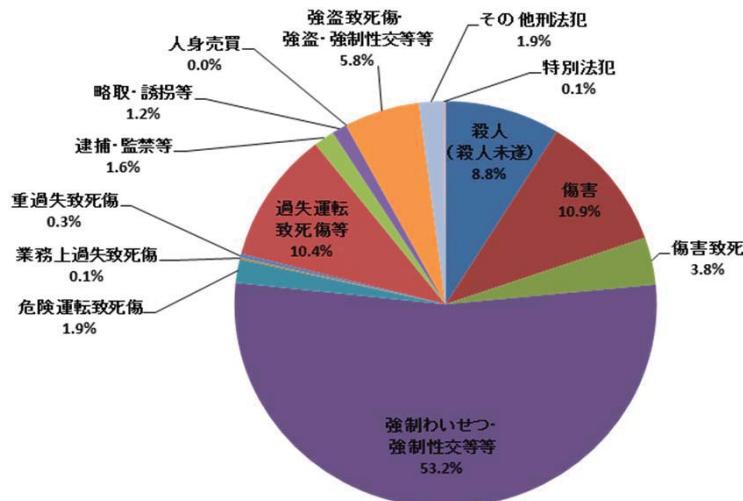
【資料49】被害者参加人のための国選弁護制度の実績状況

(1)令和2年度 実績

月別内訳

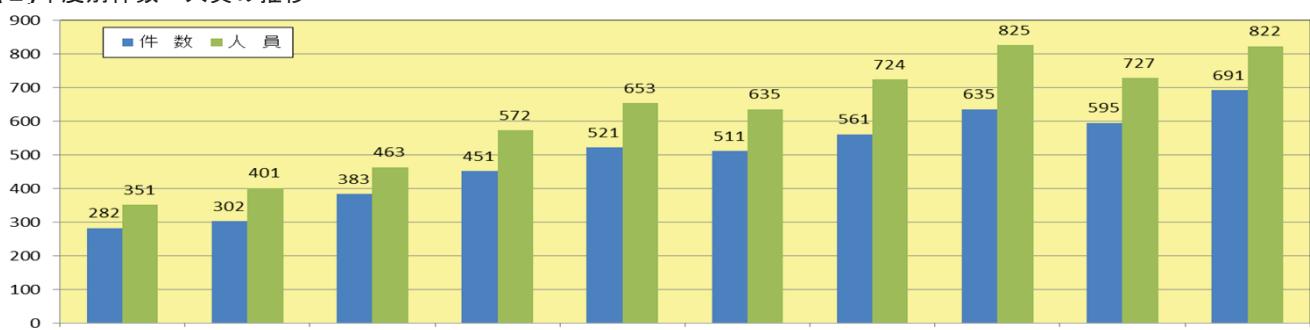
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年度 総計
件 数	44	37	58	58	53	78	58	53	63	60	60	69	691
人 員	52	47	71	71	61	91	71	64	77	73	69	75	822

罪名別内訳



罪名	選定請求件数										直近10年の構成比
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (R3.3月末現在) (構成比)	
殺人(殺人未遂)	45	67	47	56	66	57	58	79	74	61 (8.8%)	610 (13.1%)
傷害	53	42	53	61	79	65	71	73	66	75 (10.9%)	638 (13.0%)
傷害致死	25	22	15	29	22	25	34	31	14	26 (3.8%)	243 (5.0%)
強制わいせつ・強制性交等等	91	109	175	207	228	249	273	295	316	368 (53.3%)	2,311 (45.6%)
危険運転致死傷	2	5	14	12	17	14	19	12	13	13 (1.9%)	121 (2.4%)
業務上過失致死傷	1	0	1	5	5	3	1	2	2	1 (0.1%)	21 (0.5%)
重過失致死傷	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2 (0.3%)	5 (0.1%)
過失運転致死傷等	40	39	47	37	66	66	58	75	54	72 (10.4%)	554 (11.5%)
逮捕・監禁等	3	4	6	9	9	10	7	10	9	11 (1.6%)	78 (1.6%)
略取・誘拐等	1	1	2	1	3	2	5	10	12	8 (1.2%)	45 (0.9%)
人身売買	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)
強盗致死傷・強盗・強制性交等等	19	13	20	30	26	17	25	40	19	40 (5.8%)	249 (5.2%)
その他刑法犯	2	0	3	3	0	1	6	7	13	13 (1.9%)	48 (0.9%)
特別法犯	0	0	0	1	0	0	4	0	3	1 (0.1%)	9 (0.2%)
合計	282	302	383	451	521	511	561	635	595	691 (100.0%)	4,932 (100.0%)

(2)年度別件数・人員の推移



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	282	302	383	451	521	511	561	635	595	691
(対前年度比)	(122.1%)	(107.1%)	(126.8%)	(117.8%)	(115.5%)	(98.1%)	(109.8%)	(113.2%)	(93.7%)	(116.1%)
人 員	351	401	463	572	653	635	724	825	727	822
(対前年度比)	(117.4%)	(114.2%)	(115.5%)	(123.5%)	(114.2%)	(97.2%)	(114.0%)	(114.0%)	(88.1%)	(113.1%)

制度開始(平成20年度)からの累計

件 数	5,396
人 員	6,742

【資料50】令和2年度被疑者国選指名通知状況

	指名通知件数	翌日回し件数	24時間超過件数
東京	8,743	29	0
(多摩)	2,506	12	0
神奈川	2,576	824	4
(川崎)	773	263	1
(小田原)	526	72	0
埼玉	4,417	674	0
(川越)	948	188	0
千葉	3,178	462	0
(松戸)	786	40	1
茨城	1,802	345	2
栃木	1,237	46	2
群馬	1,735	161	4
静岡	713	8	0
(沼津)	803	15	0
(浜松)	792	6	4
山梨	457	13	0
長野	619	14	0
新潟	792	17	0
大阪	5,317	16	1
京都	1,384	25	0
兵庫	2,085	13	0
(阪神)	1,066	9	0
(姫路)	986	15	0
奈良	748	0	0
滋賀	759	8	1
和歌山	513	2	0
愛知	4,510	3,897	9
(三河)	1,495	886	5
三重	1,042	146	2
岐阜	999	55	3
福井	450	5	0
石川	612	30	0
富山	392	31	0
広島	1,804	5	1
山口	627	6	1
岡山	1,148	84	0
鳥取	341	9	2
島根	299	7	0
福岡	2,784	376	6
(北九州)	1,015	7	2
佐賀	462	9	0
長崎	492	59	0
大分	472	12	2
熊本	653	8	0
鹿児島	537	18	0
宮崎	446	19	0
沖縄	1,224	54	0
宮城	1,300	87	2
福島	840	129	1
山形	404	96	2
岩手	462	26	0
秋田	252	51	3
青森	444	86	1
札幌	1,575	8	0
函館	226	2	0
旭川	241	7	0
釧路	393	8	0
香川	750	11	2
徳島	235	9	1
高知	403	10	0
愛媛	440	19	0
合計	76,030	9,549	65

【資料51】令和2年度立替金残高表

	金額（注1）
期首立替金残高	42,255,001,547
立替金増加額(注1)	14,939,516,417
償還額	-11,500,385,256
償還免除額	-4,095,265,561
みなし消滅額	-743,939,771
期末立替金残高	40,854,927,376

注1 金額は、民事法律扶助及び震災法律援助(いずれも常勤弁護士取扱分含む。)の合計である。

【資料52】令和2年度法律相談費実績

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談※ 件数	事務所相談 件数	相談件数計	簡易援助	金額
				件数	
東京	9,043	26,744	35,787	102	201,380,242
神奈川	5,659	11,445	17,104	115	103,011,300
埼玉	3,476	9,729	13,205	124	73,796,400
千葉	330	11,042	11,372	64	60,393,700
茨城	592	10,962	11,554	164	61,788,100
栃木	712	4,251	4,963	54	28,177,900
群馬	1,813	1,820	3,633	11	21,257,100
静岡	3,737	2,878	6,615	59	35,977,000
山梨	1,630	1,438	3,068	20	16,486,800
長野	275	4,235	4,510	33	26,444,050
新潟	1,677	3,405	5,082	29	29,652,200
大阪	9,700	11,026	20,726	71	140,787,005
京都	3,020	3,012	6,032	22	34,920,270
兵庫	5,165	6,914	12,079	60	70,680,350
奈良	667	3,011	3,678	22	20,880,200
滋賀	872	2,104	2,976	27	17,319,500
和歌山	1,271	1,158	2,429	17	13,296,800
愛知	4,845	6,088	10,933	82	62,300,957
三重	688	2,076	2,764	38	16,162,100
岐阜	1,360	2,016	3,376	40	16,630,900
福井	429	1,079	1,508	16	9,473,200
石川	723	1,333	2,056	25	11,950,400
富山	674	1,020	1,694	25	9,140,700
広島	2,006	5,870	7,876	80	43,689,700
山口	691	1,759	2,450	30	14,058,000
岡山	2,024	2,786	4,810	55	26,132,810
鳥取	596	1,376	1,972	20	10,837,200
島根	750	1,473	2,223	32	11,181,250
福岡	5,804	8,274	14,078	159	79,170,620
佐賀	589	2,565	3,154	40	18,323,800
長崎	1,632	2,878	4,510	97	20,659,100
大分	1,603	2,286	3,889	60	21,802,000
熊本	1,816	4,642	6,458	88	34,895,820
鹿児島	901	4,130	5,031	64	25,172,400
宮崎	807	3,164	3,971	98	22,563,200
沖縄	2,742	3,228	5,970	83	30,063,000
宮城	9,757	13,253	23,010	48	127,073,112
福島	2,876	10,115	12,991	102	70,227,100
山形	833	3,108	3,941	95	20,195,540
岩手	3,092	6,646	9,738	159	65,529,420
秋田	1,064	1,948	3,012	37	16,373,500
青森	1,785	2,711	4,496	78	23,625,800
札幌	482	9,439	9,921	101	60,837,711
函館	1,223	1,143	2,366	39	10,365,300
旭川	380	2,016	2,396	25	14,823,600
釧路	285	2,574	2,859	83	16,683,400
香川	749	1,530	2,279	63	11,587,050
徳島	998	1,317	2,315	23	12,831,500
高知	1,115	1,252	2,367	31	11,084,700
愛媛	749	1,985	2,734	37	14,419,800
全国合計	105,707	232,254	337,961	3,047	1,916,113,607

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料53】令和2年度代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	467,573,560	1,440,009,467	110,970,810	0	2,018,553,837
神奈川	184,298,307	712,148,662	50,547,524	0	946,994,493
埼玉	132,804,436	518,091,425	47,751,499	0	698,647,360
千葉	115,824,002	439,724,350	26,440,786	0	581,989,138
茨城	40,298,465	150,499,195	9,302,766	0	200,100,426
栃木	29,089,608	119,747,900	10,271,171	0	159,108,679
群馬	28,009,470	133,809,050	12,759,799	0	174,578,319
静岡	55,179,687	227,120,946	21,975,721	0	304,276,354
山梨	15,340,337	68,597,500	7,935,554	0	91,873,391
長野	30,376,060	136,902,878	14,576,717	0	181,855,655
新潟	44,774,138	184,555,033	25,821,733	0	255,150,904
大阪	260,054,900	1,024,589,091	95,011,360	0	1,379,655,351
京都	61,853,475	244,437,373	28,830,405	0	335,121,253
兵庫	108,523,754	434,746,822	44,797,639	2,000,000	590,068,215
奈良	33,368,636	124,428,518	17,235,570	0	175,032,724
滋賀	25,242,922	106,394,130	11,793,425	0	143,430,477
和歌山	21,611,980	83,053,250	9,130,819	0	113,796,049
愛知	43,874,834	98,568,538	25,648,552	500,000	168,591,924
三重	22,842,116	95,752,400	10,562,311	0	129,156,827
岐阜	22,588,082	99,510,366	7,668,403	0	129,766,851
福井	14,678,524	57,325,800	5,484,728	0	77,489,052
石川	18,391,871	84,265,800	8,590,382	0	111,248,053
富山	12,113,863	47,543,750	5,756,591	0	65,414,204
広島	71,845,444	276,804,069	28,422,322	0	377,071,835
山口	19,763,726	87,044,300	10,796,804	0	117,604,830
岡山	40,315,423	162,503,600	16,198,171	0	219,017,194
鳥取	14,490,845	64,983,061	10,164,440	0	89,638,346
島根	16,436,525	65,360,575	9,630,291	0	91,427,391
福岡	158,055,880	555,655,351	57,564,005	0	771,275,236
佐賀	22,788,099	97,622,942	14,037,526	0	134,448,567
長崎	31,746,527	114,073,451	13,965,635	0	159,785,613
大分	27,770,404	109,600,850	11,149,883	0	148,521,137
熊本	40,156,687	148,815,910	12,310,337	0	201,282,934
鹿児島	44,958,044	158,715,710	18,231,514	0	221,905,268
宮崎	38,179,970	146,872,884	16,394,015	0	201,446,869
沖縄	31,687,296	132,134,127	16,865,459	0	180,686,882
宮城	80,535,540	302,039,294	34,601,166	0	417,176,000
福島	32,410,079	128,418,258	17,450,453	0	178,278,790
山形	34,895,872	110,685,800	17,563,198	0	163,144,870
岩手	29,725,109	120,083,880	11,906,625	0	161,715,614
秋田	23,882,465	87,378,830	8,891,844	0	120,153,139
青森	36,815,447	132,237,823	12,150,244	0	181,203,514
札幌	137,283,240	515,749,744	49,615,798	0	702,648,782
函館	22,085,254	93,767,210	7,729,004	0	123,581,468
旭川	22,769,714	87,309,798	14,672,602	0	124,752,114
釧路	27,191,430	97,686,939	8,392,009	0	133,270,378
香川	14,909,241	64,326,614	6,413,327	0	85,649,182
徳島	18,794,630	69,864,600	8,436,890	0	97,096,120
高知	16,985,971	65,644,515	6,441,655	0	89,072,141
愛媛	17,584,297	72,895,400	8,537,635	0	99,017,332
合計	2,862,776,186	10,700,097,779	1,057,397,117	2,500,000	14,622,771,082

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助と震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料54】令和2年度書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	2,681,255	6,470,600	9,151,855
神奈川	7,470,915	19,948,900	27,419,815
埼玉	2,189,227	6,678,550	8,867,777
千葉	788,072	2,885,200	3,673,272
茨城	409,217	767,250	1,176,467
栃木	157,436	572,000	729,436
群馬	714,731	3,003,000	3,717,731
静岡	4,523,795	16,031,750	20,555,545
山梨	123,718	495,000	618,718
長野	550,013	2,189,000	2,739,013
新潟	2,454,601	6,999,200	9,453,801
大阪	10,077,782	31,533,360	41,611,142
京都	3,765,672	12,738,000	16,503,672
兵庫	7,408,350	25,010,900	32,419,250
奈良	493,408	1,870,000	2,363,408
滋賀	627,372	2,329,250	2,956,622
和歌山	234,436	968,000	1,202,436
愛知	3,375,182	10,534,800	13,909,982
三重	1,240,505	4,075,500	5,316,005
岐阜	139,859	550,000	689,859
福井	144,718	533,500	678,218
石川	393,013	1,474,000	1,867,013
富山	254,000	1,122,000	1,376,000
広島	1,212,250	3,484,750	4,697,000
山口	463,154	1,463,000	1,926,154
岡山	894,490	3,261,350	4,155,840
鳥取	77,859	291,250	369,109
島根	32,000	143,600	175,600
福岡	9,237,948	21,707,250	30,945,198
佐賀	605,359	1,320,000	1,925,359
長崎	258,418	1,023,000	1,281,418
大分	178,577	627,000	805,577
熊本	939,132	2,532,400	3,471,532
鹿児島	2,945,318	6,281,000	9,226,318
宮崎	451,577	1,798,500	2,250,077
沖縄	2,516,987	9,586,500	12,103,487
宮城	188,859	720,500	909,359
福島	337,500	1,694,000	2,031,500
山形	25,000	82,500	107,500
岩手	995,372	4,400,000	5,395,372
秋田	1,108,709	2,095,500	3,204,209
青森	298,436	1,281,500	1,579,936
札幌	2,455,627	7,420,000	9,875,627
函館	130,577	467,500	598,077
旭川	150,146	467,500	617,646
釧路	116,859	499,500	616,359
香川	91,000	407,100	498,100
徳島	460,577	1,749,000	2,209,577
高知	1,109,972	3,950,600	5,060,572
愛媛	446,795	1,265,000	1,711,795
合計	77,945,775	238,799,560	316,745,335

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料55】令和2年度度末現在(令和3年3月現在)における立替発生年度ごとの
償還等の状況

令和3年3月現在
(単位 千円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②／①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ^④ =①-②-③	立替金処理率 (②+③)／①
平成18年度	5,286,274	4,418,468	83.6%	745,215	122,591	97.7%
平成19年度	11,078,283	9,256,520	83.6%	1,542,867	278,896	97.5%
平成20年度	12,639,548	10,437,155	82.6%	1,856,938	345,455	97.3%
平成21年度	15,446,048	12,075,873	78.2%	2,960,459	409,716	97.3%
平成22年度	16,860,111	12,089,713	71.7%	3,952,778	817,620	95.2%
平成23年度	15,600,536	10,756,665	69.0%	3,802,375	1,041,496	93.3%
平成24年度	15,615,953	10,681,671	68.4%	3,794,054	1,140,228	92.7%
平成25年度	15,562,316	10,247,216	65.8%	3,569,616	1,745,484	88.8%
平成26年度	15,453,205	10,114,905	65.5%	3,564,978	1,773,322	88.5%
平成27年度	16,032,152	10,270,449	64.1%	3,701,812	2,059,891	87.2%
平成28年度	15,949,247	10,004,254	62.7%	3,670,246	2,274,747	85.7%
平成29年度	16,850,412	9,975,698	59.2%	3,752,018	3,122,696	81.5%
平成30年度	16,988,662	8,718,773	51.3%	3,724,542	4,545,347	73.2%
令和元年度	16,862,458	5,879,707	34.9%	2,904,192	8,078,559	52.1%
令和2年度	14,939,516	1,663,963	11.1%	766,558	12,508,995	16.3%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

【資料56】 業務別セグメント情報

(単位:円)

	情報提供業務	民事法律扶助業務	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	法人共通	法人合計
I 行政コスト								
損益計算上の費用合計	907,967,902	8,843,330,049	14,330,632,698	517,331,149	1,596,710,137	810,285,517	5,555,198,488	32,561,455,940
その他行政コスト合計	0	0	0	0	0	0	0	0
行政コスト	907,967,902	8,843,330,049	14,330,632,698	517,331,149	1,596,710,137	810,285,517	5,555,198,488	32,561,455,940
II 独立行政法人の業務運営に関する 国民の負担に帰せられるコスト	903,779,254	8,307,176,686	86,763,232	368,808,932	633,699,707	△ 4,845,685	4,023,571,598	14,318,953,724
III 事業費用・事業収益及び事業損益								
事業費用	907,967,902	8,843,330,049	14,330,632,698	517,331,149	1,596,710,137	810,285,517	—	27,006,257,452
契約弁護士報酬	0	1,954,535,976	13,205,564,444	143,558,637	0	711,155,769	—	16,014,814,826
人件費	775,489,524	2,638,244,126	1,098,394,887	368,412,895	1,547,267,328	77,792,941	—	6,505,601,701
貸倒引当金総入額	0	3,096,398,824	0	0	0	0	—	3,096,398,824
貸倒損失	0	876,920,929	0	0	0	0	—	876,920,929
減価償却費	9,672,251	35,803,434	5,694,921	5,147,713	6,260,300	0	—	62,578,619
その他	122,806,127	241,426,760	20,978,446	211,904	43,182,509	21,336,807	—	449,942,553
一般管理費	0	0	0	0	0	0	5,543,204,207	5,543,204,207
人件費	0	0	0	0	0	0	1,856,418,705	1,856,418,705
不動産賃借料	0	0	0	0	0	0	1,522,346,904	1,522,346,904
業務委託費	0	0	0	0	0	0	380,898,008	380,898,008
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	229,673,159	229,673,159
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	180,577,603	180,577,603
減価償却費	0	0	0	0	0	0	556,085,096	556,085,096
その他	0	0	0	0	0	0	817,204,732	817,204,732
財務費用	0	0	0	0	0	0	11,994,281	11,994,281
支払利息	0	0	0	0	0	0	11,994,281	11,994,281
計	907,967,902	8,843,330,049	14,330,632,698	517,331,149	1,596,710,137	810,285,517	5,555,198,488	32,561,455,940
事業収益								
運営費交付金収益	888,297,869	3,901,663,589	0	316,043,621	601,226,677	0	3,843,297,066	9,550,528,822
政府受託収益	0	0	14,245,361,884	148,747,972	728,231,620	0	1,435,885,438	16,558,226,914
民事法律扶助事業収益	0	539,435,307	0	0	0	0	0	539,435,307
有償受任事業収益	0	0	0	0	240,691,809	0	0	240,691,809
日弁連受託事業収益	0	0	0	0	0	812,407,794	0	812,407,794
その他事業収益	4,604,084	0	0	246,300	0	2,723,408	3,853,914	11,427,706
寄附金収益	0	0	0	0	0	0	37,984,560	37,984,560
資産見返負債戻入	9,390,244	3,839,295,528	0	4,928,680	4,933,119	0	93,971,035	3,952,518,606
賞与引当金見返に係る収益	36,275,679	160,412,934	67,372,070	22,030,985	146,227,028	0	119,374,295	551,692,991
退職給付引当金見返に係る収益	10,788,876	85,232,124	38,758,112	12,259,260	153,560,638	0	81,769,264	382,368,274
その他	0	0	0	0	0	0	57,472,781	57,472,781
計	949,356,752	8,526,039,482	14,351,492,066	504,256,818	1,874,870,891	815,131,202	5,673,608,353	32,694,755,564
事業損益	41,388,850	△ 317,290,567	20,859,368	△ 13,074,331	278,160,754	4,845,685	118,409,865	133,299,624
当期純利益（△当期純損失）	41,388,850	△ 317,290,567	20,859,368	△ 13,074,331	278,160,754	4,845,685	118,409,865	133,299,624
当期純利益（△当期純損失）	41,388,850	△ 317,290,567	20,859,368	△ 13,074,331	278,160,754	4,845,685	118,409,865	133,299,624
IV 総資産	164,763,380	12,141,375,727	3,548,583,505	187,508,201	1,409,427,030	613,395,183	7,490,238,211	25,555,291,237
現金及び預金	0	2,638,051,434	2,236,132,551	22,587,197	0	613,395,183	4,747,543,335	10,257,709,700
貯蔵品、前払費用	0	0	0	0	0	0	140,046,338	140,046,338
未収金	183,473	91,570,216	900,384,347	13,331,230	6,000,997	0	36,288,143	1,047,758,406
民事法律扶助立替金	0	8,347,923,129	0	0	0	0	0	8,347,923,129
賞与引当金見返	36,275,679	160,412,934	67,372,070	22,030,985	146,227,028	0	119,374,295	551,692,991
退職給付引当金見返	84,866,924	670,448,707	307,068,730	96,455,323	1,211,001,283	0	644,844,173	3,014,685,140
その他固定資産	43,437,304	232,969,307	37,625,807	33,103,466	46,197,722	0	1,802,141,927	2,195,475,533

(注) 1. セグメントの区分方法及び業務内容は、次のとおりである。

(1)セグメントの区分方法

中期目標等に定められた一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示している。

(2)セグメントの業務内容

【情報提供業務】（一般勘定）

利用者からの問い合わせに応じて法制度に関する情報及び相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する業務。

【民事法律扶助業務】（一般勘定）

経済的にお困りの方が方的なトラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務。

【国選弁護等関連業務】（国選弁護人確保業務等勘定）

国選弁護人及び国選付添人による弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

【犯罪被害者支援業務】（一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定）

①犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るために法制度に関する情報を提供とともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務（一般勘定）。

②国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務（国選弁護人確保業務等勘定）。

③犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日又は公判準備に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務（国選弁護人確保業務等勘定）。

【司法過疎対策業務】（一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定）

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

【受託業務】（一般勘定）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

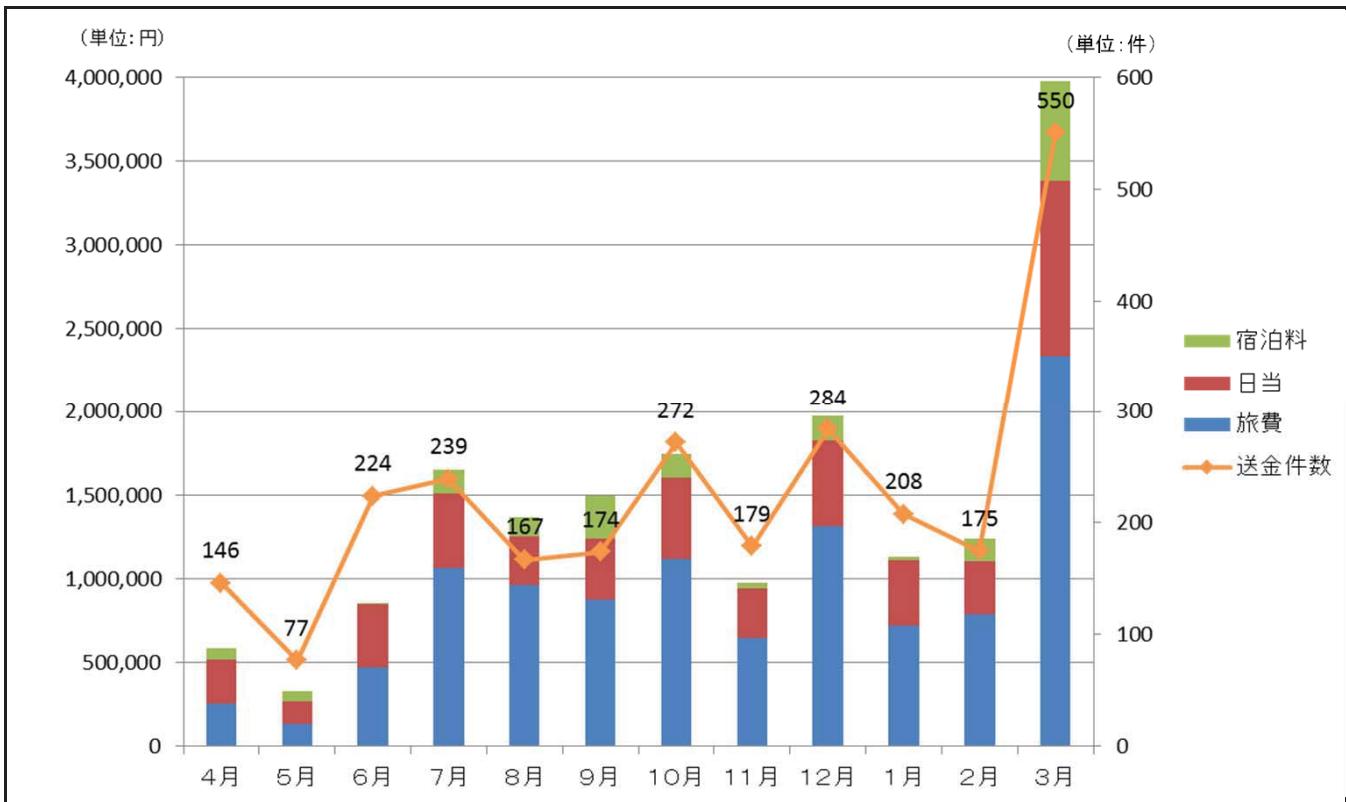
2. 「法人共通」項目にはセグメント配賦が困難なものを計上している。その主なものは管理部門に係る費用、収益及び資産である。

【資料57】令和2年度被害者参加旅費等支給業務実績

(1)請求件数、送金件数及び送金額

年月	請求 件数	送金		旅費	日当	宿泊料
		件数	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
4月	122	146	587,452	255,452	261,800	70,200
5月	49	77	325,627	133,327	137,700	54,600
6月	241	224	854,553	467,653	379,100	7,800
7月	231	239	1,652,837	1,066,037	443,700	143,100
8月	137	167	1,364,047	959,047	295,800	109,200
9月	184	174	1,495,319	877,719	358,700	258,900
10月	292	272	1,746,902	1,116,702	486,200	144,000
11月	170	179	976,165	645,765	299,200	31,200
12月	323	284	1,975,201	1,316,101	510,000	149,100
1月	179	208	1,130,836	721,536	385,900	23,400
2月	284	175	1,237,206	785,506	317,900	133,800
3月	546	550	3,974,036	2,339,136	1,042,100	592,800
計	2,758	2,695	17,320,181	10,683,981	4,918,100	1,718,100

(2)送金件数及び送金額の推移



- 請求件数欄は、当該月に裁判所から請求書の送付を受けた件数(旅行数ベース)を計上したものである。
- 送金欄は、当該月に送金した件数(旅行数ベース)及び金額を計上したものである(送金件数には、算定した結果、送金すべきものがなかったため通知書の送付のみを行ったものを含む。)。

【資料58】事業等のまとまりごとの予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護等賃連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考		
収入																						
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,480 1,480 (注4)	
運営費交付金	924	963	39	7,896	7,896	—	—	—	341	343	2	715	715	—	—	—	—	—	—	—	4,006 5,903 1,897 (注5)	
受託収入	—	—	—	—	—	—	14,520	14,324 △ 196	147	150	3	824	821 △ 3	1,154	815 △ 339 (注3)	1,537	1,482 △ 55	18,182 17,591 △ 591				
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69	38 △ 31 (注6)	69	38 △ 31 (注6)		
事業収入	4	5	0	11,825	11,764 △ 61	—	—	—	0	0	0	218	241 23 (注2)	—	—	—	—	—	—	—	12,047 12,009 △ 38	
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43	61 18 (注7)	43	61 18 (注7)		
計	928	967	40	19,721	19,660 △ 61	14,520	14,324 △ 196	489	493	4	1,757	1,777	20	1,154	815 △ 339	5,655	8,964 3,309	44,224 47,000 2,776				
支出																						
事業経費	398	389	△ 10	17,212	17,225	14	13,432	13,227 △ 256	148	150	2	53	43 △ 10 (注2)	1,093	749 △ 344 (注3)	—	—	—	—	—	32,386 31,782 △ 604	
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,881	3,533 △ 348	3,881 3,533 △ 348			
人件費	529	584	55 (注1)	2,509	2,828	318 (注1)	1,037	1,177 138 (注1)	341	390	49 (注1)	1,704	1,754 50	62	62	—	1,774	2,002 228 (注1)	7,957	8,796 840 (注1)		
計	928	973	45	19,721	20,053	332	14,520	14,403 △ 116	489	540	51	1,757	1,797	40	1,154	810 △ 344	5,655	5,535 △ 120	44,224 44,111 △ 112			

(注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの人件費の予算配分を見直したことによる。

(注2) 事業収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の収入及び支出し実績が減少したことによる。

(注4) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,118百万円、前中期目標期間繰越積立金10百万円及び政府出資金351百万円である。

(注5) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金の予算配分を見直したことによる。

(注6) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金の収入実績が減少したことによる。

(注7) 事業外収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて事業外収入の予算配分を見直したことによる。